

第四百四回 参議院大蔵委員会會議録第十一号

昭和六十一年五月十三日(火曜日)
午前九時六分開会

委員の異動

四月二十五日

杉元 恒雄君
上野 雄文君
菅野 久光君
安永 英雄君

補欠選任
福岡日出磨君
鈴木 和美君
赤桐 操君
竹田 四郎君

四月三十日

太田 淳夫君

補欠選任
桑名 義治君

五月六日

村沢 牧君

補欠選任
上野 雄文君

五月七日

吉川 博君

補欠選任
沖 外夫君

五月八日

上野 雄文君
栗林 卓司君

補欠選任
伊藤 郁男君

五月九日

宮島 渥君
村沢 牧君
近藤 忠孝君
伊藤 郁男君

補欠選任
大木 浩君
瀬谷 英行君
安武 洋子君
栗林 卓司君

五月十二日

大木 浩君
沖 外夫君
瀬谷 英行君
安武 洋子君

補欠選任
宮島 渥君
吉川 博君
村沢 牧君
近藤 忠孝君

五月十三日

赤桐 操君
鈴木 和美君

補欠選任
赤桐 操君
鈴木 和美君

稲村 稔夫君
高杉 迪忠君
稲村 稔夫君
高杉 迪忠君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

山本 富雄君

大河原太一郎君
藤野 賢二君
矢野俊比古君
竹田 四郎君
多田 省吾君

委員

伊江 朝雄君
岩動 道行君
梶木 又三君
河本嘉久蔵君
中村 太郎君
藤井 孝男君
藤井 裕久君
宮島 渥君
吉川 博君
稲村 稔夫君
高杉 迪忠君
村沢 牧君
鈴木 一弘君
近藤 忠孝君
栗林 卓司君
野末 陳平君
青木 茂君

政府委員

大蔵政務次官
大蔵大臣官房総務審議官
大蔵省主計局次長
大蔵省主税局長
大蔵省関税局長
大蔵省理財局長
大蔵省銀行局長
大蔵省国際金融局長

梶原 清君
北村 恭二君
保田 博君
水野 勝君
佐藤 光夫君
窪田 弘君
吉田 正輝君
行天 豊雄君

事務局側

常任委員会専門員

河内 裕君

説明員

経済企画庁物産局物産政策課長
厚生大臣官房政策課長
通商産業省産業政策局物産対策課長
中小企業庁計画部下請企業課長
労働省労政局労働課長

齊藤 寿臣君
岸本 正裕君
殿岡 茂樹君
高梨 圭介君
澤田陽太郎君
澄田 智君

参考人

日本銀行総裁

澄田 智君

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○参考人の出席要求に関する件
○昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨十二日、赤桐操君及び鈴木和美君が委員を辞任され、その補欠として稲村稔夫君及び高杉迪忠君が選任されました。

○委員長(山本富雄君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さうして、理事に竹田四郎君を指名いたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、日本銀行総裁澄田智君を、また明十四日の委員会に、国債募集引受団代表・富士銀行頭取荒木義朗君、名古屋大学教授水野正一君及び東京国際大学教授大川政三君、以上三名の方々をそれぞれ参考人として出席を求め、御意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さう

う決定いたします。

○委員長(山本富雄君) 次に、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には一段と厳しいものがあります。このため、政府は、引き続き財政改革を一層推進することとし、昭和六十一年度予算編成におきましても、特に歳入の徹底した節減合理化を行うことを基本とし、あわせて、歳入面についてもその見直しを行い、これにより公債発行額を可能な限り縮減するよう最大限の努力を払ったところであります。

まず、歳入面におきましては、既存の制度、施策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としてその規模を厳に抑制することとし、その結果、一般歳入の規模は前年度に比べ十二億円の減に圧縮されております。これは昭和五十八年度以降四年連続の前年度減額であります。

他方、歳入面におきましては、税制について、その抜本的見直しとの関連に留意しつつ、税負担の公平化、適正化を一層推進する等の観点から必要な見直しを行い、また、税外収入についても、可能な限りその確保を図ることとしたしております。

しかしながら、これらの措置をもってしてもなお財源が不足するため、昭和六十一年度においては、特例公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたうち、特例公債の発行等、昭和六十一年度の財政運営に必要な

財源の確保を図るための特別措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特例公債の発行についてであります。昭和六十一年度の一般会計の歳入の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行できることとしております。

第二に、国債費定率繰り入れ等の停止についてであります。

昭和六十一年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れは、行わないこととしております。なお、昭和六十一年度においては、単に定率繰り入れを停止したままでは公債の償還財源が不足するという事態に立ち至るので、別途国債整理基金残高等を考慮した必要最小限の予算繰り入れを行うこととしているところであります。

第三に、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例についてであります。

昭和六十一年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助に係る額から千三百億円を控除して繰り入れるものとするなどの措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本法律案は、その施行日を、「昭和六十年四月一日」と提案しておりましたが、その期間を経過しましたので、衆議院におきまして「公布の日」に修正されておりますので、御報告いたします。

○委員長(山本富雄君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 まず最初に、根室市の花咲港の問題についてお伺いしたいと思います。

今開港されているのは、根室市は根室港だろう、こういうふうに思っています。しかし、最近、根室から太平洋へ出る瑤瑤水道というのがソ連の境界線によって分断されている、あるいは浅瀬が多いうようなことで、かなり窮屈な航行を余儀なくされているし、それから、冬季は流水等で根室港はほとんど埋まってしまいうようなこともありまして、地元の根室市から、ぜひ花咲港をひとつ新しく開港してくれないか、こういう要請が大蔵省の方にも出ているだろう、こういうふうに思っています。

確かに北洋漁業の最近の状況からいまして、いろいろ困難がこちらの方に出ているとは思いますが、けれども、これらの問題については既に政府も相当対応をなさっているようでありまして、けれども、花咲港の開港ということになれば、これは港の施設もいし、また冬の港としての環境もいし、わけでありまして、何とかその辺は御検討をいただいて、開港ができれば、そうした地域が太平洋へ冬も開いているというような形ができればいい、こういうふうな思っておりますが、どんなふうなお考えでしょうか、お伺いをしておきたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) この花咲港の開港という御要望につきましては、たびたび私も関係方面からお話を承っておりますが、幾らか地理的な問題もございまして、この際事務当局からまずはお答えさせていただきます。

○政府委員(佐藤光夫君) ただいま竹田委員御質問のとおり、また大臣が答えましたとおり、私も花咲港の開港につきまして種々地元からの要望があることは承知をいたしておるわけでございます。

開港と申しますのは、一々税関長の許可なくし

て自由に外国貿易船が入港できる港のことであることも申し上げるまでもないわけでございますが、それだけに、そこには税関官署を設置いたしまして税関職員を配置することにまた相なるわけでございます。したがって、それにふさわしいと申しますか、それに足るだけの外国貿易量があるかないか。具体的に申し上げますと、外国貿易船の入出港の隻数がどうであるか、あるいは輸出入の状況がどうであるか、港湾施設の状況がどうであるかというようなことをチェックいたしまして開港の是非を決めさせていただいてい、こういう状況でございます。

そうした基準から見ますと、残念ながら、現在のところ、この花咲港は私どもの目から見まして開港に指定するに足りるほどの外国貿易量が十分あるとは申し上げにくい状況であるわけでございます。御指摘のような北方領土問題等もあるわけでございますが、それらを考慮に入れたとしても、なかなか十分な貿易量が既に存在するというわけにはまいらないような状況であることは事実でございます。したがって、私どももいたしましては、この花咲港の開港の問題につきましては、今後、今申し上げましたような貿易の実態がどうなっていくか、その推移を十分見きわめながら検討させていただきたい、かように考えておるような段階でございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣、これは確かに今そういうような問題もありますけれども、しかし、今までのような、魚をとるという地域から、市の方でも今度は水産加工あたりを中心にお考えのようではございますから、確かに北側と南側ではいろんな条件がかなり違うわけでありますし、特に加工ということになれば冬などもやはり利用が多くなると思われますから、これはぜひひとつ御検討をいただきたい、こういうふうに思いますが、今後検討を続けていただけるでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 今後の情勢の推移を見ながら十分検討をさせていただきたいというふうに

私も思っております。

○竹田四郎君　きのうあたりからまた一段と円高になってまいったわけでありすけれども、ついに百五十円台に突入をするという事態でありますけれども、これに関連して、どうなんでしょう、けき既に閣議があったわけでありすが、この間から総理も、必要があれば協調介入を申し込むというような答弁もあったわけでありすけれども、けきの閣議では何かこれに対して御決定になったんでしょうか、どうでしょう。

○國務大臣(竹下登君)　今の閣議でございすが、実は大蔵委員会の時間も迫っておりますので、一般案件が終了した後に一応閣議を閉じまして、それから閣議のそのまゝの席で三塚運輸大臣から御発言がありました。総理もたびたび言っておられるように、今日の状況は急激に過ぎる、こういうことを言っておられる。それぞれの関係がその立場に立つて十分な対応もしていかなきゃならぬと思う。いわゆる為替相場自身の問題は、これは閣議で論じべきことでもないであらう。

しかし、今後のいわゆる円高、中小企業対策を初めとするものもろの対策については経済企画庁でおまとめになっておることに我々も協力にやぶさかでないから、可能な限り急いでそういう作業を進められるように希望する、こういう発言がありまして、それを受けて内閣官房長官から、自分も急ぐべきだという考えは持っております。それから総理がそれを引き取られて、サミット前からそういう指示をして、私も様子を見ておるが、作業もかなり詰まっております。それから、可能な限り早くと言われましたが、経済対策閣僚協議会を開いて議論をしなきゃならぬと思っております、というところからへ上がってきた。

後藤田さんから僕にちょっと個人的話がありまして、大分進んでおると思うが、きょう我々は国会だけれども、大蔵省の事務次官と通産省の事務次官と経済企画庁の事務次官と呼んで様子を聞かれたらどうですか、こういうふうに申して、

そしてここへ来たということでございます。

○竹田四郎君　日銀総裁もきょうはお見えにいたわけでありすけれども、一般的に円高の傾向といいますが、余り細かい話はなされる必要はないかろうとは思いますが、一般的に円高の傾向といふのはどういふふうになっているんだらうか。非常にその辺が国民にとってよくわからない点でありますけれども、どんな方向にどんなふうに向かっているかといふことについて日銀総裁からもお話をいただきたい、経企庁はお見えになつておりませんか。もし大蔵省でわかれれば大蔵省でも結構でございますが、その辺の見通しをこの辺で明らかにしていただきたいなと、こういうふうに思います。

○参考人(登田智君)　為替相場の見通し、現状もそうでございますが、殊に見通しというふうなことにつきまして、私のように市場に直接関係している立場においてこれを述べるといふこと、これは市場に不測の思惑や憶測を生ずる、それで相場が動くといふようなことが非常に多いわけでございます、したがって、見通しといふことは御容赦願いたい、こういうふうに思うわけでありす。

ただ、最近の相場の基調には思惑的な要素が非常に多い、そして非常に不安定で急速に過ぎる、こういうふうなことを考へております。長い目で見た円高の基調といふものは対外不均衡は正の上において望ましいことであるといふふうにこれは常々申しているわけでございますけれども、当面の動きといふのは余りに急激でございます、これは対応するといふ意味においても極めて困難なことでございます。したがって、何としても安定をするといふことが最も望ましい、かように考へておる次第でございます。

○竹田四郎君　総裁は、我々の前に来ると為替相場のことについては言っちゃいけないと、こういうふうにおっしゃっているんですが、ところがほかではばんばんおっしゃっておられるわけでは

ね。この間も、新聞紙上でしか私も知りませんけれども、百六十五円なら日本の経済は耐えられるという御発言を新聞は書いてありました、これは真意かどうか私わかりませんが、それをとおっしゃった途端に六十二円ぐらになっているわけですよ。

私はきょうもあえて、日銀総裁ともあろう方に為替の見通しはどうだなんて聞くつもりは本来はないんです。しかし、どうも最近、あなたを含めて首脳と言われる人が為替相場についていろいろ、上がるだ下がると、上げ過ぎだ何だかんだといふことを言い過ぎるんじゃないですか。こういう発言が、大蔵大臣もそうでありすけれども、大蔵投機だとか思惑が走っていると云うんです、そういうものをむしろ積極的におっしゃっているのは首脳と言われる方じゃないでしょうか。私はいつもこれ最近不快に思っているわけですよ。ほかの関係のない方がおっしゃられることであればこれはまあいいと思うんですけれども、そういうことに非常に影響のある方々がお話になつておられるといふのはどうも、その方がむしろ乱高下を呼び込んでおられるといふふうに思っています。

大蔵大臣どうなんでしょうか。あなたも時々いろんなことを言われる。総理に至っては、経済を知っているのか知らないのかわかりませんが、相対的なことを言われる。こういうことでは、もう為替相場の安定などというものはもとと政治が突き崩している、こういうふうには私は思えないんですが、この辺はどうなんでしょうか。日本の財政経済の大元締めであるお二人にこのことをはっきり聞いておかなければ、ますます乱高下の相場へ行ってしまうんじゃないか、こういうふうにお考えですか。

○参考人(登田智君)　まず私から御指摘の点についてお答えをさせていただきます。御指摘の点は、これは先週の五月七日の記者会見における私の発言が記事として報道されたものを指しておられると思うわけでございますが、こ

の報道は私の本意を正確に伝えていなかったといふことで、私も遺憾に存じている次第でございます。

私が申しましたことは、相場がファンダメンタルズを反映しているものである場合、しかもその相場が安定しているといふようなことであるならば、内需への転換やあるいは構造改善といった、そういった努力を伴いながら日本経済全体としてはこれに耐えていくことができると思ふ、こういうことを言った次第でございます。質問も、日本経済は耐えられるのか、こういう質問でありましたので、そういうふうな答えた次第でございます。これは私としては常に申している一般論を申したわけでありまして、もとより特定の具体的な数字を示しての相場水準といふことについて触れた答えではなかったわけでございます。

この点は当時の状況を申し上げさせていただきます。この点は当時の状況を申し上げさせていただきます。

○國務大臣(竹下登君)　私自身も非常に感じておりますのは、為替相場に関する質問があったときには一切お答えを御遠慮するといふ方がむしろいいんじゃないか、こんな感じが、これはこの間のサミットのときの大蔵大臣会議のときにも私からそのように話してみましたが、そうしたらみんなが、そう言っても、安定が大事だといふのはだれも思っているんだから、安定といふと、今の価格で安定かと、こういう今度はまた質問になりますので、したがって、これから為替相場は市場がお決めることになるので、やはり私もそれに言及はしないことに国際的な約束をしておりますといふふうにお答えした方が一番いいんじゃないかといふような話をしてみましたが、それは単なる話で終わりました。

したがって、きのう見まして五十九億ドルぐらいでございますから、ノーマルのときの倍ぐらいでも申しましようか。したがって、大変な膨大な量が動いておるときに、我々が言い過ぎるのか、あるいはそういう少しの動きに投機が反応し過ぎるのか、どっちかな。

例えて申しますと、話が長くなって申しわけありませんが、きのう百五十九円九十九銭、一時的に瞬間で出ましたら、それでいいかといいますが、百六十円から見れば一銭の話ですけれども、私もふと反省してみまして、ニューヨークで一月でございまして、二百一円のとときに、百九十九円になったらどうするかという話があったから、それを一つの刻みを決めて議論すべきものじゃないかという話をしましたら、それが百九十円台許容発言、こういうふうにとられる。だから、きのうの場合も、瞬間的に百五十九円九十九銭があったときにも、もう今度は相手の方で、一銭、二銭の話です。聞くのもいかにと思ひますけれども、しかしどう思ひますかというようにすることになりますから、結局一切お答えしないということにしましょうというのでやと合意に達した。

こういうことでございまして、我々の発言はあくまでも、国会でも十分、遠慮しながらというか、いろんなことを配慮しながら聞いていただいているが、本当はみんなが良識を働かせているときに、関係者の発言は特に慎重であるべきである。したがって、可能なことならば、会見等においては相場観は一切言わないことが一番いい、こういうふうな発言にしようかなと思つてかれこれ考えておるところでございまして。

○竹田四郎君 日銀総裁、今のお話、真意のほどはわかつたんですが、しかし新聞に百六十五円というのがほんとに出ていたわけですね。今の総裁の発言には百六十五円という数字は出ていないわけですね。あの当時はもう少し、私は七円か八円ぐらいのころじゃなかったかと思ひます。よ。そのときにほんとそれより上へ出ちゃう、高い値段が出るというのはどうもよくわからないんです。もしそういうことがあったら、もう少し発言を訂正させるなり何なり強い態度でいかないと、それは何か新聞記者の方が悪いというふうな発言ですけれども、新聞記者は新聞記者である程度想像で質問もなさるだろうしするんですから、その辺はもう少し私は慎重であつてほしいと思ひ

ます。

それから、大蔵大臣の御発言ですが、確かにそれはそうですが、もう少し円高をとめていくという具体的な対応がないから私は結局そういうことになつちやうと思ひます。思惑にどんな片方は乗つていच्छやう。だから対応する政策というものをとびしつとしっかりしたもの早くつくる、このことがどうしても今必要じゃないですか。そのために例えは前川さんを座長にして経構研の報告をつくらせたり、あつちこつちでそういうものをやっていると、あつちこつちで対応する対策を早く打ち出すという、それがどうも欠けているんじゃないでしょうか。

例えは、総理にしても、経構研の報告は私の個人的に受けた報告でありまして、ついで、すぐアメリカへ持つていच्छやうして、細かいやつを、固めというのか根回しをしつかりやつてない。個人的なものに還元されている、それが思惑を呼んでいる、そんなふうには思ひますけれども、もう少しそういう点では政府の為替相場に対する具体的な経済財政政策というものがなければ、どんな思惑だけが走つちやうということになりませんか。どうですか、その辺は。

○國務大臣(竹下登君) 確かに過剰反応といひますか、反応のし過ぎといひますか、そんな感じは私も持つております。

前川レポートというのが出ました。こうなりまして今度は国会では、八条機関でもないものをあたかも金科玉条のごとくと、こういう質問を受けまして、また党内に行くと、各部会その他の手続が終了してないのに私的諮問機関のものがひとり歩きするということに対してはいかかかというウソだ、こういうことでございまして。これは実態がそうであると思つております。

したがって、きょうの三塚君の発言にありましたのが、今竹田さんおっしゃつたのと考へる土台は別として大体同じことを言っているんじゃないかという感じで今承つておりました。せつかく前

川さんのレポートを参考にしてこれの推進会議というのができた。そうならば、それがもつと動かないことには、いわば思惑のみが先行して反応が過剰になつてくる。これは私も同感でありますので、たまたまけさ、土台の違いは仮にあつたといひたししても、同じような鞭撻を受けたんだというふうな感じで受けております。

○竹田四郎君 これは私も新聞で見ると情報はないわけでありまして、この間のサミットでも、必要があれば協調介入をするということを確認した、こういうことで、中曽根総理は、その時期がもう来ているんじゃないか、こういうことですが、せつかくサミット前からの動きでも、それから竹下さん、澄田さん、去年の秋から大変御苦労されて、G5とかというような会合も行われてきたわけでありまして、あるいはOECDの会合等もあつたわけでありまして、去年の九月の約束というのはこれはどういうことだったんですかね。今の日本には適用しない、そういうG5の会合だったんですか。今度G7というのをつくくるのでありますけれども、それはちよつと違うにしても、日本というのは対象外になつていないんですかね。

私もこの前、まあ私もあのときにヨーロッパへ行つてG5の結果は大変驚きましたけれども、とにかく介入して安定するといひことがG5の一つの話し合いではなかったかという気がするんです。そのG5が二回ぐらいはワークしたように私も思ひましたけれども、それ以後はちよつとワークしてないような気がして、むしろ円だけが孤立され、日本だけが何か孤立してしまつてどうにもならないというふうな感じがするんです。G5というのはいかかかときには余り役には立たない話し合いですか。

○國務大臣(竹下登君) G5というのは、本当これは難しい話でございまして、大体G5というのは公式にはないという建前のものがたまたまあつた。まあ表現はちよつと適切でないかもしれませんが、一つだけありますのは、ベルサイユ・サ

ミットのところで、五カ国がSDRの構成国だから、したがつて時に集まつてサーペーランスをやりなさい、これはあります。しかし、サーペーランスをいろいろやりまして、当然出てくることは、その中に為替の問題等も議論として出てくる。これがやや頭を花してきまして、最初は五カ国でやりましてそれから七カ国にできたのでございましてけれども、ポルカーさんが七尺ぐらいある人ですから、あれが世界じゅう歩くと物すごい巨人が一人来るというのわかるようになってしまひまして、それで本格的にわかつたのが去年の一月のG5でございまして。

その際は、どちらかといひばヨーロッパ筋からドル高に過ぎるではないか、こんなような発言がございまして、我々もそうでございまして。それで結局その後いろいろアメリカも考えられて、そして九月のG5になつて、あのG5の決まつたのを読んでみますと、今竹田さんがおっしゃいましたように、今のドル高は必ずしもファンダメンタルズを反映していないといひことですから、あそこで話し合つたのは、いわゆるドルの独歩高に対する共同行動の話をしたわけですね。しかし、それ以前にウィリアムズバーク・サミットの中に、一般論として、どの通貨を指したといひ意味でなく、いわゆる協調介入あるべしといひ申し合わせがあるわけでありまして。

したがって、先般のサミットの場といひのはそのところは複雑でございまして、私もいろんなことをPRしようと思ひましたけれども、PRするものもまた必ずしも適当でないと思ひましたのは、したがつて、サミットの政策調整、そしてウィリアムズバーク・サミット以来の申し合わせ、これは確認ができるわけでありけれども、個別の通貨貨についての話といひことになりまして、これは実際中央銀行さんと一緒に話した場合でない率直に言つて全く機能をしないといひ性格のものでございまして、サミットで為替通貨の安定は議論されますが、いわゆる相場の行く末といひものが議論される環境に本当はサミットはないわけ

したがって、あそこで決まったことは、これからサーベランスをやりなさい、それは七カ国でやりなさい、しかしSDRの通貨国だから五カ国でもやりなさいということが、すなわちG5もある意味においてオーソライズされた、こういうことになったわけでございますので、その後のG5というのはまだもとより行われておりませんが、

G5とはあくまでも五カ国大蔵大臣、中央銀行総裁の集まり、こういうことで、これからどういふふうな形で運営するかを近々代理会議で相談をしてもらおうと、こういうところまでが現在の状態でございます。

しかし、ウィリアムズバーグ・サミット以来、またことしで見れば、一月のロンドン G5 以来、通貨当局あるいは我々緊密に各国と連絡をとるといふ状態にはありますし、連絡はとっておるところでございます。

○竹田四郎君　これは御両者に伺いたいんですが、総理は協調介入をこの間も言われているわけですが、そういう時期か時期でないかというようなお考えはどうなんでしょうか。価格は別として、乱高下の問題というのは私あると思うんですがね。その辺は国民もいらいらしているし、恐らく今後の日本経済にも非常な大きな影響が乱高下の問題にはあるだろうと思うんですが、その辺の安定化について何か申し入れるというようなことはないですか。

きよりの新聞を見ますと、ロン・ヤスの関係だから、ロンの方も何かするだろうなという楽しそうな記事も実は出ているわけでありませうけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○参考人(澁田智君) 介入自体につきまして、協調介入もそうでございますが、単独介入につきましても、私ども、介入をしたとか、どういう段階でどういうふうに介入するとか、そういうふうな考えますので申し上げられないわけでございますが、ニューヨークG5以前も連絡は十分にとっております。

たわけでございますが、とりわけニューヨークG5以降各国の為替市場の状況、それに対する対応というような点につきまして、毎日極めて緊密な連絡をとつておる次第でございます。そういう連絡などの間に、為替市場の不安定というような状況等についてはお互いに認識をいろいろ話し合う、こういうような状態を続けておる次第でございます。

○竹田四郎君 総金庁でおつくりになった経済見通しというのはたしか二百四十くらいだったと思ふんですがね。それから比べますと、どこで安定するかわかりませんから何とも言えないわけですが、少なくとも百六十円台ということであらうかと、こう思ふんですが、この百六十円台、まあ真ん中をとって百六十五円というくらいにしますと、現在の情勢で、その後に総合経済政策があつて、それが幾らかGNPを引き上げた、こういうふうなお話ですが、百六十五円ぐらい、どんなな

これは大体達成できるんですかどうかですか。

それは六十一年度の税収にも関係するし、いろいろな財政問題にもその見通しいかんによって計算されているかわかりませんが、政府の見通しですね、名目五・一、実質四・〇ですか。

対応を迫られることにもなるわけですが、その辺はどうなんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) あるいは総務審議官からお答えすることになろうかと思いますが、確かにあれをつくりましたときは、竹田さん御指摘のと

おり二三四円ということでございます。

その数字をどういうふうにしてどこのところへインプットするかという技術は私は不敏にして理解しておりません。が、その後のたび重なる経路対策等をやり、そして具体的に出したのが先日、前倒し率七七・四ということ。それから、恐らくあしたかあさってに為替差益還元でございますか、電気、ガスが出るだろうと思えます。それと原油価格が、これも端数わかりませんが、二月末が二十七ドルで、二十二ドル台が三月末で、十六・八ドル台がきのう発表になった四月末。今はどうも

十四とか五とかになっているようにございます。そういうものも加えてどういうふうに計算するものと、かということになります。が、私の感じ方では、原油価格の下落とかいう問題の企業収益への影響等から考えますと、四割というものはまず妥当な線ではなからうか。いわゆる内需が四・二割で、外需で三角〇・二にして四・〇というのでございまして、O.E.C.D.の分を見ますと、四・

二五ぐらいに内需を見て、そのかわり一〇外需の三角見たりしておられますが、まあ急激な変化がありますもの、大筋の傾向としては四％というのは今のところ下方修正をするという状態にはないじゃないかな、こう思っております。

少し専門的なインプットの仕方なんかわかりませんので、総務審議官の方がお答えをした方が適当だと思います。

○政府委員（北村恭三君） 全体の経済の動向とそ

しては、基本的な考え方は今大臣お答え申し上げたとおりでございますが、この円高の経済に及ぼす影響というのは非常に複雑な面がございます。当面いわゆる輸出等に大きな影響があるというところは事実でございます、これがいわゆる円

高デフレということで現象がいろいろ出ているわけでございますけれども、ただ、これマクロの全体の経済ということで、かつ若干の時間を見て全体的影響ということを考えますと、いわゆる円高高値の価格効果というものがございまして、これがいい

わゆる実質所得の増ということで経済のプラスに働くという面があるわけでございます。経済企画庁で若干試算いたしましたようなことで、価格動向年間三・五兆円といったような試算などいろいろな前提を置いて考えますと出るわけでございます。

たものがプラスに働くということがございます。したがって、年度を通じて見ましたときに、それが全体としていわゆる円高のデフレ効果というものをどの程度打ち消す、あるいはさらにそれを上回るほどの効果があるかどうかということとは今後のいろいろな経済動向によって左右されると思いますけれども、そういうプラスとマイナスの両方の問題ということを考えますと、全

体として見ますと、当初考えました四%という成長、いろいろとそのものになっております前提が、変わってはおりますけれども、総体として見たときにはその程度の成長にはなるんじゃないかというのを現在もお見込んでいるところでございます。

○国務大臣(竹下登君) 今ちょっと数字を少し漠然と申ししたので。

原粗油の価格が、ピーク時の昭和五十六年平均は三十七・二九ドル、今言いました二月の平均が

二十七、五七、三月が二十二・三七、四月が十六・八などと言いましたが、四六でございました。それで下句は十四ドル台ということのようでございます。これは正確に訂正させていただきます。

○竹田四郎君 何か今の北村総務審議官のお話で

すと、大分円高のメリットの方でプラス要因が太いに働く、こういうふうにおっしゃっているんですが、机の上で計算すればなるほどそのとおりになるでしょうね。計算機で計算してもそうなると思っんです。しかし現実には、円高のメリットが

国民の間に分配されてそれが消費を拡大してゐるとか、あるいはそのメリットによつて新しい居間の設備投資が始まつてゐるとか、そういうようなもの、まあ一部にあるでしょう、非製造業なんかの、例えばレジャー産業なんかの一部にはそういうものがあると思いますが、どうも全体として私はそれほど感じられないし、これはそんなに小さな、まあ設備投資、額にして多いというのは中小企業が一番多くなつてゐます、一つ一つは小さくとも数が多いわけですからね。そういうものにも余り感じられないんですがね、いろいろな人々

会いました。

これはむしろ、一体この円高がどこでとまるのか、輸出が一体どうなるのか、本当に内需はどんな内需をやったならば内需転換が確実にできるのかというところは、まだみんな迷っていてどちらにも手がつけられないというのが私は現状じゃないかと思うんですよ。だから、余った金はアメリカの債券を買ったりその国の債券を買うという金融的な投資、悪口で言えばマネーゲームのような形で動いている、こういうふうには私は思えないんです。この辺はどうなんですか。まあ中小企業が動き出すか動き出さないかというのが、設備投資も、その辺が非常に大きな流れになるかならないかの私は境ではないかと思うんです。通産省ではそういう中小のあたりの動きというのはどういうふうに見ているんですか。

私もいろいろ金融関係の中小企業金融公庫とかあるいは国民金融公庫等の統計を見ている限りでは、どうもそんな動きというのは感じられないわけで、そうしたところでの調査のインデックスなんかを見ても、むしろ先は暗い、投資もむしろ控え目である。気迷いぎみかなり感ぜられるわけですね、その辺は通産省の方はどんなふうにごらんになっていらっしゃるでしょうか。

○説明員(高梨圭介君) お答えいたします。円高のもとにおきます中小企業の実況でございますけれども、まず景況からちょっと申し上げますと、御承知のように、企業マインドは停滞感が一層強まっているということでございまして、例えば商工中金の景況判断指数で見ても、これは五〇が平均になるわけでございますけれども、四月の数値で見ますと四二・七ということでございます。予測値につきましてもかなり低い数字が出ておるわけでございます。

それから中小企業の生産でございますけれども、規模別の生産指数で見ても、例えば三月、前年同月比でマイナスになっておりますし、それから円高関連倒産につきましても、帝国データバンクの調べでございますけれども、かなり増

加してきているという状況でございます。

こういう中で、一番影響を受けます中小企業の輸出産地の状況でございますけれども、これは円高が非常に急でございますので、電話などで産地の中小企業の組合等にヒアリングを行ったところ、輸出向け新規成約がストップしている企業はかなり見られる。それから大多数の企業が赤字受注をしている。さらには操業短縮、休業、廃業等を行っている中小企業もある。それから一部では他のNICS、例えば韓国のウォンなどの安からそういった商品に市場を食われているというふうな状況でございます。下請中小企業に対する影響につきましても、円高の影響を、下請単価の引き下げとかあるいは値引きといったような形で下請中小企業に押し寄せている疑いがあるケースがかなりございまして、これはちょっと古いデータでございますけれども、ことしの一月から二月にかけて中小企業庁で一万一千社の中小企業を対象に調べたところでは、一四・五％の下請中小企業がそういった形の要請を受けているというふうなことでございまして。

特に、今御指摘のありました設備投資につきましても、企業マインドにこういった停滞感が見られるわけでございます。円高の影響がかなり浸透してきたことを反映いたしまして減速傾向になっておりまして、実績はまだそれほど、ごく最近の実績は出ておりませんが、例えば法人季報で見ても、昨年十一月十二月期にはマイナス五・六％というふうなことで、設備投資意欲もかなり減少してきているのではないかとこのように考えております。

○竹田四郎君 北村さん、今のような話です。まだ円高が進むのかどうか、あるいはもっと円安の方向に向かうのか。どうも円安の方向に向かいそうもないような気がするんですが、大体六十円台で推移するだろうというふうに思っています。どうもあなたの説明と天と地の違いがあるように思っていますけれども、どうしても四％で通すんで

すか。機会を見てそれは修正するんですか。四％で通すということになりますと、恐らく税金も過酷な税金を取らざるを得ない、こういうところまで私はいっちゃやうと思うんです。もう少しその辺は素直にやられた方が後で困らないだろうと思うんですが、どうですか。

○政府委員(北村泰二君) 最近の円高が大変急速に進んでおりまして、これが中小企業等に実質的にもいろいろ成約難といったようなことで影響が出ていますし、またその他にも一般的に、急速な動きがあるということで非常に企業マインド等にも大きな影響が出ているということは御指摘のとおりだと思います。

したがって、今後こういった動向がどういうふうにつながっていくかということでございますが、先ほど来ちょっと申し上げておりますことは、企業の景況感には大変影響が出ています。でございますけれども、マクロで見た経済的な分析といたしまして、円高の影響というのが、いわゆる物価の安定というところを通じて経済全体にプラスの効果を持つといったような点が期待されるということでございます。成長率自体がどの程度のものになるかということ、今後ともよく経済企画庁等とも情勢を分析しながら検討してまいりたいと思っております。現在のところ、そういった全体の今後期待されるプラス面ということも含めてそういう考え方を申し述べさせていただいたわけでございますが、なおよく関係省庁と検討してまいりたいと思っております。

○竹田四郎君 日銀総裁、片方ではこんな形で工場もふえない。個人消費も恐らく私は余り伸びていないだろうと思えます。それでいながら、東京の山手線内の土地の価格というのは年々倍増になっているそうですね。もうえらい価格だそうですね。

それを反映していると思うんですが、株式もダウ平均を見ていると毎日のように史上最高、史上最高という表現が多いですね。そして今度は中小企業のところへ行きますと、今なかなか金が借

りられないんですね、率直に言いまして。私も何回か折衝してみてもお聞きしませんが、国民金融公庫あたりの貸出対策などを見ましても変わっていませんね。非常に選別的な対応になっていて、今までなら借りられたのが、なかなか貸してくれないというのが実態ですよ。

そうやってみますと、使うべきところに金は使われていない。片方には何か、過剰流動性と言っているのかどうなのかわかりませんが、そういうようなものが出てきている。ゴルフ権も、私はゴルフの会員権知りませんが、人の話に聞きますとこれもまたえらい暴騰だ。ちょうど昔の、昭和四十七年ごろですか、過剰流動性が動いていた、列島改造論の当時の、あのときはまだ列島改造の仕事があったわけですね。今はもう仕事は余りなくて、金だけは動いている。これは日銀のマネーサプライ政策に問題があるんじゃないか。きのうの発表でも、マネーサプライ九％、三月の実績で九％という御発表がありましたけれども、それはそれでも多過ぎるんじゃないのか、こういうふうには思っています。下手をするとならばこれはやっぱりインフレへの引き金になる可能性が全然ないとは言えないような状況だと思っております。

今のお話では非常に物価が安定している。なるほど外から来る物価は安定しているんですけども、そういうインフレ要因がどんどんたまっている、そんな感じもするんですが、一体どうして片方ではそんなべらぼうに価格が上っているのか。この辺はどうなんですか。

○参考人(金田智君) 私どももマネーサプライの動きには最も注目しているものでございます。マネーサプライの動きはM2プラスCDという、いつもそれとらえるわけでありまして、それによりまして、前年比の伸び率、御指摘のように現在まだ九％、前年に比べて九％増、こういう状況でございます。ただ昨年の秋は九％を超えておりまして、そうして、当時に比べますと、現在の足取りといたしましては若干伸び率が下がりがみえる、こういう状況でございますが、まだ九％

りられないんですね、率直に言いまして。私も何回か折衝してみてもお聞きしませんが、国民金融公庫あたりの貸出対策などを見ましても変わっていませんね。非常に選別的な対応になっていて、今までなら借りられたのが、なかなか貸してくれないというのが実態ですよ。

を割るに至っておりません。高目であるということとは確かでございます。ただ、これには金融の自由化に伴いまして大口定期預金金利の自由化などその影響が響いているという、そういう特殊の要因もないわけではございません。

また、今お話しした都心部の地価の上昇あるいは株価の動き等、そういう点についていろいろ動きがあることはそのとおりでございますが、それだけにやはり固有の事情がないわけではない。例えば都心部におきましてはビル等の需給の非常な逼迫というふうな、そういう事情を背景としているというふうなこともございます。

このため、私もいたしましては、現在のマネーサプライの動きをもつて直ちに危険であるというふうな意味で警戒視しなければならぬというふうなことは考えておりませんが、金融は既に十分に緩和されている状況でございます。金利水準も歴史的に見ても非常に低いところに来ているわけでございます。それだけに、金融緩和の今後の動向につきましては一段と注意を払って考えていかなければならぬ、マネーサプライの動向について十分注視をしていかなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣、どうも先ほどの北村審議官のお話でも、何か最後になると自信がないようなお話になって、経企庁とよく相談して。経企庁は確かに経済見通しの主管庁でありますからそれはそれでしょうけれども、結局私は、これだけの円高になっていくとすれば、通産省の方が御報告になったのが実際の実態であらう。そうやってまいりますと、本年後半から来年のGNPというものはやはり下がってくるだろう、そう思わざるを得ないわけですよ。ですから、それが下がってくれば後は税収に響いてくるわけでありまして、もう既に三三億四千億だというふうな形で税収欠陥が出るという話はあちこちから出てくるわけですよ。それは私は全くそうではないだろうと思っております。そうしますと、円高に对应して日本の財政を見ていく、あるいは国内における雇用の

問題等々を見ていくということになりますと、当然何らかのところで措置をしなければならぬ、こういうふうな思われるわけですよ。

既に国会でも補正予算はどうかというお話も出まして、中曽根さんは、補正予算を必要があれば組む、こういうこともおっしゃっている。しかし竹下さんはなかなかそこまではまだおっしゃられないようでありまして、そういう方向か、あるいは金利をさらに引き下げをしてもっと仕事をさせる、こういう方向に行くか、このどちらかしか私はないように思っていますけれども、これは今日ではそういう判断はつきかねるんですか、どうなんですか。どっちかの道だろうと思うんです。どうも日銀は補正予算を組めというふうなことを考えているのではないかといいことであります。大蔵省側は金利の引き下げをしたらどうかというふうなことを考えているらしいですね。これは新聞報道ですから本当のところはわかりませんが、どうなんだろう、その辺は恐らくどっちかだろうと私も思っていますけれども。

○国務大臣(竹下登君) 補正の議論というのは、これは竹田さんの長い経験の中で、今年度の予算の財源確保をどうするかという法律を今まさに審議してもらっておるときに、補正という言葉を使わせないで、表現が適切でありますか、大蔵大臣だけは補正を言うことはこれは不見識じゃないかというふうなことも思っています。したがって、恐らく総理の考え方というものは、下期の状態等を見ながらまさに総合的な施策を行わなきゃならぬ、こういうことだろうと思っております。

したがって、補正ということになりますと、トタで結びつくのが公共事業、建設国債、こういう話がすぐ結びついてくる。が、従来やってまいりましたのは、いわゆる債務負担行為の追加、俗称ゼロ国によって事業費ベースで六千億でございますか、昨年の補正が、例えばそういう手法もそれはあるかもしれませんが、あるいは財政投融資というものの活用は五〇%の弾力条項もござい

し、それらの使用もあり得るかというふうなことを、まさに総合的判断で、その時点のその状況等を見ながら判断すべきであらう。

ただ、私もこの間浜松、その前は多治見に行つてまいりましたが、それはいわゆる産地の、なかなかNICSカンストリーにまさにシェアがそのまま移ったという感じでございますから、アメリカの輸入量は変わらぬにいたしても、日本からのものが韓国、台湾に移った。そういうようなところのお方は、みずから貿易摩擦を起こされたことは一遍もございせんし、アメリカでつくらないものをおつくりになつておられるわけですから、競争力が弱くなつて大変だという感じは、これは率直に私もいたします。が、さてといひましても、いざ環境整備したり事業転換に対する金利、これはやれます。そして事実上下げを八日に決めた。しかし、さあそれならば買い上げというふうになりますと、燃糸工連のさなか、ちょっと余りいい環境にはないという感じもしてました。したがってこれには対応しております。

それから、今御意見の中にありましたように、例えば輸出が、いわばインドとかパキスタンとか東南アジア向けに出ておるところを円建てでやっておりますが、円がドルに対して強いので、ドルがまだその国の通貨に比しては強いわけでございますから、そうすると当然今度は円ベースの値下げを要求してくるでございましょうし、そういうところはまさに混沌としておる状態であるという、具体的にはそういう感じを私も深くしております。

それから、意見にもございましたように、したがって、企業は待たなしてございまして、あるいは部品とかいろいろな調達先を海外へ求めれば雇用不安も国内で幾ばくかのものが出てくるかも知れぬ。そういうようなことを総合的に、これは、これこそ責任回避じゃございせんが、経済企画庁の方で整理してもらつて対応していかんきやならぬなというふうなことを非常に選振の幅は狭い

と思ひますが、可能な限りあらゆる手段を尽くすだけの少なくとも心の準備はしておかなきゃならぬ。いわゆる補正とか建設国債の増発とか、そういう意味におとりいただくといけませんけれども、総合的に財政というものの役割というものも心していきながら課題だという問題意識は持っております。

ただ、金利の問題につきましては、大蔵省がどうぞ金融の方で、日銀さんの方がどうぞ財政の方でと、別にこうおっしゃっているわけではございませんが、金融のことは日銀総裁からお答えをなさると思っております。

○竹田四郎君 大蔵大臣、予算関連のことをお願いしているときに補正予算のことを言うのは不見識だと言ふんですが、それは世の中が静かなときは私はそのとおりだと思ふんですよ。ドルと円の関係も余り変わらない、大蔵省も正常に、余り乱高下しないといふときは私はそれでいいと思ふんですよ。今こういう時代にそういう考え方というのは非常に官僚的な発想じゃないですか。変えていっていいんじゃないですか。国民はそれを望んでいるんじゃないですか。そのかわり、大蔵省はちょっと予算の編成の見積もりを誤つたらうとか何とか、そういう話があるでしょう。あつてもこれはしょうがないじゃないですか、世の中がかわつていりますから。

あのとき二百四十四で計算したのを、百六十円で予想していた者はだれもいなかったはずですよ。我々だってこんなに円高になるとは予想してないんですから。そういう事情がばつと出たときには、そういうものにこだわっているというのは非常に官僚的な、何か枠にとらわれて、責任を追及されると困るというふうなことではやっぱいいじゃないんじゃないですか、竹下さん。あなたは今年ニューリーダーですから、その辺では、変えるところはどんどん変えていくという思想にならなければいけないんじゃないですか。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) これは、竹田さんと同じように、私も過去からの反省で、今のような御意

見ちやうだいしてもいいという意識に立つことも間々ございます。しかし、やっぱり民主主義の手法というのは時間のかかることでございまして、四十七年度予算のときに、為替レートを何ぼにするかというので、途中で為替レートの違つたら予算書を書き直していいというようなことがございました。それから五十五年予算のときにまた一つのエポックでありまして、途中で公定歩合上げたから予算書を書き直していい。そのときは野党の先生が、公定歩合の操作によつて予算書の書き直しを云々するのは知性と教養の乏しき者の質問だと言っていたいて、ありがとうございますと申し上げまして、出し直ししなくて済んだ。それから為替レートの場合は、海外の旅費と人件費の問題での議論がありました。

それで、この間、総理の補正発言というものが、小柳先生の質問に対してあった。そうしたら衆議院で今度は財確がとまってしまうてね。だから

らまだやっぱり国会の体質の中にも幾らか残つて、いや私を含めてですね、だからそういうのが、自然に展開していくというのが、民主主義というのは若干時間がかかるものだな。私も、お役所勤めたこともございませんし、国会の問答というのは、きょうみたいな問答をするのは大変いいことだと思つておりますが、大蔵大臣さんとなつてみますと、それは竹田さんと僕との間ではその議論が通用いたしたといたしまして、それじゃこの財源確保法の建設国債の上限、赤字国債の云云、やっぱりこれは出し直してこいと、この論理も全然むちゃな論理じゃないわけですから、したがつて官僚的といへば官僚的になります、結局、やや時間がかかつて、今のようなフランクリリーな話ができるようになるんじゃないかなというように感じております。ちよつとお答えにならなかつたかも知れませんけれども。

○竹田四郎君　そうだと思ふんですよ、私も。だから国会の方もそれはもう少し弾力的に物を考えていかないと、これだけ世の中が動く時代に、予算を組むときは、もう一年半ぐらい前、二年ぐら

い前の材料で予算を組んでおるわけですから、もう変わるのとは当たり前なんです。そういう意味で、この前も、もう少し物を考えて、財政法も、その辺は今までのような窮屈な財政法じゃなくて対応できるような新しい財政法を考えたらどうだと言つたら、それにも余り御熱心じゃなかったやうでございますけれども、そのくらいのことを考へるべき時代に私は来ていると思うんですがね。

そこで、日銀總裁もお忙しいでしょうから、いつまでもここへとおくわけにはいきませんかから解放したいと思うんですが、今まで見ていきますと、利下げをした後に余計為替相場は上がったっているんですよ、大体、協調利下げをやつたら、第一次のときですか、これは横ばいだったんですが、後は大体円高にどんどん進んでいつているというのが今のグラフだと思ふんです。ただ、利下げが果たして内需拡大になるかどうか私はちょっと疑問だと思ふんです。

先ほどもお話がありましたけれども、円高差益にいたしましたも、国民に還元されないでどこかでそれが金融資産となつて、一番大きいものはアメリカへ行つちやつてゐる、こういうのが実態だと思ふんですね。それから、片方では、金利下げをされれば、金利生活者というのは多くなつていきますよ。老齢化の社会になつていきますから金利生活者が多くなつてゐる。最近の新聞を見ても、何日かに一回ぐらいは、日銀総裁様、金利をこれ以上下げないでくださいという年寄りの訴えというのが出ていますよね。私はまことにそうだと思ふんですね。そういう意味で、どうなんですか、利下げをされるときにはそういう面は何らかの意味で考慮してやらなければ、片方は円高でメリツトでうんともうけてこうやつてゐる人たちもいるわけですよ。それで片方では、中小企業のように、この叫びは通産省が聞いてくれるからいいで

すよ。年寄りの叫びは一体だれが聞いてくれるか。だれも聞いてくれない。

こういう事態ですから、ただ単に経済政策だけで金利を下げる、それにはやっぱり特例というも

のを考えながらやっていたいかなどと國民は承知をしない、こう思うんです。金利をすぐ下げるか上げるかという話は、あなたは口を開きまして言わないでしようから、それは聞きませんけれども、そういうことで、金利政策だけで内需の拡大をするということとはなかなかそううまくいかないだらう。もしどうしてもやらない場合には、そういう面への考慮を払いながらやっていく措置を、これは日銀だけではできないかもしれないけれども、大蔵省とその辺は協議してやっていかないといけないんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○参考人(澄田智君) 御承知のように、既に本年に入りましてから三回にわたって公定歩合を相次いで引き下げてまいりまして、その結果、諸金利、預貯金の金利を含めまして現在歴史的に非常に低いところに来ている次第でございます。これまでの金利低下の効果、これはこれから出てくる、こういうふうに思っております。したがいます

して、政府がとられました総合経済対策とあわせ、政府がとられました総合経済対策とあわせ、て内需拡大に資するものというふうに期待をしているわけでございまして、当面、全く、公定歩合をさらに引き下げるということは考えておりません。

ただ、今御質問の点でございすけれども、これは第三回目の公定歩合引き下げのときには、預金金利につきまして〇・五％そのまま連動ではなかったわけでございます。それから、福祉定期預金等に対する配慮ということも行われたわけでございす。こういうような配慮はこれは当然にとられなければならないかった配慮である、そういうふうに考えておる次第でございす。

○竹田四郎君　じゃ総裁結構でございす。

それで、これは大蔵大臣の方に聞きたいと思うんですが、こういうふうな円高の情勢になって石油税の税収というのは相当下がったと思うんですが、これは一体どうするつもりなのか。これはもうしょうがないと思うんですね。円高で下がる、石油価格の下落で下がるということですから、相当下がると思うんですが、これはどのくらい下が

る見通しですか。それから法人税などとはどんなふうな見通しですか。先ほどから申し上げていますように、少ないので二、三千億の税収減が出るだろう、多い人はもっと出るだろう、こう言っているんですが、その辺の見通しはどうなんですか。

○政府委員（水野勝君） 税収といたしまして現在まで判明いたしましたのは、六十年度分で三月末までのものでございます。全体として見ますと、三月末では、補正後予算の七八・八%まで来ておりますが、これは前年同期が七九でございまして若干下回ることはなるわけでございます。

が、六十年度の特殊性といたしまして、たばこ消費税を六十年度的から導入いたしておりますが、これが年二回収納という特例がございますので、その点を調整しますと、三月末では七九・四％ということになりまして、前年同月を上回っておるわけでございます。ただ、これからの税収といたしましては、三月決算法人が五月末に大量に納付さ

れるのが例年のことでございますので、これを見ませんことには六十年年度の税収の動向ははっきりしたことは申し上げられないわけでございます。その中におきまして、一つ石油税でございますが、石油税といたしましては、六十年度分は、二月までの分が六十年年度の税収になるわけでございいたします。先ほど大臣からお答えがございました、二月までの石油の価格は二十七ドル台でございますので、六十年年度の石油税の税収としてはおおむねの予算どおりに収納されるのではないかと考えておるわけでございます。これが六十一年度となりますと、全くのこれからの動向でございます。確かに原油価格の低下はかなりのものが現在はあるわけでございますが、原油価格の低下の分が輸入教

料等にどういふふうに響くのか、また年度を通して原油価格がどう推移するかということもござい
ますので、六十一年度の石油税収の動向としては
現在確たることを申し上げられる段階にはないわ
けでございます。

また法人税につきましては、六十年年度につきま
しては、三月末まで先ほど申し上げましたように

あるわけでございますが、三月末までの分でございますと、六十年度の税収といたしましては六三%まで来ております。これを去年の六二%と比べますと、五十九年度に對しましては上回っているという状況でございますが、この点は、先ほど申し上げましたように、三月決算法人の五月収納分というのが非常に大きなウェートを占めておりますので、この動向いかんではございますので、六十年度の法人税がどうなるか、これがひいては六十年度税収全体をどう左右するかでございますが、全く確たることはまさに五月末収納、これが明らかになりますのは七月上旬でございますけれども、その時点までは法人税収につきまして明確なお答えはまだできる段階ではないわけでございます。

六十年度法人税収を基礎といたしました六十一年度の法人税でございますが、この点につきましては、六十年度の当初予算額よりも一千億円近い低い金額を見積もるようにならして、私どもとしては適正な見積もりをいたしておるつもりでございます。

円高につきましては、先ほど来お話のございましたように、メリットもありデメリットもある。経済全体あるいは税収につきましてもプラス、マイナス両面があるかと思っておりますので、現時点におきまして、法人税収がどのように推移するか、まだそこまで申し上げられる段階にはやはりないわけでございます。これを御理解いただきたいと思います。

○竹田四郎君 大蔵大臣、損しているのもあれば、もうかっているものもあるわけですね。もうかっている方はこうやっていくわけですよ、みんな。それで、できたらかへこれをうまく運用してというので外国へも金を持っていったりなんかしているわけですね。そういう意味で、もうかっている人というのは私は全く不労所得でもうけていると思うんです。ほかの人の犠牲でもうけているのひとつ徹底的に私は追って税金を取ってほ

しい。それでないとこんな不公平なことないと思ふんです。まずまず国民が政府の施策から離れていく、こういうことになりましますから、総理大臣になつていては、その辺はまずまず厳しくひとつややつてほしい、こう思います。それはお答え要りません。

それから、次の総理大臣になつて次を担当されるわけでありましますから、六十一年度末は公債発行残高が百四十三兆というふうになるというんですが、これどうしますか、本當のことを言います。あなたも公債発行残高については全然無責任じゃないはずですよ。こんなに大きくなったものを一体どう処理をなさろうとしているのか。どうもこれが国民に一番よくわからない。国民の方は、大蔵省の方からそれ国債買入国債買入というので今のところは一生懸命買つておられますけれども、この国債買入というのはいくらなるものか。今のままで返せるのかどうか、返すとすればどのくらいの年限をかけるなければならぬのか。考えるだけで頭が痛いんですが、大蔵大臣どうですか、どういふふうにお考えになつておられますか。大体の、細かい数字なんてとてでもできませんし、六十一年度特別国債発行ゼロというあの計画だつて今全然信用のない計画になつておられるわけですから、余り具体的な計画は要りませんけれども、大まかにどうするんですか。

○国務大臣(竹下登君) これは夜な夜なのまさに悩みの種でございます。一般の計画からいって、借入れれば、建設国債の場合六十一年という今償還ルールでございますから、子、孫、ひ孫の時代にまでツケを回さなきゃいかぬのだな、それが財政を握る者としては、生きとし生ける時代のものを何でひ孫までが返さなきゃいかぬかな、いや資産があるから幾らかはいじやないか、いろんな議論がございましてけれども、財政法の原点に返れば、本當は、まさに必要な場合に発行して平素は発行すべきものでないという体制にいつの日か返していかなきゃいかぬ。それにしても、今度は残高というものを抱えた

財政、現実問題として、そうすると、よくこれは国会でも御議論いただきますが、償還のための財源等については、一定の期間を限って、永久国債のような形で、いわば減債制度のいさか根幹に触れる問題になりますけれども、そういう提案もあつたりする。それから、少し古い話になりますが、日本社会党の御提案の中にはいわゆる土地再評価税、法人に限つてもやつて、法人税の前取りだと言へばそれまでもしれませんけれども、そんな提案もあつた。そんなことを思い出しなから、この間フィリピンへ行つて、あなたのところ財産税やつたらどうだという冗談も言つてみましたが、それはそれとして。

したがって、かれこれ考へてみますと、今度は税の問題がございまして。税の問題がございまして、これは今諮問申し上げておられるのは、レベニュー・ニュートラルでございますから、これは増収を目的としたものではない。が、政策選択の場合には、結果として増収になるようなことも政策選択としては考へなきゃならぬかもしれないこと。も頭の隅にもろんなわけのものではないこと。そんな。そういうものをかれこれ問答しておる中で国民の理解が得られていく、そのタイミングをどこでとらえるかということではないか。

六十五年脱却の問題、もう不可能だろう、現行制度、施策そのままだつたら確かに不可能と言わざるを得ない。しかし、そこにまた変化をもたらしなければ、非常に便宜的に考へれば、今、六十五年に赤字公債の発行体質から脱却するのと、一方に公債依存度を下げていくという二つの目標を掲げておられるわけですが、一方を仮に、六十五年脱却のための手法として、例えば減債制度を漸次考へ直したり、あるいはいろんな特定財源を一般財源化してその分を建設国債に依存するというような形をとれば、一つの目的は帳面づらは達成するかも知れません。しかし、一方の公債依存度を下げるという方は必ずしもこれは目的に合致しないようになる。その後からが今度はその残高をどうするかという順番で今考へておられるわけでご

ざいですが、残高問題を考えますと、ある時期は、公債を抱えた財政、たくさん残高を背負い込んだ財政というものである期間組み直しをしてみなきゃならぬのかな、そういうような気持ちもあるわけでございます。

だから、いずれにせよ、やっぱり国民の理解と協力が得られなければ成ることじゃございせんし、国民の皆さん方の中にも、負担するものも国民だし受益者も国民だという意識は本當にだんだん徹底してきたという感じもいたしますので、時間をかけながら毎年毎年の予算の中で理解と協力を得ながら進んでいくしか基本的にはないということにいつも帰着しておられるわけでございます。

いろんなことを考へながら、私の答弁のように、最後は何だかわけのわかつたようなわからぬような、そんな感じがいつもして、最終的に毎年毎年の予算でやつていかなきゃドラスチックなことはなかなかできるものではないというふうな考へておるというのが素直な実感でございます。

○竹田四郎君 とにかく、私も昭和五十年から特別債の創立には携つてきておられるわけですが、毎年毎年同じようなことを結果的には言つておられるわけですね。しかし、とにかく百四十三兆円という公債発行残高を目の前にして、これから竹下さんとこいう議論もできなくなつてくるということになると、一体竹下さんどうするつもりなのか。今のようになんか話では、ちよつとまたこへ来てしゃべらなくちゃならぬような形になつてしまふんですがね。私はもつとはつきり、もうこれは増税をやらざるを得ない。そうでしょう、百四十三兆というのを少しづつ返すようにならるかどうかわかりませんけれども、恐らく今だつてまだ政府の計画どおりいってないんですからね。その辺はもう少し明確におっしゃられたらどうですか。それでないと、国民は率直に言つて増税されるのは嫌ですからね。私もたくさん増税されるのは嫌ですからね。やっぱり安易につきやうと思ふんです。どうなんですか、これを埋めるには

どうしても増税しなくちゃだめですよということをはっきり言うか、それでなければ、元金は返しませんよ、金利だけは払いますが元金はもう絶対返しませよというような目標を何か与えないと議論にならないんじゃないですか。あなたの方で問題を投げ出さないで、国民の合意を得るといっただけではこの問題は解決していかないんじゃないですか。

それで結局なされることは何かというと、なるべく国債の発行額を少なくするために、ツケ回したり、ほかへの負担を転嫁したりというようなこととでやっているわけですね。このツケ回しだっていつか返さなきゃならぬ金でしょう。そのうちカットしちゃうんですか。どうしてもあれは払わないというふうになさるわけにもいかぬ問題もあるでしょう。これだって、これは私どもの方の計算ですが、やっぱり十兆円近くのものがあるわけですからね。実際は百四十三兆プラス十兆というのが政府が負っている債務だと思ふんです。だから、その辺はもうそろそろはつきりさせる時代じゃないですか。

○国務大臣(竹下登君) 一つは、増税という問題になりますと、今臨調路線という、増税なき財政再建という縛りの中で仕事をしておる。それも、確かに増税なき財政再建というかんぬきがなかったら歳出削減をこまめでできなかったかも知れぬと思ひます。この委員会でも、例の中小企業の直近一年の繰戻し勘弁とか、たばこの値上げを税調が済んだ後から頼みましたが勘弁よとかいうようなことを答弁しながら来たわけですから、もう成立させていたいただきましたので、反省を込めて申し上げますならば、相当いろいろな窮屈なことをしたものだと思っております。

さはさりながら、増税なき財政再建というのはやっぱりかんぬきとしての相当な役割を果たしたんじゃないか。例えばことしのたばこのように、よく幹事長と冗談話でしますけれども、おまえ、一円で、三千億であれだけいじめられたなら、一遍に倍にすれば三兆入ったのになんて冗談言いますか、たばこをそうすれば半分ぐらいやめるぞと言ったら、いやおれはもうやめたからいいなんて、これは冗談話としまして、例えばそんな安易なところへ手をつけておったかなというところからいたしますと、かんぬきとしての役割は私は相当あったんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、レベニュー・ニュートラルといわれるいわゆる基本の型が仮に今度できたとしても、選択肢の中では、私は、それが結果として増収につながるというふうなことも、時間をかければ国民の皆さん方の理解も得られることではないかなというふうな気持ちも持っております。

それから、残高減らしに当たっては、いわゆる電電株というのは大変な魅力がございます。いろいろ御議論いただきまして決めていただきましたので、きのう国有財産審議会へ正式に諮問しました。このところ数日の会で、そういう諮問文を読み上げに出ましたが、一番気持ちのいい——気持ちのいい会といいますが、先明りのするような会に出たわけでございます。

そこで、やっぱりもう一つ注意しなきゃならぬのは、サミットでありましょと、新G7でありましょと、G5でありましょと、大蔵大臣同土集まりますと、公共支出を厳に抑制し、財政の秩序を守りというのには必ずまぐら言葉になるわけでございます。大蔵大臣で赤字財政をやるといつたらそれは落第でございますから、そういう文章が書かれるわけでありまして、議論しておるうちに、あるいは私の心の葛藤の中にもあるのは、ちょうど竹田先生や僕たちは、わずか関係があつたとしても、戦時国債を買っております。おやじは買ったと思ひます。

○竹田四郎君 買いました。
○国務大臣(竹下登君) 先生わずかな期間お買いになったんだらうと思ひますが、敗戦というショックの中で、あれが超インフレでパアになったというところが、パアになったことより以上に敗戦のショックが大きかったんじゃないか。したがって、

て、えてして、うんと借金しておいてもインフレにでもなればまた元も楽なものだしというふうな議論をなさる人がございますが、私どもの年齢にもその体質があらへんかな。西ドイツがあれだけインフレに敵したのは、あれは二回負けておりまして、一遍のときのショックは大きくて、二度また同じようなショックを体験したから、今日この状態にあつても日本よりなおインフレ率が低いというのを誇つて、そのかわり失業率をうんと出してでも頑張っているわけですから、やはりインフレ志向というのだけはこれは孫子の代を考へてみるときにきちんとしていかなきゃならぬということをお考えながら、株式売買、あるいはこれから

ほのかの株も、東北開発株式会社株も諮問をしたのでございましてけれども、あるいはそのほかのことも将来念頭に置きながら、そういうものでも残高減らしにどれだけの効果が上がつていくかどうかというふうなことも期待をしながらこれからやっていかなきゃならぬ。

それから、おっしゃいましたとおり、制度間調整とか、今直ちに要らないんだからというので繰り入れをやめたりしておる期間不特定の借金があるわけですね。こういうものに対してもやっぱりその存在だけは意識しておかなきゃいかぬぞ、さらに十六兆七千億と俗称言われる国債の累積債務の中で、いろいろな工夫をされたとしても、幾ばくかのものは背負い込まなきゃいかぬということも出てくるでございまいしょう。そういうものを総合勘案しながら、国民の理解と協力を得ながら、可能な限り、資産の売却もしながら、後世代へのツケ回しというものは減していかなきゃならぬ。しかし、なかなか乱暴な資産再評価税という富裕税みたいなものを取る環境にもちろんあるわけじゃございまいせんし、難儀なことだなどということとを、私もこれで五回予算を組みまして、みずからを振り返りながら総括して感想を申し上げたわけでございます。

○竹田四郎君 余りよく確信できないわけでありまして、何だか竹下さんの慢談を聞いているよう

なもので、後に残るものはちょっとないわけでありましてけれども、N.T.T.の株式だって全部の百四十三兆を補うわけにはいかぬだろう。まあごくわずかをやるだろうと思ふんですが。

そこで、現実的には、新聞報道で漏れてくる話では、結局は永久国債の方向を考へているようにしか私は思えないんですが、現実にはどうなんですか、本年度の建設国債で満期到来債というのはどのくらいあるんですか。そのうち、今までは六分の一は現金償還するという約束で集めたわけですね。現金償還が一体どのくらいになるのか。

それから、特例債あたりもう十年になるわけでありまして、これは建設国債と同じ扱いをするようにしたかと思ふんですが、全部ではないけれども、少なくともその特例債の部分も、全部ではないけれども、少なからずどのくらい返すのか。六分の一になるのか、あるいは十分の一返すのか、二分の一返すのか、その辺も実はまだ明確に私も聞いておりませんけれども、十年で全額を償還するということではないようでありまして、その辺は一体金額的にどうなつて、どう対処するつもりなのか、その辺もちょっと明らかにしてほしい。

○政府委員(保田博君) 本年度におきまする、償還期の来る国債の額並びに償還額、それから借りがえ額についてのお尋ねでございますが、数字で申し上げますと、建設国債、特例公債を合わせまして満期の到来額は十三兆一千四百十五億円で、うち、六十年償還ルールによりまして借りかえをいたしますものは十一兆四千九百二十四億円、差し引きネットの償還額は一兆六千四百九十一億でございます。

建設国債は、御承知おきのようによ、かねてから六十年償還ルールというところでやっております。特例債につきましても、発行以来全額これを現金で償還するということをやつてまいりました。五十九年度の財確法におきまして借りかえを認めていただきました。これにつきましても、六十年償還ルールということで、建設国債と同じよ

うな借りかえをし、差し引き額をネットで償還する、こういうことにさせていただきます。お返すわけでございます。

先ほどの数字は、特例債につきましても建設国債と同様の償還ルールで一部借りかえをし、一部償還をする、そういう計算で先ほどの数字がでる上がつておるわけでございます。

○竹田四郎君 大蔵大臣、ことしから、年度も越えて短期国債を発行して、一番条件のいいときに借りる、その短期国債で得た金で回していく、こういうことになりませんか。そうすると、この前も議論があったと思うんですが、帳簿の上では建設国債と特例国債をどれだけどれだけというのとは分けられますけれども、現実には流通する国債は、これは建設国債でございます。これは特例国債であります。というふうなことはなくないですか。

○政府委員(窪田弘君) まず短期国債でございますが、これは減債が年度の単位でやっておりまして、短期国債でありまして年度をまたがって償還されるものについては、六十年償還ルールに基づいて一年分の減債を行うという計算をいたしております。例えば、六十年年度では収入金で一兆円の短期国債の満期が到来いたしますが、借りかえは九千八百二十五億円、五十七分の五十六で計算をいたしているわけでございます。

それから、確かに借りかえるたびにはつきりしなくなるのではないかと御指摘もございまして、借換債が満期にきたときに発行する国債は、そのときどきの情勢に応じて弾力的に発行いたしますので、事前にこの国債をこれに借りかえたというところは特定困難でございますが、年度が終了した後に満期到来債と借換債との間の対応を事後的にやっておりまして、当該年度に発行されたそれだけの借換債がどの銘柄の満期到来債の借換債であるかということと関係づけまして債務管理を行っております。

○国務大臣(竹下登君) 今窪田局長からお答えしたとおりでございますが、もちろん手元を離れまして、市中に出回ればそれは竹田さんおっしゃったとおりでございます。だから、残高になったら

ずっと分けるようにしろというふうな議論もたしかあったと思うんです。その辺がまるつきりわからなくなる心配が私はあるんですが、これはどうですか、大蔵大臣。その辺をびしっとしていかないとまたいろんなことが出てくると思うんです。それこそ今までと同じような、やりくりやりくり、最後になったらわけがわからぬ。だから、いついつ借りた国債が残っているんですか、残っていないんですかと言われたって、大蔵大臣、そのときには返答できませんよ。そうなりませんか。うまいぐあいに、短期国債のところは借りかえをうまくやろうとしているんですが、現実にはそういう問題が出てきませんか。私は出てくるだろうと思うんです。帳簿上はなるほどわかりませんが、現実にはわからなくなる。

○政府委員(窪田弘君) まず短期国債でございますが、これは減債が年度の単位でやっておりまして、短期国債でありまして年度をまたがって償還されるものについては、六十年償還ルールに基づいて一年分の減債を行うという計算をいたしております。例えば、六十年年度では収入金で一兆円の短期国債の満期が到来いたしますが、借りかえは九千八百二十五億円、五十七分の五十六で計算をいたしているわけでございます。

それから、確かに借りかえるたびにはつきりしなくなるのではないかと御指摘もございまして、借換債が満期にきたときに発行する国債は、そのときどきの情勢に応じて弾力的に発行いたしますので、事前にこの国債をこれに借りかえたというところは特定困難でございますが、年度が終了した後に満期到来債と借換債との間の対応を事後的にやっておりまして、当該年度に発行されたそれだけの借換債がどの銘柄の満期到来債の借換債であるかということと関係づけまして債務管理を行っております。

○国務大臣(竹下登君) 今窪田局長からお答えしたとおりでございますが、もちろん手元を離れまして、市中に出回ればそれは竹田さんおっしゃったとおりでございます。だから、残高になったら

もう建設国債であろうと赤字国債であろうと同じ性格のものになる。そこへ短期国債が入ってまいりますから、が、元帳といいますが、年度の残高で見ますれば、それは元帳では私は区別のつく問題だということはあるんじゃないかなというふうに感じます。今私も窪田局長に教わった話を、今の答弁を聞きながら復習しながらの答えでございます。すけれども、そういうふうな理解の上に立つております。

○竹田四郎君 元帳じゃわかるんですよ、確かに。おっしゃる通りに。元帳じゃわかるけれども、実際問題わからなくなってくる。こういうことになつてまいりますし、一番最初の発行回数とかなんとかというものは途中の短期国債によって動かされてきますから、なかなか連続性はない。元帳じやなるほどこの分はこれだというのでわかりますけれども、そういう形でこのままにしておくと、どうもその辺が、初めのうちはちゃんと気を入れてやりますけれども、だんだん気を入れなくなつてくるということになると、結局は永久国債、その心配が大いにある。それなら永久国債にしちゃえばいい。金利はちゃんと払う、あとは借りかえ

それからもう一つは、現金償還ということの六分の一というのはこれから必ずやってくるか、毎年毎年。それができなくなるといふことはいいですか。その点はどうか。それができなくなつてくればもうまさに永久国債、宣言せざる永久国債、こういうことになると思うんです。満期の来たものは、六十年償還でありますから六分の一ずつは必ず現金で返していく、それは絶対ほかのことはしない、借りかえをするといふことは絶対しないという約束ができますか。

○政府委員(保田博君) 先生御指摘のとおり、国債の償還のための財源を確保するといふことが大変難しい状況になっておるわけでありまして、一つには、過去の累積国債の償還期が東になって来ておるといふこと。それからもう一つは、過去五年間にわたって、減債制度の基本とも言われた

定率繰り入れを五年間にわたってこれを停止してきた。そのために国債整理基金の残高がいよいよ枯渇してきたという、その両面から国債償還財源の確保が大変難しいという状況になっておるわけでございます。でございますけれども、我々としては、できるだけ国債に対する国民の信頼をつなぎとめるといふ意味からも、減債制度の基本はこれを維持しなければならぬという考え方で予算編成に当たってきたわけでございます。

今後ともこの基本的な考え方はこれを維持しつつ、さはさりながら、毎年度の予算編成におきまして、税収その他歳出面も含めました財政の全体の姿がどうなるか、それから国債整理基金の状況、先ほど大臣がちょっとお述べになりましたけれども、国債償還についてのいわば支えともなるべき、一つの支えと我々も考えておるわけですが、NTTの株の売却収入が今後どういふふうになるのか、そういった事情を財政全体の姿を検討しながら対処していかなければならない。しかし基本は、減債制度の基本、これをできるだけ維持しつつ毎年度の予算編成においてぎりぎりの努力をしていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 言葉ではそういうことを言う以外にないだろうと思うんです。しかし現実には、こゝろをどうしてどうしよう、国債費の大部分というのは利払いでしょう。元金の償還に充てるものはないわけですよ。それで、今度の法案でもそうですけれども、定率繰り入れをやめる。しかも、こゝろは国債費の方が国債発行額より多いんですよ、既に。こういう状態というのはこれからどんどん続いていくと思うんです。もっと多くなる可能性もあると思うんです。

そうやってみますと、本当に六分の一の現金償還分が出るかどうか。これはほとんど減債基金をすっかり積んでおかないと私はそういうことは言えないと思うんです。減債基金は積みまいておいて、NTTがある、こういうふうなことで六分の一は払えますというのは大変危ないと私は思

うんですがね。この辺、大蔵大臣に約束してくれませんか、これからずっと。満期になったら六分の一ずつは現金償還をします、借りかえでは一切ありませんと、ここで約束してくれませんか。

○国務大臣(竹下登君) 結論から申しますと、六十二年度予算編成のときにぎりぎりの汗を絞って考えてみなきゃならぬ課題だというふうに私も問題意識としては持っております。率直に言って、今も保田次長から申しておりますN.T.T株の問題は確かにございいます。そういう問題等で、今のところ、減債制度の基本はこれを維持しないというのが財政審の、言ってみれば我々の政策範囲の縛りになっておるわけですが、その基本を維持しつつも、どういう仕組みで六十二年度対応していくかというところはまさにぎりぎりの相談事になるんだらうというふうに私も思っております。

○竹田四郎君 そのときには、今言った六分の一の現金償還のこともそのときになってはつきりするということですか。

○国務大臣(竹下登君) 六分の一の問題、ちょっとよくわかりませんが、そのことをも含めてぎりぎりの汗かいて考えなきゃいかぬ課題だというふうに思っております。

○竹田四郎君 そうするとここで約束できないということですね。

○国務大臣(竹下登君) 減債制度の基本を維持するという枠組みの中でぎりぎりの汗をかかしていただくということで、どういうふうな手法かについては今後の課題でありますので、きちんと国債整理基金へまた積みかえでもしてやりますということ、きょうお約束するわけにはまいらないと思っております。

○竹田四郎君 そうしますと、今までの公債政策というのはここで大転換を今大蔵大臣は宣言をした、こういうふうにとつてもいいわけですね。

六分の一がお約束できないということになれば、これは現実には永久国債だと私は思う。それは永久国債の定義の仕方にもあると思いますけれども、全体とすれば借換債でいってしまいうわけ

ありますから、そのことを前提にしておりますから、今御返事できない、お約束できない、こういうことでありますから、ことしの六十二年度予算編成のときにぎりぎりの問題になるときはそこで決める。そこで今のような経済情勢の中で決めるかどうか、恐らく非常に困難だろうと私は思われるんです。そうするとその瞬間から永久国債への道が開けていくと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) その提言が、よきにつけあしきにつけございいます。その都度私もその提言——提言というのは、いわゆる永久国債というものの提言がございいますが、それと減債制度の基本の問題をどう調和さすかということに対しては、判断たる私も結論を今持つておるわけではございません。

したがって、私も考えたことがございいますのは、補助金の法案をことし三年の暫定期間を通しでいただいた。そうすると、補助金の法案で、大蔵委員会等を含めますと十五、六回御審議いただいております。五十九年のときの公債政策のあれも大転換でしたね。随分竹田先生と議論しました。いわゆる赤字国債も建設国債と同じような当面いたしましたという大議論をいたしました。ああいう議論をもう一遍来年するようになったら、補助金で一年一年やらぬで、三年だけやらなくて済むという、大蔵大臣の労働日数——労働日数は表現悪うございしますが、委員会審議日数がそれによつて肩がわりするようになるのかなというふうな気持ちでやったこともございしますが、今のところ、まだこれからの財政状態等、N.T.T株等を見ながらぎりぎりで判断させていただくというお答えが今日の時点では限界ではないかなというふうに考えております。

○竹田四郎君 わかりました。そうすると、その辺は今後非常に変わっていく可能性を含めつつある、今後の国債政策が場合によれば大きな転換をするんだ、こういうふうな理解をしておきます。まあそのときまた在野でどういう政策をとられるかじつくりと拝見をしていきたい、こういうふう

に思っております。

それから、これも来年のことになりますけれども、既に減税に関する政府税調の中間報告というものが出たわけでありませうけれども、これはどうして中間報告であつて中間答申ということにならないのか、この辺が私よくわからない。小倉税調会長もこれについては、ただ特別部会の報告であつて、税調全体として議論をしてないんだ、だから報告だ、というふうな言われるわけでありませうが、どうして報告であつて答申にならないのか、この辺よくわかりませんが、御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これも、今小倉会長の御発言をお取り上げになったとおりでございませうが、そもそものが諮問のときに、いわばひずみ、ゆがみ、痛みがどこにあるかというところから議論に入つてくださいという手順も含めてお願いをして諮問をした。そこでその手順に従つておやりになつて、そうした小倉会長を初めとして、正式答申というのは総体的に出すべきものであつて、減税部分と増税部分といふべきか、そういうものを分けて出すべきでないというお考え方もあつたと思ひます。したがつて、手順としてお願いしたその手順に従つてやつていただいた今の時点の中間報告をいただいた、これもどつちかといへばお願いしていただいた、こういうことに尽きるんじゃないかなというふうに思っております。

○竹田四郎君 そうしますと、小倉会長もこれはおっしゃつておるわけでありませうけれども、減税とそれからその財源とを別個に答申を出すなどというの、これは私どもの考え方じゃちょっとおかしいと思ひますがね。それは中曽根総理が彼の趣味でやつたかどうか知りませんが、あれも、あれは党利党略のためにこういうむちゃなやり方をやつたのかどうかわかりませうけれども、これは小倉会長のその後の談話でも、こういうように別個にやつたということで、財源が決まらないのに減税が決まるわけじゃない、私は大減税をやると言つたことは一回もございませう、だからこの

中間報告よりもっと規模は小さいものの、規模といひますか、内容は小さいものになるかもしれませうと、こういうようなことをおっしゃつておるわけですね。

そうすると、今出された中間報告というのは、最終答申との関連で大いに変わつてくるということとがあり得るわけですね。どうなんですか、その辺。変わることは絶対ないわけですか。

○国務大臣(竹下登君) 御案内のとおりに、あの中間報告というのは定性的なものが出ておりますので、それが私は大きく変化するというふうには思っておりません。税調で御審議いただくわけがございませうけれども、中間報告の定性的な部分が大変化して出てきたというふうなことはならないだらうと思っております。

○竹田四郎君 それにしても、細かい点などが今度の中間報告では必ずしも書いてないわけですよ。そうすると、そういう細かい部分についてはそのときの財源との関連で変わつてくるということとがあり得る。同時に、これは小倉会長です、大蔵大臣とはちよつとそこが一枚違うわけですよ、同じ人格じゃございませぬので。税調会長はまたどういふ答申が出てくるか。今おっしゃられたとおりの答申が出てくるなら余り税調というのには意味ないんですけれども、違つて出てくる可能性というのはあるわけですね。それはないと見ていいんですか。

○政府委員(水野勝君) 先般四月二十五日に特別部会の中間報告が出されたわけでございますが、その際小倉会長の談話といたしまして、「この際、これらの中間報告を対外的に公表することとし、これを契機に、税制改革についての国民の理解と関心が一層高まり、各方面で活発な議論が展開されることを期待するものであります。」というふうな談話を付して公表をされたところでございませう。この部会の中身につきましてもこれにこれからの国民の皆様、納税者の皆さんに御議論をいただく、それによつて議論がさらに前進されるということ、小倉会長としては期待して公表された、そ

いうことではないかと思うわけでございます。したがって、これが論議のいわば一つのたたき合と申しますか、一つの方向として御議論をされると思ひますので、その世の中の御議論、これからの展開でございまして、そこはどうかというふうになるかという事はあろうかと思うわけでございします。

しかしながら、先ほど大臣から申し述べられましたように、これはあくまで部分的、定性的なものでございまして、その定性的な点につきまして、専門小委員会の議論を中心に十分詰められたものでございまして、これが大きく変わるという事は私ども余りないのではないかと思ひてゐるわけでございします。

ただ、委員の御指摘のように、細かい点については余り触れられていない点もございしますから、そうした細かい点は、なおいろいろ国民の皆さん方の御議論を踏まえながら今後詰められると思うわけでございします。詰められる段階でいろいろ部分的には問題も出てまいったりすることもあるかと思ひますが、基本的には、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、方向としてはこういふもので大きくは進んでいく。その詰めの段階でいろいろ細かく具体化されるにはさらにニュアンスがはつきりされる、そういうことはあろうかと思ひますが、大きな筋としてはこの方向で恐らく御議論が進められるのではないかと思ひてゐるわけでございします。

○竹田四郎君 この前ここへ租税特別措置法の最後のときに中曽根総理が来て、私は選択というところをお尋ねしたわけですが、選択は、一つの税制が決まってその中の選択なのかどうかと言つたらば、そのときは、答申自体も国民が選択できるように出しますということをおっしゃってゐたんです。答申自体を国民が選択できるというのは、答申の内容が違ふということですね。答申の中で、一、二、三、さあこの中で一つ国民の方で選ぶかどうか、こういうことだというふうには理解した。しかし、今度の答申というのはそう

いう答申じゃないですよ。今定性的というふうなお話がありましたけれども、これは選択のできるような形では私はないと思ひます。

この辺は、総理の選択ということを含めての答申だということですが、そういうものが今後出てくるんですか。それとも、あとは財源問題の答申が出てきて、若干の修正があつて総括ということになるんですか。どうなんですか、それは。

○政府委員(水野勝君) 先ほど申し上げましたように、小倉会長の談話といたしまして、これを契機に国民の御理解、関心が一層高まつて活発な議論が展開されるということをお期待するものでございしますと申し上げておるわけでございします。

一つの方向として、定性的なものとしてお出しをいたしました。したがって、総理がお答えになりましたように、A案、B案、C案といったものを御提示して、その中から御選択をいただくという形にはなつてございせんが、例えば果進構造の問題にしても、最高税率をこの程度に下げるといふその方向自体、それ自体としていいのかどうか、あるいはそこにある、六割程度というのがございしますが、そこらまで下げるのがいいのか、もっと下げるべきなのか。今後、「活発な議論が展開されることを期待するものであります」といふ、まさに小倉会長の談話にございしますように、あれが一つの出発点となつて御議論がなされる。その中には、全くあつた方向としてはおかしいという御議論もあるかもしれないし、あの程度でよいということもあるかもしれないし、もっと推進させるべきだという方向の御議論もあるかと思ひますので、その意味におきましては、総理がここで申し述べられました、選択をこれでもってお願いをするというものでもあろうかと考へるわけでございします。

○竹田四郎君 それから、今度の税制に関連するんですが、今のような円高で、国民の全体の国内における、外国の物を買おうが国内の物を買おうがいいんですけれども、国民の購買力を高めていくということがやっぱり今度の税制改革で私は必

要だと思ひますし、そういう形で国民生活を高めるとか、あるいは賃上げをもつとやれというのがことしの春闘の大きな特徴だと思ひますね。

日商の会頭の五島さん、これはたしか中曽根さんのブレーンの一人だと思ひます。この人も賃上げをやれと言つてゐるし、サントリーの社長で大阪商工会議所の会頭さんも、賃上げをやれ、今の労働組合が賃上げができないようじゃどうかしているというふうな御発言もありましたし、あるいは経研のレポートの中でも、国民生活のあり方を直していけ、こういうふうになつておるんです。それから経済審議会の昨年の答申でも、個人消費の拡大を図り、そして技術革新や経済発展の成果を賃金や労働時間に還元していく、こういう発表もありましたし、通産省の産需審レポートの中でも、それに似て、賃金の拡大を図れ、これは政府に対する勧告ですけれども、その辺は全然政府はやってないんです。

労働省さんが見えでしようからちよつと伺いたんですが、その辺はどうなつてゐるんですか。賃金それから労働時間、これはむしろ生産性の基準よりも下がつてゐるという最近の状況じゃないですか。簡単に頼みます、時間がありませんから。

○説明員(澤田陽太郎君) 今先生御指摘のようにな、私どもも、中長期的に経済成長の成果を賃金にも適切に配分することは、労働者生活の向上という観点だけではないで、当面求められておる主要な内需中心の均衡ある成長という観点からも望ましいことだと認識しております。

ただ、賃金問題あるいは労働時間問題は労使が自主的に決められるというところでございまして、私どもとしては、それをめぐむ環境を整備したいということ、具体的には、賃金の問題につきましては、労使の首脳と学識経験者で構成しておられます産業労働懇話会、こうした場を通じて、成長の成果が賃金にも適切に配分されるよう労使間のコンセンサスを図つていきたいというふうに考へております。

○竹田四郎君 ありがとうございます。労働省もうよろしうございします。

それで、今度の税制改正で余りはつきりしてないところは、ブラケットを少なくしてカーブを緩やかにする、できたら生涯のうちで二つかせいぜい三つぐらいのブラケットになるようなのが望ましい、こういうふうな見解も言われてゐるんですが、そういうことをしますと、結局は下を上げる、上を下げるために下を上げる、こういうことにならざるを得ない。今度の中間報告でも余り明確でない点は、課税最低限をどうするか。これを引き下げるといふ議論もあるようでありま

す。それから、最低の税率を引き上げなければこのカーブは緩やかにならぬわけでありますから、これを引き上げるといふ議論もおありのようでありま

すが、その辺は一体どう考へるのか。特に、こうした国債に抱かれた財政の中では、国債そのものの金融資産としての国民間におけるところの所得の再配分という問題が一つ加わつてきた、こういうふうな考へてみますと、財政、税制の持つてゐる役割である所得の再配分というのは、このままではいけぱその機能というのとはなくなつてしまふ。むしろ今は、もしそういうことをやるとするならば、社会保障なり何なりをさらに充実した上でやつていかなければいけないことであるまいし、今度のこの税制改革でもその辺は一体大蔵大臣としてどう考へるのか。

あるいはまた、最近の報道でありますけれども、自営業者に対してはむしろ課税強化になる。例えば事業主や家族従業員の給与所得控除、これはサラリーマンの六割にしろとか半分にしろとか、こういうふうな議論もされておるようであり

ますが、そういうことをなるとますます所得再配分機能というのが税制でも失われてくる、財政で失われ税制でも失われてくる、こういうふうな心配がこれから出てくると思ひますけれども、その辺に対する御答弁をなるべく簡単にやつていただきまして、私の時間あと一分ぐらいでござい

問を終わりたいと思います。

○政府委員(水野勝重) 御指摘になりました累進カーブの問題、それから給与所得控除の問題等々ございしますが、累進構造の点につきましては、御指摘のように、生涯余り変わらないようにする、そういう一つの方向としてはまさに出しておりませんが、それを上を下げ下を上げてやるのか、今の全体を動かさないでなだらかにするののか、そこらの具体的な方向はまさに今後の議論にゆだねられておりまして、こうした方向をよしとされるのであれば、具体的な下げ方と申しますか、平らにする方法は今後詰められるということではないかと思ふわけでございます。

それからまた給与所得控除の問題につきましても、この中にもございしますように、一つの方向として実額控除的なものとかいろいろ出されておりますが、それはあくまで本来のサラリーマンを重点に置きましてこうした点を言っているわけでございまして、その周辺の問題、例えばみなし法人でございしますとか青色専従の問題とか、こういったものは、まさに中心となる給与所得控除といったものをこのようにしていくという方向はございまして、その周辺問題としてそこらをどうするか、これらはなお、この答申にもございしますように、今後引き続き検討を行うということが適当とされておるわけでございしますので、そこらの方向についてはなお国民の皆さん方、まさに先ほどの会長談話にございましたように、国民の皆さんの御議論を踏まえながら今後詰められてまいる、こういうことではないかと思ふわけでございします。

○国務大臣(竹下登) 今局長からも答えましたが、要するに、給与所得者の方の重税感、ひずみ、ゆがみ、そういうものがまず議論をされた。それが定性的なものが出て、そして事業主等等は今後の課題である。

総合して申しますときに、国債をたくさん抱いた財政は、それだけの部門、ある意味において資源の再配分、富の再配分の機能の外で硬直化する

要素になるわけでありますが、税は、全体を考慮して、所得の再配分機能というものは果たしつつ安定した歳入の確保ということを役割として果たさなければならぬものであらうというふうな考え方は私も持っております。

○多田省吾君 私に初めに、円高不況問題で大蔵大臣にお尋ねしたいと思ひます。

東京サミットで円高進行に歯どめがかけれなかったことは、国民は大変失望しております。中曽根総理、また竹下大蔵大臣が、欧米諸国に對して為替相場に對する協調介入の合意を得られなかったというところにつきまして、サミット最中から円高が急速にまた進行して連日のように最高値を更新してきたわけでございします。そして昨日は一時的にせよ百五十円台にまで突入したわけでございします。このような事態は大蔵大臣としてどのように考えておられるのか。

それからもう一点、九日の参議院本会議におきまして中曽根総理は、アメリカや欧米諸国に對して為替相場に對する協調介入を要求すると答弁なさいましたけれども、その後どのようなアクションを起こされたのか。

この二点をまずお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登) まず、東京サミットが通貨安定のための協調介入について合意が得られなかったというところに対する失望感が大変強いということに對する見解いかんというのが第一点でございします。本来私も十分気のついておったこととございしますけれども、いわゆるサミットは、一つだけ簡単に申し上げますと、各国の通貨当局者、すなわち中央銀行の総裁、政治的には中立な立場である中央銀行の総裁の御参加はないわけでありまして、したがって、為替の安定が大事であつて、ウィリアムズバーク・サミット以来の、いわば政策の調和をとつて、必要とある場合は介入するという原則が確認されるのが、その会議の持つ性格からして限界である。しかし、そこにG7、G5というふうなものがいわばオーソライズされて、今後サーベランス、相互監視によ

りまして政策の協調をするという方向が出たというところに尽きるではなからうかというふうに思つておるわけであります。

それから二番目の、中曽根総理が協調介入云々の問題でございしますが、有用と認められるときは協調して行動をとるということは合意されておりますので、通貨当局間におきましては絶えず連絡は密にしておるというところではございします。しかし、いついかなる場合、過去、将来を含めてやるとかやらぬとかということ、これは差し控えるところに入るといふものの市場に与える影響というものが存在しておる、こういうことにならうかと思ひます。

○多田省吾君 日銀総裁にお尋ねします。

サミット後の急速な円高進行に對しまして日銀総裁としてどのような御見解をお持ちなのか。協調介入の合意が得られなかったために、アメリカはもろろ西ドイツ等も協調介入はしていないようございまして、日本のみが逆介入を待たまやっておるようございしますが、ほとんど効果がなないという状況でございしますが、この点どう考えておられますか。

○参考人(豊田智君) 為替相場の現状、そして将来の見通しというふうな点につきまして私どもの立場から申し上げますことは、これは為替市場に不測の思惑や憶測を呼ぶことにもなりますし、相場に影響を与えるというふうなことで差し控させていただきます。

したがって、今の御質問につきましても特にそういう点について申し上げるわけにはまいらないわけございしますけれども、最近の状況におきまして、為替市場の動向として思惑的な不安定な要素が非常に強いというふうな判断をいたしております。そして現状におきましては、相場が安定することが何よりも望ましいことである、こういうふうな思ひでございます。

○多田省吾君 日銀総裁に重ねてお尋ねいたしますが、アメリカの産業界あるいはペーカ財務長官等の政府筋では、なお一層の円高ドル安を歓迎

しているような口ぶりでございます。また一方で、少数派でございしますが、ポルカーFRB議長等がドルの暴落を懸念している話を若干やっております。ドルの一層の下落がアメリカへの資金流入の停滞をもたらすとか、こういった関係でドル安局面からドル暴落へという事態に至ることも心配される、こういうこともアメリカの一部にございしますが、日銀総裁としては、アメリカの現状はどのような考慮であると認識されておりますか。

○参考人(豊田智君) アメリカ経済及び国際経済全体に与える影響から、ドルの暴落といったようなそういった急激な為替相場の変動、これは回避しなければならぬという点は主要国に共通の考え方ではございします。アメリカの通貨当局はもとよりその点について最も神経を使つておるところでございします。現在の状況におきましては、まだそういった、最もその点について懸念を有し注意をされている立場の者におきまして、ドルの暴落というふうな懸念はない、こういうふうな判断がされておる状態である、こういうふうに見ておる次第でございします。

○多田省吾君 大蔵大臣にお尋ねいたしますが、当然大蔵大臣は現在円が高過ぎると判断されておると思ひますが、また協調介入の必要性も感じておられると思ひますけれども、市場への為替介入のみで円が安定の方向に向かうとお考えなのか。どういふ対策を考えておられるのか、お伺ひいたします。

○国務大臣(竹下登) いわゆる最近の為替相場の動きは急激でありまして、したがって、私どもとしては、経済にこれが悪影響を及ぼすということについてサミット等でも主張いたしますと同時に、為替相場の安定の重要性を強調したところでございします。

そこで、具体的に相場そのものに限定してお話をいたしますならば、やっぱり基本的にはファンダメンタルズを適正に反映するという形で、いわば市場主義と申しますか、市場が神様であるわけでありまして。しかし、間々神様とて行き過ぎと

かいうことがある場合、G5で従来行われたような共同した行動というものがとられてきたという一般論を申し上げるべきでございまして、今直ちにどういふ具体的な手法が為替相場の中でとられるかというのを申し上げることは、これは短期的なとらえ方としてはお答えしにくい問題ではなからうかというふうに思っております。もとより、中長期的なサバーランスの強化等によるいわゆる政策の協調というようなことが基本的には最も大切なことであらうというふうに考えております。

○多田省吾君 今度の東京サミットの合意によりまして、G5にカナダ、イタリアの二国を加えましてG7のもとで各国の経済運営を相互監視する、今大蔵大臣のおっしゃったサバーランス機構の強化ということも打ち出されておりますけれども、各国から早速経常収支の大幅黒字の是正とか、こういった問題を要求されると思えます。一層内需拡大をやつていかなければならないという事態だと思えますが、大蔵大臣のお考えはどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 今御指摘なさいましたとおり、いわゆるサバーランスが行われますと、とにかくそこに経常収支の問題でございまして、インフレ率の問題でございまして、金利の問題でございまして、失業率の問題でございまして、成長率の問題でございまして、おおよそ九項目あるいは十項目とも言えますが、そういう指標等が我々の議論に使わせていただくものとなるらうと思っております。

その場合当然目につきますのは、日本と西ドイツのいわゆる経常収支の黒字の大きさ、こういうことでございましょう。そうすれば、それに対応する策としての内需拡大策ということになるかと思われ得ます。政府としては、持続的な成長を確保するために、それこそ三次にわたる内需拡大策や公定歩合の引き下げというような措置を講じて今日に至っております。さらには原油価格の低下、先ほど申しましたように、二月に二十七・

五七ドルのものが四月が十六・四六ドル、下旬は十四ドルでございまして、二月から見ると約半値ということになるわけであります。そういうもののいわばメリットが徐々に出てくるであらうというふうに考えておるわけであります。

したがって、内需拡大の方策につきましては、さらにきめの細かい注意をしながらこれから対応していく。できたものとしては、前倒しの決定をしました。それから、恐らくあしたごろ消費者に原油価格等の問題につきまところの消費者還元的具体策も行われてくる。さらに経済企画庁を中心として今いろいろ作業を行っておるというのが現状でございまして、ただ財政の出動、こういうことになりまして、サミットの経済宣言の一番最初の方に、これは大蔵大臣が集まればそのとおりだとみんながよく言うのであります。いわば節度ある財政政策で公的支出を極力抑制し、こういうことが共通の文言として入っておりますので、財政の出動ということになりますと、おのずからその出動のあり方について限界があるではないかというふうに考えておるところであります。

○多田省吾君 G7による調整というものがいつ行われるかわからない。G7に調整を任せるといふようなあいまいな形にしたことによって円の高感が増す強くなったとも考えられます。このG7の時期が明示されなかった理由、またG7の時期が検討されているのかどうか、その辺お伺いします。

○国務大臣(竹下登君) G7というものは確かにECを除きますと、ECには中央銀行もございまして、いわば独立国ではないわけでございまして、セブンという国が参加しておるわけであります。したがって、従来行っておったいわばG5、すなわちSDR構成国という形のものも別途オンラインでされたわけでございまして、G7というものの、サミットに参加していらっしゃるイタリア、カナダで見れば、G7がなかったら何か先進国にまたA組とB組とあるような、まあ国威

の問題もございましょう。したがって、この問題で長い時間を費やしたわけではあります。決まったということは事実であります。

したがって、その日程等につきましては今後の問題でございまして。恐らく私の予測では、可能な限り近い機会に代理の方の会合をやつて、そこで進め方を協議していくということになるのではないかとこのように思っております。

○多田省吾君 その時期はどうなりますか。

○国務大臣(竹下登君) その時期も含めてでございまして、書いてあることは年一回は必ずやろう、こう書いてあるのでございまして、適当な時期として考えられるといたしますならば、九月にお互いが寄る機会があるいはあろうかというふうなこともひとつ予測の国際日程の中で考えられることとございまして、今のところ明確に決まっております。

○多田省吾君 日銀総裁にお尋ねいたしますけれども、この急激な円高進行によりまして、輸出関連産業、地場産業等、中小企業から大企業に至るまで円高デフレに苦勞しておりまして、景気停滞等が非常に心配されるのでございまして、日銀総裁としてこの景気動向をどのように見ておられるのか、今後の見通しはどうなのか、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(金田智君) 景気の現状につきまして、輸出が既に、数量ベースで見ますと一―三ヶ月は前期比に比べてかなりのマイナスになるなど、減速傾向が一段とつきりしてきております。つれまして、生産も昨年末以来減少ぎみになるなど、景気拡大テンポは鈍化傾向にあるわけでありまして。このように、現状は円高のデフレ効果がいわば先行的に出てきているわけでありまして、しかしながら、非製造業の設備投資とかあるいは個人消費等を中心に内需はなお底がたく推移しているの、当面のところ、景気の落ち込みが深刻化してくる、あるいは景気が底割れをするというふうな情勢ではないと思っております。

もちろん、今も御指摘のように、ミクロ的に見ますと、円高が急速でありましただけに、輸出関連産業等にあつてはそれに対する対応が著しく困難になつてきているという先も出てくることは私も十分に承知しているところでございまして。そういう点からいっても、最近の円高のテンポは急過ぎるよう思われますので、当面は円相場が安定した動きになることを衷心期待をしております。したがって、円高が経済全体にどのような影響を及ぼしてくるか、マイナスマ、プラス面含めて引き続き注目をしている所存でございまして。

○多田省吾君 先ほど指摘されましたけれども、日銀総裁が、日本経済は百六十五円でもやっていると云々という御発言をなさつたと報道されましたけれども、またただいまの答弁をお聞きいたしましたけれども、まだ深刻なお考えではないように思ひます。

次に、第四次の公定歩合の引き下げに対してどのようなお考えをお持ちなのか、またアメリカの金利引き下げの問題、これも含めて御答弁いただきたいと思ひます。

○参考人(金田智君) 既に日本銀行は本年に入りまして三回にわたつて公定歩合を引き下げております。この結果諸金利はかなり低いところまで、歴史的に見ても低い水準になつてきているわけでありまして。こうした金利低下の景気に対する効果、企業の資金コストを引き下げるといふような効果、こういった効果はこれから出てくるものと見られるわけであります。政府の経済総合対策とあわせて内需拡大に資するものと期待をしております。

日銀といたしましては、当面公定歩合をさらに引き下げるといふことは全く考えておりません。それから、アメリカの公定歩合のお尋ねがございましたが、これは他国の政策運営にかかわることではありますので、私の立場からコメントすることは差し控えていただきたと存じます。しかし、いずれにいたしましても、我が国の政策

ます関係省庁におきまして、関係業界に對しまして要請を行つておるといふやうに聞いております。

○説明員(殿岡茂樹君) 通産省におきましては、輸入消費財につきまして、国民生活に關連の深い二十品目について価格動向調査を実施いたしましたところでございますが、この調査結果によりまして、円高によるメリットが著実に小売価格に反映してきている状況にあると考えられるところでございます。しかしながら、なお一方でまだ効果があらわれていないというものもござります。

通産省といたしましては、円高メリットが一般消費者に對しまして一層均てんされるといふことが重要であるという観点から、主要百貨店あるいはスーパーに對しまして円高活用プランの策定指導でありますとか、さらには、五月九日付におきまして、三十九の輸入関係団体、それから十五の流通関係団体に對しまして、円高による輸入品価格の低下の効果が小売価格に反映されるやうにという趣旨の通達を發したところでござります。

○多田省吾君 私はまだまだなまぬるいように感じます。

次に進みますが、衆議院の予算委員会に大蔵省から提出されました國債の所有者別構成比についての資料がござりますが、この中で日米間の比較が出ております。特に見過ごしにできないのは、海外の所有という点で一九八四年の年度末を比較してみますと、日本が三・八%に對しましてアメリカは一三・六%と非常に大きな差が出ていますのでござります。

日銀總裁にお伺いいたしますけれども、これらの数値が示す諸要因は幾つか挙げられますけれども、日米間の比較で何といつても最大要因というのは金利差から来るものと考えられますが、この点總裁はどのように認識しておられますか。

○参考人(金田智君) 今も御指摘のやうに、諸要因がこれにあるといふことではございますが、何といつてもやはりドルが基軸通貨であるといふ事情が基本にあると思ひます。これに加えて、ア

メリカの政治情勢が安定をしていて、あるいは総合的な経済力が強いといふやうな点も働いているわけではございますが、さらに、金利も相対的にアメリカの金利が高水準で推移しているといふやうな事情ももちろん反映をしていて、かやうに考えております。

○多田省吾君 總裁が今おっしゃつたやうに、ドルが基軸通貨であるといふ点も要因の一つである、これはこのとおりだと思ひます。しかし、アメリカの國債の消化のために我が國の資金が大量に流出しているといふ事実がありまして、これはどうしても見過ごしはできない問題だと思ひます。

總裁にもう一度お尋ねいたしますけれども、一九七八年ごろから一九八四年まで、アメリカの國債の消化に占める我が國に對する依存度といふものがどうなつてきているのか、金額を含めてできる限り御説明をいただきたい。こやういふ異常事態についてどういふ認識をお持ちなのか、打開の方途はいかかなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○参考人(金田智君) お尋ねの点でござりますが、残念ながら、アメリカの國債の海外の所有の比率といふのはわかつておるわけではあります、その内訳、すなわち我が國がどれだけのウェートを占めているかといふ点についての資料が發表されておられません。したがひまして、公表されているものはございせんが、しかし、海外への依存度のうち我が國がかなりなウェートを占めているといふことは言えるのではないかと、かやうに思ひわけでございます。

このやうに、我が國の資本がアメリカを中心とするやうな形で流出しているといふことは事実でございますが、一方において我が國は大幅な経常収支の黒字が続いているわけでありまして、したがひて、こやういふ反對に資本が流出するといふ形をとるのもやむを得ない点もござります。また、アメリカの財政赤字の円滑なファイナンスにこやうな資本の流れが寄与しているといふプラスの面もあるわけではあります。

いづれにいたしましても、我が國にいたしましては、国内貯蓄の有効活用を図るためには、可能な範囲で可能な限り内需の拡大を図つていくことが肝要でございまして、またこやういふことが對外不均衡の是正にもつながっていく、かやうに認識をいたしている次第でござります。

○多田省吾君 この問題で最後に大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、日本の資本流出がもう九百何十億ドルと大変なものがある。やはり内需拡大あるいは總理の言ひ、これを早急に進めなければならぬ、こやういふことでござりますが、大蔵大臣はどのようにお考えですか。

○國務大臣(竹下登君) 總裁からもお答えがございましたやうに、アメリカの財政赤字のいわば資金提供国といふやうな感じすら抱けるやうな状態になつておることも事実でござります。今や金融の自由化、國際化のことでもござりますので、場合によつてこの金利差に着目してこやういふ状態も、これは國際化、自由化の中でござりますから出ていくといふのは一つの流れであると思ひますが、可能な限りその貯蓄が國內の施策に使われていく、それがためにいゆる民活といふのがいろいろなことでも考えられていくわけではあります。

すなわち、郵便貯金とかこやういふことは財政投融資等の原資になるわけではございますが、民間貯蓄におかれても、これが例えて申しますならば、法律を通していただいた東京灣等々の問題につきましても、いわば割引債とかこやういふ形でもって個人貯蓄が吸収され、それが活用されていくといふのも一つの手法であるかと思ひわけでございます。

なほ、こやうした対象プロジェクトを、これは草の根民活も含め環境を整備していくことによつて貯蓄の流れが、その投資がそちらの方へ向いていくやうに誘導することは目下の大きな政策の主要課題ではなからうかといふやうに自覚をいたしておるところであります。

○多田省吾君 財確法案の質問に入りたいと思ひます。

日銀總裁ありがとうございます。

我が國の長期債務残高を對GNPで見ますと、本年度末で五〇%にも達するわけではあります。他の先進國では、統計は少し古くなりますが、アメリカが六十年で三六・五%、西ドイツで二〇・三%、イギリスは四七・二%。したがつて日本はイギリスと並んで深刻な状況にござります。

六十一年度の特例公債發行額は五兆二千四百六十億圓となりまして、財政当局として大臣が目指しておられた減額幅一兆圓以上といふものが大きく下回つたものとなっております。どのような理由でこやうな大幅な後退となつたのか、まず御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(保田博君) 長期債務残高の對GNP比の國際比較、この数字は先生が御指摘のとおりでございまして、我が國は最も高い水準にありまして。そのために利払い費を中心とする國債費が歳出の約二割を超えるといふやうな事態になつておりまして、こやういふ意味では最も先進國の中で財政状況が深刻であるといふことでござります。

イギリスが我が國に近いわけではありますけれども、実は制度の違いがございまして、イギリスの場合には、公的企業や地方団体に対する貸付原資を調達するために國が公債を發行しているといふたやうなものがござります。こやういふものを含めまして四七・二といふ高い水準になつておる。こやういふ意味で、我が國の五〇%と比べる場合には相当割引引きをしていただくべきものではないかと思ひわけではあります。

なほ、英國は第二次大戰直後にはこの数字は一八〇%を超えておつたわけではあります。長年にわたります努力によつて先ほどのやうな数字まで下がつておるといふことは、我々として、もつて他山の石とすべきものではないかといふやうに考えておるわけではあります。

それからお尋ねの第二点、六十一年度予算での國債の新規發行額の減額が予定どおりいかなかつたではないかといふ御指摘でござります。

御指摘のとおりでございまして、特例公債の減額は四千八百四十億圓、四條債の減も含めまして

七千三百四十億円の減にとどまったわけでございます。我々としては、これは非常に残念ではございません。けれども、歳出面におきまして既存の制度、施策を根本的に洗い直しをいたしまして、歳出面で非常に大きかったのは、補助率の引き下げといったようなかなり思い切った施策を講じたわけでございますけれども、それらを含めまして一般歳出は四年間引き続き前年度を下回るといふ水準におさめたわけでございます。歳入との関係で言いますと、その差額が先ほど申し上げたような状況となったということでございます。財政改革への努力を怠ったということではございません。御理解をいただきたいと思ひます。

○多田省吾君 中曽根総理も竹下大蔵大臣も、六十五年度特例公債依存脱却の旗をおろしておられます。もしこれを完遂しようとしたとしますと、六十二年以降毎年度少くとも約一兆三千億円の減額が必要となるわけでございます。ところが今回もどうも税収の落ち込みがあるので、補正予算を組んで特例公債の追加発行というようになことも考えられてまして、ますます要調整額というものが大きくなるわけでございます。

六十五年度脱却はこれはやっていただきたいし、やらなくちゃいけない問題ではありますけれども、現状においてはどうもそれが見てもできそうもないということでございますが、六十二年以降のプログラムを大臣として考えておられるんですか。

○国務大臣(竹下登君) まず、御指摘のように、努力目標の達成は容易ならざる課題であるという問題意識は持っております。しかしながら、やっぱりなし遂げなければならぬ国民的課題でございますので、今後とも全力を尽くしてこれに對して取り組んでいかねばならぬ。

六十二年以降の具体的予算編成の見込みについて現段階で申し上げることは大変困難なことでございますが、それでも、毎年、前年度の中期展望に示された巨額の要調整額を最大限の努力を払って解消して今日に至って、そうして前年度

同額以下というような予算を連続して組ましている。したがって、最終的に申し上げる言葉といたしましては、今後とも、毎年度の予算編成過程において歳出、歳入両面にわたって徹底的な行財政改革の旗印のもとに對応していかねばならぬということであらうと思っております。

歳出面については、これは国、地方を通ずる行財政の見直し等々、補助金の問題等、先般御審議いただきましたが、既存の制度、施策の改革、こういうのはなおやっていかねばならぬ課題だ。現状の制度、施策をそのままの前提とした場合、これは全く成ることじゃございませんので、それについて對応していかねばならぬ問題であると思っております。

そして、税制も抜本的見直しのための検討が今行われておりますが、これにつきましても、いわば安定的な歳入構造を確保するという点からも取り組んでいかねばならないわけでございます。

だから終局的に申しますと、経済の見直しというのが自由主義経済の中でなかなか難しい。ように、その一部であります財政につきましても定量的な見直しを申し上げることは困難でございますが、やがて参ります六十二年度予算に当たっても、本当に毎年毎年の厳しい姿勢でもって對応していかねばならぬだろうということを覚悟いたしておるところであります。

○多田省吾君 政府が先日決定いたしました経済構造調整推進要綱の文書に、特例公債脱却目標時期が欠落しているわけでございます。これは現在の緊縮財政から軌道修正するとも受け取られますけれども、この点について大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

それからもう一点は、建設公債について、その発行は弾力的に行うべきだという考えも政府・与党にあるわけでございますが、この点どう考えておられるか。あわせてお伺いいたします。

○国務大臣(竹下登君) 経済構造調整推進要綱というものをつくったわけでございますが、「財政

政策の運営に当たっては、赤字国債依存体質からの早期脱却という財政改革の基本路線は維持すべきである」ということでございます。私は軌道修正されたものだといふふうには考えていないところでございます。仮に、これを若干でもミージーに考えまして、六十五年度という目標を先延ばしにしてそれを特例公債の増発によって賄ってきた場合は、結局はいわば長期にわたっての負担が増大するわけでございます。同時に、今までの一生懸命やってきたのが水泡に帰すというふうなことになるのはならぬといふふうに思っております。

それから建設公債の問題でございますが、これは脱却目標はございません。が、対象期間中に、特例公債依存体質の脱却と公債依存度の引き下げに努め、財政の対応力の回復を図る、こういう二本立てのいわば財政再建に当たる基本的な考え方を示しておるわけでございます。したがって、公債依存度ということからいいますならば、やはり両方を含めたものが減っていかねばならぬという論理に帰着するわけでございます。

それで、いつも申し上げますように、赤字公債と違つて幾ばくかの資産が残るじゃないか、そのとおりでございます。しかしながら、現実問題としてそれは、この一兆が三兆七千億と、こういういわば後世の納税者にその負担を転嫁する、こういうことは財政当局としては基本的には耐え切れぬ。だからやっぱりミージーになつてはならぬということをおもひながら考えておるところでございます。

確かに、税収、一兆円仮に建設公債を発行いたしました上で上手に使つて、余り土地代等にかからぬようなところで上手に使つてまいりますと、恐らく四千億以上の増収としてはね返つてこようと思ひます。しかしながら、その一兆円はそのまま三兆七千億として後送りされていくところ、公債というものの発行には、財政法の本当は基本的な精神にさかのぼって気持ちに結めてか

からなかならぬ課題だといふふうに思つておるところでございます。

○多田省吾君 来年度の問題でございますが、来年度も歳出の抑制ということは考えておられるようでございますが、今までのようなシーリング設定の方法をおとりになるのか、それとも全面洗い直しの方法をおとりになるのか、どちらでございますか。

○政府委員(保田博君) まだ五月でございますので、来年度予算編成の具体的な検討に入つていない段階では実はございません。ではございませんが、五十五年以降、歳出削減を中心とした財政再建を進めているわけでございます。

先ほど来大臣の御答弁にもございましたが、歳出面におきまして、国、地方を通ずる行財政の守備範囲の見直しを進める、既存の制度、施策についてあらゆる分野にわたつてその改革をさらに進めていくということとは当然のことでございます。その際、従来から、翌年度の概算要求に当たりましては厳しい要求基準の設定を行つてまいりました。特にここ三年間は原則としてマイナス一〇％の枠を設定してまいりました。その枠内におきまして各省庁がそれぞれの担当しております行政施策を根本的に洗い直して、ようやくこの概算要求の枠内におさめて大蔵省へ持つてきておるといふことでございまして、この基本的な概算要求の設定、それからその枠内で各省庁によって徹底的な歳出抑制の努力をしていただくという基本は、来年度もこれを變えるということにはならないと思ひます。

○多田省吾君 国債は本年度末で百四十三兆円の累積高を数える予定になっております。これが経済の供給面に与える影響でございますが、経常収支は大幅黒字だ。逆に労働分配率は低下の一途をたどっている。ある大企業内には内部留保も強まっている企業もある。このように考えますと、大量に発行をされ累積した国債というものが、財テク対象資産として吸収されて経済のマネーゲーム化を強めるのではないかと、このことがござい

す。これは経済の供給面に中長期的な影響を与え
ることは十分考えられるわけでございます。こ
ういふ状況を政府はどう見ておられますか。

○政府委員(北村泰二君) 最近の企業の収益の状
況でございますけれども、五十八年度、五十九年
度大幅に増加いたしました後、六十年に入りま
すと非製造業の収益が順調に推移しておりますけ
れども、製造業等におきましては、先ほど来のお
話にもございまして、減益に転ずるというふうな
ございまして、減益に転ずるというふうな見込
まれますので、全体としては若干減益という
傾向が続いているのではないかと分析してい
るわけでございます。

そういつた中で、いわゆるそういった企業の内
部留保といったようなものが、金融資産の増大と
いうことを背景といたしまして、最近かなり資産
運用というふうな動きが企業に関心を持って
収益性を重視した運用をするというふうになっ
てきているわけでございます。全体としてこうい
う動きをどう評価するかというお尋ねかと思
いますけれども、企業といたしまして、やはり一
つの余裕資金というところであれば、ある程度そ
れを収益性を旨とした運用というふうな運用
することは経済合理性という観点から見ても
当然考えられることかと思ひます。また、やは
り企業でございまして、そういった資産を運用し
ながら、一定の時期にはやはりこれをまた設備
投資といった方に振り向けていくということも
あるかと思ひます。ただ、御指摘のように、非
常にそれが何か投機的な形での債券投資とい
うことになりますと、これはやはり我が国の
経済の健全な発展という観点からは適当では
ないというふうに見ておられるわけございま
す。

○多田省吾君 公債依存度について今年度
どうなっているか。それから、将来の見通しを
あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(保田博君) 公債依存度のお尋ね
でございますが、過去さかのぼりますと、最も
高いのが昭和五十四年度予算でございまして、
当初予算

で三九・六でございました。実績が三四・七
であつたわけですが、財政改革を進めること
によりまして漸次この率下がつてまいりまし
て、六十一年度予算ではこれが二〇・二とい
うことになつておられるわけでございます。

この公債依存度が将来いかに推移するか
とお尋ねでございますけれども、これはま
さに今後の財政改革がいかなる形で進展す
るかということにかかわるわけでございます
。現在、ここで一義的に申し上げられる段
階ではございませぬけれども、公債依存度
が高いことによりまして公債が累増する、
そのことが結局利払いの増にはね返りま
して、政策的経費に充てられる財源がな
かなか確保することが困難であるというこ
とになつておられるわけでございます。で
、できるだけ利払い負担を将来にわたつて
軽減するために、この公債依存度を極力下
げていきたい、こういうふうな考えで財政
改革を進めていく、こういうことございま
す。

○多田省吾君 御説明いただいたように、
確かに数字の上では昭和五十四年度が最高
ですが、昭和五十七年度から若干ずつでも
公債依存度は改善されていくようにござい
ます。しかし、大蔵大臣もよく御存じのよ
うに、これは歳出予算の先送りとか、特別
会計や財投の利用とか、そのほかいろいろ
の予算編成技術を使ひまして、形だけ、数
字だけの公債依存度抑制となつていくよう
に思われるのでございします。

このたびも、厚生年金、政府管掌健康保
険への国庫負担繰り延べが四千三百四十
億、国庫補助率引き下げによる地方への
負担転嫁が五十九年度ベースで一兆一千
七百億、国家公務員ベースで予定額の当
初予算の計上取りやめ、これは一兆七
百三十八億、それから国民年金国庫負担
金の平準化による後年度繰り延べが千九
百十七億、住宅金融公庫への利子補給金
の一部繰り延べが一千八十四億、さら
に、将来の税金の翌年度繰越控除の一時
停止二千二百三十億など数多くございま
す。これらの措置によつて公債依存度が引
き下げられることが果たして財政再建の
かどるか、健全な財政運営と言えるのか
どうか、この点大臣の明確な御答弁を
お願いしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに今御指
摘がありまして、いわば厚生年金国庫
負担繰り入れの特別措置、まさにこれ
は政府として一段と厳しい財政事情の
もとでございまして、工夫といふこと
で御理解をいただくのはございませぬ
。それから政管健保の国庫補助の特例
措置にいたしまして、いわば特例的に
会計間の繰入調整を行うというこ
とになるわけでありまして、したが
つてやむを得ざる措置といふふう
に考えております。国庫補助率の引
き下げについては、先般この法律を
通していただきましたが、補助金問
題関係関係会議の決定に基づいて、
いわば地方と国の費用負担のあり
方、そして機能分担ということから
やらしていただいた。あるいはもう
一つ挙げますならば、給与改善費
の一分計上もことはやつてございま
す。それから定率繰り入れという問
題の停止もございします。さらに今
おっしゃいましたようなものも、も
ろの問題点もございします。税制上
の問題では、直近一年のものを対象
にし、あるいはたばこを一年限りの
臨時異例の措置としてやらして
いただく、そういう大変な苦心が
施されておられるのは事実であり
ます。

これらを本当はやらぬでやれるよ
うな財政体質を取り戻すというの
がまさに財政改革そのもののあり
方でございます。これからは国会の
問答等を参考にしながら、長期的
には財政体質のいつても財政が
出動し得るところの体力を回復す
るという方向で厳しく対応してい
かざるを得ないというのが偽らさ
るお答えにならうかと思ひわけ
であります。

りも大幅に高い成長率の見通しを立てて
いるわけでございます。もしこれが民間
の見通しと並みの実績に終わると
なると、かなり大幅な税収不足が
生ずるわけでございます。六十
年度の実績見通しを、ごらん
になり、またこの六十一年度
の見通しについて、政府は強
気な答弁をなさるとは思ひ
ますが、どのように考えてお
られるんですか。

○政府委員(水野勝君) まず六十
年度でございまして、現在まで
判明しておりますのは三月末
の税収でございまして、三月
末の税収でございまして、三
月末の税収でございまして、
補正後予算に對しまして七八・
八%に比べますと、若干下
回つてございしますが、た
だ、六十年度はたばこ消費
税というものを新しく導入
した年度でございまして、初
年度でございまして、その
点を調整いたしますと、本
年度の三月末の進捗割合は
七九・四%でございまして、
これは前年を若干上回つて
いるというふうなわけござ
います。ただ、六十年度税
収につきましては、非常に
ウェイトの大きい三月決算
法人の納付がこの五月末
でございまして、それが判
明いたしますのは七月上旬
にならうかと思ひます。し
たが、いまして、このよう
な大きなウェイトをなお
残してございまして、六十
年度税収といたしましては
なお樂觀を許さないと申
しますか、予断を許さな
い段階にあるわけござい
まして、明確にお答えを
できる段階にはないわけ
でございます。

六十一年度につきましては、年度
といたしましては既に二
月目になっておりますけ
れども、五月末までの分
につきましてはほとんど
前年度税収になるわけ
でございまして、実績は
まだないと申し上げる
べき段階でございませ
ぬ。したが、いまして、
実績に基づきましたところ
の六十一年度税収につ
きましては申し上げられ
る段階にはないわけ
でございしますが、六十
一年度といたしましては、
もろもろの課税実績、そ
れからまたもろもろの
経済諸指標等を基礎と
いたしまして、極力適正
なものとするように見
積もつたつもりでござ
います。

もちろん見積もったのは昨年の末でございます。その後円高等の新しい状況はあるわけでございますが、この円高等につきましても、先般来いろいろ御議論のございます、経済あるいは法人収益に對しましてプラス、マイナス両面もあるわけでございまして、この段階で予測を明確に申し上げられる段階にはないわけでございます。

もちろん、いろいろ御議論のございます石油税について申し上げれば、完璧に従価税をとってございまして、原油価格、為替レート等の状況によりましては大きなマイナスも出てくるということも予想されるわけでございますが、一方、そうした価格動向、為替レート等によりまして数量等がどう変化するかということによってもまた変化するわけでございますので、こうした点を含めまして、なお六十一年度につきましては具体的に申し上げられる段階にない、今後の経済状況等の推移を見守つてまいる段階にあるということで御理解を賜りたいと思ひます。

○多田省吾君 本会議でもお尋ねいたしました、國債整理基金の資金枯渇という事態を理由に現在の國債償還ルールを変更いたしました、金額借換債の発行による國債償還という構想も政府部内で検討中であるという報道がなされております。これは國債に対する國民の信頼を根本から揺るがすという点で断じてそういう措置はとるべきではないと考へますけれども、大蔵大臣の御所見をさうにお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 確かに中長期的に見て極めて厳しい状況に財政事情がそもそもあるわけでございまして、引き続き歳入歳出面に對して極力努力する。

そこで、具体的な今の御指摘についてでございますが、減債制度の基本は維持してまいりたいという考え方をとおるわけでございまして、今日。したがって、六十二年度以降の取り扱いについては、電電株の売却収入がどうなるかなどの問題もありませんので、このような、すなわち減債制度の根幹は維持するという考え方を踏まえて、そ

してさらに特例公債の減額を進めていく道がないものか、ぎりぎりの汗と知恵を絞つていかなきやならない大変な工夫を要する問題であるというふうに今考へております。

いづれにせよ、よく言われます、イギリスでかつてとおりましたような永久國債、こういうようなものではないにいたしても、実際、根幹を維持しながらということにどういうふうな調和点を見出すかということが難儀な難儀なこれからの作業になるだろうというふうに考へておるところでございます。

○多田省吾君 國債整理基金の定率繰入停止、本年度もなさろうとしておりますが、この累計は本年度末で八兆円を上回るものとなるわけでございまして、五十七年度から五年間連続で定率繰入停止がなされるわけでございまして、そうしますと、政府は減債制度そのものを更へされようとしてゐるのではないかと考へられますが、これはいかがですか。

○國務大臣(竹下登君) これは、五年間停止して、しかしながらというので、四百百億円のいわゆる予算繰り入れ、それからNTT株式の売却で得られる収入、それで國債整理基金の円滑な運営に資することとしたわけでございまして、まさにこれは今年度のぎりぎりの措置であつたというふうに考へております。

したがって、今後の問題、先ほど申し述べましたように、減債制度の根幹はこれを維持しつつどういうふうな六十二年対応していくかというの、まさにぎりぎりの知恵と汗とを伴う政策課題であらうというふうに問題意識を持つております。

○多田省吾君 ここで、本委員会たびたび議論されておりますNTT、電電株の売却についてお伺ひしておきたいと思ひます。

さきに電電株式売却問題研究会から意見が出されたわけでございまして、政府はこの意見をもとに具体的にどうされようとしているのか。この意見に述べております、入札、売り出しの組み合わせ

方式でいくのか、現在売却方法について決定したものがあるのか、またさらに委員会をつくつて論議していこうとするのか、この辺の事情を御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) まず、昨日国有財産審議会に御諮問を申し上げたところでございまして、今までの経過の問題もございまして、七月中を目途に答申が出されるという予定でありますので、具体的な売却方法等については、この答申をいただいた上で決定するという建前になるわけでございまして、ただ、売却問題研究会等がございまして、今多田さんの御指摘になりましたような問題についてのお答えは事務局からいたさすことにいたします。

○政府委員(窪田弘君) 電電株式売却問題研究会は、四月の二十四日に御意見をいただきましたが、先ほど御指摘のありましたように、基本的に、入札と売り出しの組み合わせ方式によって行うという基本的な考え方がよからうという御意見をお示しをいただきました。しかし、この場合でも、一体どのぐらいの入札にかけるのかとか、あるいは売り出しの場合、どういう方法によるべきか、具体的な問題がいろいろございまして、今大臣の御答弁にありましたように、こういふ細かい問題をこれから国有財産中央審議会に御検討いただいて、七月中に御結論をいただき、それに基づいて実際の売却を始めるということになるかと思ひます。

○多田省吾君 最終的に売却方法も決まっていな段階で、収入金のみを先取りして予算計上してゐるというところは大変おかしと思ふんです。ですから、こんなにも早急に放出するというのは、単に國債の償還財源を確保することのみのためではないか、このように考へられます。電電株は國の大事な資産でございまして、放出そのものも國民に納得していただかなければならないものと私も考へております。

私は、やはり今の段階でも安易に過ぎるのではなか、このように考へますが、大蔵大臣のお考

えをお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) そのような御意見もいただいたこともございまして、元来NTT株式は國民共有の資産であつて、その売却収入は國民共通の負債である國債の償還財源に充てることが適当だという判断をしていただいて、そこで売却可能分を國債整理基金特会に帰属させるものであるということを決めていただいた。

さて、今おっしゃいましたのは、もう少し様子を見てからでもいいではないか、いかにもことしの國債整理基金が空っぽになるのを防ぐためにわざわざやつたではないか、こういうような御懸念もあるかと思ひますが、元来、民間になつたとしたならば、可能な限り多くの人に株式を所有していただくのが本来の姿でございまして、やっぱり売らなければならないという結論にまでは到達したわけでございまして、その後、されば予算上どういう計上の仕方をするか、こういうことになりまして、いわばあらゆる角度から検討して、予測、予見を引き起こさないということで計上をさせていただいた。したがって、この問題は、國債整理基金空っぽありきというよりも、まずは民営移管ありきというのが最初の考へ方に存在しておつたということは私は御理解をいただきたいものだと思ひます。

○多田省吾君 せっかくの御答弁でございますけれども、もしも、減債基金制度の基本でありますところの定率繰り入れを停止をしないで、それでNTT株式の売却益を國債の償還財源に充てるといふのであれば、まだ少しは納得できる面もあるわけでございまして、今回はそうじゃないわけですね。定率繰り入れを停止した上で、さらにこのNTT株式の売却益を國債の償還財源に充てるといふ案になるわけでございまして、どうしても納得できない。

次に、政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康保険勘定への繰り入れを六十年度に引き続いて本年度も減額する、これが今回の法案の骨子の一つでありますけれども、

健康保険勘定の収支状況に二年間も繰り入れを減額する余裕があるのかどうか、この辺をまず御説明いただきたい。

○政府委員(保田博君) 御指摘の政府管掌健康保険の財政状況でございますけれども、五十九年度にいわゆる健康法の大改正をさせていただきますと、本人の割負担を導入するというのをいたしました。それから、累年にわたりまして医療費の適正化等の経営努力を進めてまいっておりますので、ここ数年かなり大幅な黒字を計上いたしておりますわけでございます。

ちなみに数字を申し上げますと、五十六年度、五十七年度、五十八年度は六百億から七百億程度でございましたけれども、五十九年度決算では二千四百億、それから予算編成時におきまして六十年度的見込みでは千八百七十二億の黒字が見込まれるという状況にあったわけでありまして、したがって、六十一年度予算編成におきましては、そのうちの一部を政管健康保険の運営に支障が生じない範囲内ということで千三百億円の繰入減額をさせていただきますというところでござい

ます。通常の計算をいたしますと、国庫補助額は七千三百億程度必要であったわけですが、千三百億円の繰入減額を行って、差し引き予算計上額が五千七百九十六億ということになったわけでありまして、この数字は大体六十年末の政管健康保険の積立金の約三分の一に相当する金額であるというふうに考えておられるわけでありまして、繰入調整をさせていただきますけれども、なお現在の健康保険財政は、最近になりましたかなり医療費の増が根強いものはございまして、当面財政運営には支障が生じないというふうに考えております。

○多田省吾君 この健康保険勘定には巨額の累積赤字が存在しているわけですから、私は会計全体では決して余裕のある状態にはないと思っております。そこで伺いたしますけれども、一般会計からの繰り戻しについてはいつ実施されるのか、またその間の利子相当分でございますか、これはどうするの、これをあわせてお伺いしたいと思

います。たその間の利子相当分でございますか、これはどうするの、これをあわせてお伺いしたいと思

○政府委員(保田博君) 政管健康保険の国庫補助特例措置、今回法案を御提案申し上げておられるわけでございますが、これによって繰入調整をさせていただきますました金額につきましては、将来政管健康保険の財政が悪化をいたしまして、その適正な運営を確保する必要がある場合には、当然繰り戻しを行うということにいたしております。

なお、利子はどうかというお尋ねでございますけれども、先生が念頭にございますのは、恐らく厚生年金の負担特例にかかわるものと比較してのことではないかと思うわけですが、この医療費にかかわる政管健康保険は短期保険でございますから、積立金から生ずる利子というものが収支の上で非常に大きなウェイトを持つというふうなものではないわけでございます。ただし、しかしながら、将来健康保険の財政が悪化をいたしまして、その適正な運営を確保する必要がある場合には、繰入減額分の繰り戻しを初めとする種々の方策を講ずるということになっておるわけでありまして、その際必要があるとなれば利子相当額の繰り入れも検討する場合がありますか、そういうふうに考えておるわけでございます。

○多田省吾君 公債依存度について別の観点からもう一つお伺いしたいと思っております。それは、新規財源国債以外の公共債の増額がかなりものになっていくというところでござい

ます。借換債だけでも一兆四千九百二十四億もあるわけでございますが、そのほかにもどのような新規財源国債以外の公共債発行が予定されているのか。地方債も含めてお伺いしたいと思っております。これは総額でどの程度の伸びになるのか。

○政府委員(窪田弘君) 六十一年度の新規財源国債、十兆九千四百六十億のほかに、御指摘の借換債が十一兆四千九百二十四億、政府保証債が二兆九千五百億、公社公団等が発行する債券で政府の保証がないものが一兆七千八百八十二億

円、地方債が七兆九百二十億、合計これらが一兆八千三百二十億でございます。新規国債、借換債その他の公共債合わせまして合計の公共債全体では三十四兆二千六百八十六億を予定をいたしております。

○多田省吾君 その額は非常に多いわけでございますが、その伸びがどの程度になっているのか。こういうことで公債依存度を抑制したと言えるのか。この二点お伺いいたします。

○政府委員(窪田弘君) 伸び率でございますが、国債以外の公共債の伸び率は五・六%でございます。また新規財源債を除きましたそれ以外の公共債、借換債も含めると伸びは一五・七%になります。また公共債全体で申しますと七・六%の伸びということになります。

先ほど来お話がありましたように、新規財源債は、非常な努力をいたしまして、これは六・三%のマイナス、三角六・三%となっておりますが、その他につきましては、借換債は期限の来たものがふえているわけでございますし、地方債につきましても、地方の投資的事業の推進等の要請に基づきまして、民間活力の導入等の要請で民間資金を活用いたしておるものでござい

ます。いずれもこれは、市中消化というような要請を十分考慮いたしまして上で適切な発行規模を設定したというふうに考えている次第でございます。

○多田省吾君 最後に大蔵大臣にお尋ねしたいと思っております。六十一年度の予算における国債発行は一つの重要な転機になったと思ふんです。というのは、国債費が、新規財源国債の収入金を三千七百三十五億も上回ったわけですから、国債費が非常に大きくなったというわけです。結局、新規財源国債の収入金を上回ったということは、国債発行というものが新規財源調達としての機能を失ったということでございます。大変な事態だと思ふます。そこで大蔵大臣にとっても忘れることのできない意味があると思ふますけれども、今後の国債減

額の決意とあわせてお考えをお尋ねしたいと思

○国務大臣(竹下登君) おっしゃいますように、国債政策というのには一つ一つ切れ目があって、まずは四十年補正予算で二千億でございますが、発行したときが一つのエポック。それから五十年の予算でいわゆる特例公債を発行したということが一つのエポック。それから次は、五十九年に特例債をも借換債の対象にしたということが一つの切れ目。それから、制度の問題とは別に、この場合における、いわば調達する新規財源債の方よりも利払いが多い、こういう状態でございますから、普通の企業でありますならば、新規に苦勞して借りたものはただ利払いに充てておるだけである、利払いのための金を借りる、こういうことになっておるわけで、私は一つのやっばり大きな転機だというふうには思っております。

少しも気が安らぐとすれば、依存度が若干下がったということが気が安らぐ一つかなというふうな感じでもって予算編成の際も臨んでおったわけでありまして、基本的には、利払いがふえていくというのは、新規発行債を可能な限り落とすべく、いかにこれを減らすか、厳しき道でございますけれども、今後この百四十兆円という残高を背負い込んだ財政運営の中で、この狭い狭い政策選択の幅の中で、あらゆる工夫をして、国民の理解も得ながら財政の運営に当たっていかんきやならぬというふうに考えておるところでございます。

て、そしてその結果景気が沈滞いたしましたして、財源も枯渇する、法人税等も少なくなつてしまふ、最後にまた補正予算で赤字国債を補てんしなければならぬ。こういうことの繰返しではやはりじり貧経済、じり貧財政と言わざるを得ないのでございます。

やはり、私も主張するように、大幅所得税減税とか公共投資の拡大とか、また思い切つた内需拡大等をこゝで強く図りまして、そしてそれによつて法人税等は大幅に増収できるわけでございます。こういった景気回復の伴つた財政こそがこれから日本の財政を好転させる唯一の道ではないか、このように思ふわけでございますが、これからは内需拡大あるいは大幅所得税減税あるいは公共投資の拡大、こういった方向に向かつて考え直すお考えはないのかどうか、これをお伺ひいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(竹下登) 内需拡大、そうして産業構造もそういうふうに変化せしめなさいかぬ、これは私も基本的に先生の御意見を否定する何物もございせん。ただ、私は、拡大均衡の経済の中で財政の果たす役割というのは、可能な限り緊縮した均衡の姿でそれをどういうふうな組み合わせでやつていくかというのが、今後のこの狭い政策選択の幅の中で我々が努力していかなくやならぬ課題だというふうに考えておりますので、今後とも御鞭撻のほどをお願いいたします。

○委員長(山本富雄) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後四時まで休憩いたします。

午後四時五十分休憩

午後四時開会

○委員長(山本富雄) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○近藤忠孝君 午前中の議論にもありましたように、国債発行について大臣から四つの転機があるというところで、その都度エスカレートしてまいりまして、国債費の一般会計に占める割合が六十一年度予算で二二%、そのほとんどが金利の支払いというところで、それは主に高所得者層に分配されるわけであります。この問題に絞つてきょうは質問をしたいと思ひます。

歳出面でのこの国債費の急増、それから社会保障予算のカットなどで歳出面の逆所得再分配機能が弱まつて一方で、歳入面でも、所得税の累進緩和で所得再分配を弱める方向が今回の税制改正として、所得分配が平準化したことを挙げておりますが、その根拠は何か、これをお答えいただきたいし、またその前提として、平準化は結構なことじゃないかと思ふんですが、それについて大臣の御見解を賜りたいと思ひます。

○政府委員(水野勝彦) 今回の税制調査会が審議を始めるに当たりまして、去年の九月新たな総理からの諮問に基づきまして、十月から一般的な経済社会情勢なりから審議をいただいたわけでございます。

その中で数字等によりまして、例えば所得水準、昭和二十六年と五十九年とを比べると、第一位と第五位との一カ月当たりの平均実収入、これが昭和二十六年当時では五・八倍、これが昭和五十九年では二・七倍とその格差の倍率が半分以下に低下している、こうした数字でもって平準化が進んでいる、こういうふうに審議が進められたように思ふわけでございます。

また、これが例えばアメリカの場合でございまして、昭和二十六年当時是一位と五位が九五倍であつた。これが、現在と申しますか、これは五十八年の数字であります、アメリカは依然として九・一倍である、こういう数字があるわけでございます、その倍率自体もアメリカとかなり格差がある。またこの三十年間ぐらゐの間にそ

の格差の倍率も半分以下になつてゐる。こうした数字でもって平準化が進んでゐるというふうな状態を頭に置いて審議が行われたのではないかと思ふわけでございます。

○近藤忠孝君 果たして平準化しているかどうか、これから具体的に質問していきますが、その前に大臣、平準化いいんじゃないかと思ふんですが、どうですか。結構なことだと思ふんだけれども。

○国務大臣(竹下登) 平準化の取り方というのがありますが、そういうことをやめて、その議論は別にしまして、いわゆる根拠ですね、その議論を別にして申しますと、基本的な考え方の相違というのは、努力と報酬の一致という概念がもう一つございまして、その努力と報酬の一致というものがいざ自由主義経済理論の根拠にありまふので、したがって、そのこともまた大切なことであるというふうに考えております。

○近藤忠孝君 先ほど主税局長の言われた問題と、もう一つはジニ係数の問題があると思ふんですが、このジニ係数も実際税調では御利用もしておられると思ふんです。これは、昭和三十七年以降ジニ係数が次第に小さくなつてゐる、また国際比較でもそうだとしようということも根拠のように思ふんですが、そこでこの具体的な中身についてたゞしてまいりますと、まずジニ係数です。所得の分布状況をあらわすいろいろな方法があると思ひますが、ジニ係数はこれを最も簡単にあらわすものとして国際的にも使われております。結論から言いますと、このジニ係数を時系列的に調べてみますと、高度成長期に一時所得格差が縮まつたものの、その後横ばいしないし拡大傾向にある。特に最近著しい拡大傾向があることが示されてゐるわけでありまして。

そこで厚生省に質問しますが、我が国において独自の調査に基づいてジニ係数を計算しているのが厚生省の所得再分配調査であります、これは三年ごとに調査が行われております。最近では五十九年度に行われておりますが、その結果はどういう数字ですか。

○説明員(岸本正裕君) 昭和五十九年の所得再分配調査の結果につきましては、現在鋭意取りまとめ中のところでございまして、先生の御要求もあつたのでございすけれども、まことに申しわけないわけでございすけれども、最終的な結果についてはもう少し時間をいただきたいと思ひます。ただ、先生の御質問のポイントであるジニ係数につきましては、私もこれを取り急ぎまとめたものがございすので、御説明をいたしたいと思ひます。

当初所得とそれから再分配後の所得に分けて、それぞれの係数を例年出しているわけでございす。五十九年度現在の数字でございすけれども、当初所得のジニ係数は五十六年のときに二通り出しているわけでございまして、私の給付を含まないものと、それから私の給付による調整後の数字と、当初所得につきましても二通りの数字があります。ちよつと二通りの数字を申し上げますが、まず初めに私の給付を含まない数字でございす。五十九年度で〇・三九七七という見込みでございす。私の給付を含んだものといたしましては〇・三九五五という数字を見込んでおります。これは五十六年の調査の結果では、私の給付を含まない場合には〇・三五一五でございまして、それから私の給付を含んだものとしては〇・三四九一という数字でございすので、これと比較いたしますと高い値となつてゐるわけでございす。

それから再分配後の所得のジニ係数でございすけれども、これは私の給付を含まない場合には〇・三四九六、含んだ場合には〇・三四二六という数字でございまして、これはそれぞれ五十六年の数字、〇・三一七七と〇・三一四三よりも大きな値になつてゐることは事実でございす。

しかし、当初所得と再分配所得との間の改善度といひますか、これは一三・八%に上つておりました、前回の一〇%を上回つておる。この改善度は過去の調査の中で最高の値になつてゐるわけで

でございます。

そして、当初所得のジニ係数が増加した原因でございませうけれども、これはいろいろな要因があるかと思ひますが、考えられるものとして、一つは、高齢者世帯の比重が高まってきたりまして、年金だけで生活する世帯が増加をきていて、年金だけでは生活できないかと思ひます。今回と五十六年の調査を比べてみても、高齢者世帯が全世帯の中で占める比率は、五十六年の場合には五・四％でございましたが、今回の五十九年度では八・一％というふうになっております。

それから世帯における有業者数の動向なども関係があるのではないだろうか。そして、これは必ずしも調査だけで明らかではございせんけれども、女性の社会進出のようなことが起こることによって、専業主婦の世帯と共稼ぎ世帯との格差の拡大とか、そういうこともあり得るのではなからうか。

それからもう一つ考えられることといたしましては、労働省の調査で毎月勤労統計調査というのがございまして、ここでも最近の賃金の動向を見ますと、企業規模間における賃金の格差の拡大というふうな傾向も出ています。そういうこととていろいろな要因があつて、こういう数値になっているのではないかとこのように思ひます。

○近藤忠孝君 大臣、今の数字をお聞きになっておわかりのとおり、平準化してないどころか逆行していると思ふんです。大蔵省、またこれは政府税調もそうですが、前回の五十六年度の調査結果のジニ係数をもとにして所得分配は平準化したという判断、この判断がもとになって税制改革の方向が出ていますね。

今まで大蔵省や政府税調が基調にしたものは、昭和三十七年に当初所得で〇・三九〇四、四十七年〇・三五三八、五十年〇・三七四七、五十三年〇・三六八五、五十六年〇・三五五五と、ずっと低くなっているから、そこで平準化しているんだ

という根拠なんです。今の厚生省の数字をあらためていただければわかるとおり、昭和三十七年段階、ここで言うところの一番大きな数字、だからそれはやっぱり格差が拡大しているということになるんだと思ふので、となりますと、大蔵省のこの判断、先ほど主税局長は半分しか言わなかったけれども、これはジニ係数が基礎になっていることは間違いないわけですね。となりますと、そういう判断、平準化しているという判断の基礎が崩れているんじゃないかと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(水野勝君) ジニ係数につきましては、今回の税制改革の出発点といたしております。昭和二十年代の数字がとりにくいというところはございませうけれども、それから、まさに今先生御指摘のジニ係数、三十七年以後をとりましても上がつたり下がつたりしている、こういう点もございまして、税制調査会の総会の提出資料として御説明させていただいたのは、先ほど申し上げました一分位、五分位の格差でもって御説明をさせていただいたわけでございます。

先生御指摘の方の専門小委員会の方の数字ではないかと思ひます。この専門小委員会の方では、一分位、五分位の係数の関係と、それからジニ係数の資料として出されているわけでございますが、まさに、ただいま申し上げましたジニ係数が昭和三十七年以後のものであるということ、それからまた変動しているということから、シャープ勧告当時のものと比較するのはなかなか難しいということから、総会の資料としてはちょっとそれは使うのは控えて、総会全体としての資料としては、基調的な認識としては一分位、五分位の実収入からとらしていただいているということでございます。

このジニ係数が昭和二十五、六年のものがとれますと比較になっていいてございまして、これがたいしたこと、それから変動している。これはたいした厚生省の方からの御説明ございまして、女性、女性の就業状況がどうでございましてか、高齢化している割合がふえてきているとか、

そうなりますとそこらの点からのいろいろの移動もあるようでございますので、専門小委員会の方では使わしていただいているようでございます。が、総会ベースの方ではちょっとなかなか使いにくい数字だということから落とさせていただいていっているわけでございます。

○近藤忠孝君 私の手元には専門小委員会の資料なんです。それは使わなかった、総会では。しかし、今の厚生省の答弁がいろいろと、むしろ逆に使わなさいいけなさいいかなんか。というのは、昭和三十七年、この専門小委員会でも示された一番高い数字になっていまして、となれば、明らかに五十六年のこんな古い数字の段階じゃなくて、むしろ五十九年、これでやっぱり見るべきだったと思ふんです。しかも、厚生省の今の答弁は私の独自の計算結果からも一致するんです。

まず、総務庁の全国消費実態調査に基づいてジニ係数を算出してみます。この全国消費実態調査は五年ごとに調査が行われて、対象は約五万人と大衆多いわけです。五十九年度調査からは農漁業世帯も含めるなどかなりしっかりした調査であります。

この調査によつて五分位階級別で年間収入、ジニ係数を算出してみますと、これは厚生省にも大蔵省にも私の計算の根拠を示してありますが、四十四年度で〇・二六四〇、四十九年度で〇・二七六八、五十四年度で〇・二五三七、五十九年度で〇・二六二九となつて、五十四年度調査を除いてジニ係数は大きくなる傾向にある。要するに所得分布は拡大の方向にあることが明らかだと思ひます。特に五十四年度調査に比べて五十九年度調査でジニ係数が上がつていくこと、これがやっぱり最近の傾向をあらわすものとして注目する必要があると思ふんです。より正確を期するために、十分位階級別のデータから算出したジニ係数も、五十四年度で〇・二六六八、五十九年度で〇・二七六〇、はつきり最近の格差の拡大傾向を見ることができると思ふんですが、この資料をごらんになって、どうですか、厚生省、大蔵省それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 先ほど申し上げましたようなことで、正面からジニ係数はとつてはいないわけでございますが、今御指摘のジニ係数、先生の数字で拝見させていただいても、昭和五十四年と五十九年度で〇・二六六八から〇・二七三と若干上昇しているという数字は見られるわけでございます。このジニ係数を横にとつてみますと、日本はヨーロッパ、アメリカ諸国に比べてかなり小さいわけでございます。

したがって、昭和三十七年という先ほどの数字をいまして、高度成長を経ましたところでもかなり所得水準が上昇し、平準化をした。その後におきましては、先ほど厚生省からの御説明がございましたように、就業構造、家庭の中での主婦がどの程度共働きで外へ出られるのか、全体としての世帯がどの程度高齢化したのか、そこに年金、恩給その他の移転所得がどの程度のウェイトを占め、大きくなつてきているのか、そこらによつて変動いたしますので、最近の数年間の動きを見ればそれぞれ御指摘のような変動はあらうかと思ひますが、全体として所得水準が戦後シャープ勧告のころに比べて上昇をし、平準化した中で、最近はいろいろな社会的な変動が生じている、このように私も考えたらいかがかと思ひたいわけでございます。

○近藤忠孝君 今国際比較の話があつたので、そのことに限つて申し上げますと、税制の違いやデータの性格の違いを無視して、データの表面的、形式的な国際比較によつて、日本の所得分布は世界一平等であつて、所得税の累進度は世界一高い、こういう議論を進めることは妥当でないというの、私が言うんではなくて、私もそう思ひますけれども、これは竹内啓という東大教授で、統計学の權威なんです、はつきり言っていますね。だから今の主税局長の答弁はやっぱり当てはまらぬと思ふんです。

これを前提にして、それについてはまた答弁いただきたいんですが、私が申し上げたジニ係数は別の調査でも裏づけられるんです。総務庁の貯蓄

動向調査、これをもとに年間収入のジニ係数を出してみますと、三十六年〇・三三六、四十年〇・二七九三、四十五年〇・二六六九、五十年〇・二七四二、五十五年〇・二八〇五、五十八年〇・二八八八、五十九年〇・二七二七、六十年〇・二七八五となつていまして、四十五年以降ジニ係数は次第に大きくなる傾向にあるというふうに見取れると思ふんです。ただ五十九年若干下がつていますが、一番新しいデータである六十年にはまた上がつていまして、これは最近の所得拡大の傾向を示すもので、これは先ほど述べた全国消費実態調査の数字とあわせて注目すべきではないかと思ひますが、この点主税局長に伺いたいと思ひます。厚生省からは、二つの点まとめて答弁いただきます。

○政府委員(水野勝君) ただいま委員御指摘の全世帯年間収入、こちらの数字でございますが、これはまさに年金の世帯とか、そういうふうな勤労者でなくて、高所得世帯であつたり中低所得世帯であつたりする世帯もかなり含まれていようかと思ひます。その点につきましては、今回の検討が主として給与所得者と申しますか、勤労者としてまいっておるというところから、全世帯というののも一つの参考資料かと思ひますが、勤労世帯として見る場合、これはまたいろんな数字もあるかと思ひますが、そうした、全世帯がいいのか勤労世帯がいいのかという点もあるかと思ひます。

また、今御指摘のように、年によつて最近変動している。この点につきましては国民生活白書でも、もろもろの社会的な変動によつて少しづつ変わつてきているという指摘があるようでございます。うして、そういったものを私も頭に置かしていただいていられるわけでございます。

○近藤忠孝君 国際比較どうですか。
○政府委員(水野勝君) まさに御指摘のようなジニ係数は、国際的に比較するというのは、なかなか一律に平板的に比較するというのは危ない面があるというところは御指摘の点もあるかと思ひ

ます。したがうして、先ほど申し上げましたように、マクロ的に見るときに参考にするという点はあるとしても、それからまたもう一つ、二十年代のものがございせんので、正面からは私ども資料としては用いなかつたということでございます。

○説明員(岸本正裕君) 先生がおつくりになりましたこのジニ係数の計算表を拝見いたしていただき、率直に申し上げまして、私はまだこれをよく勉強しておりません。御意見を申し上げられる程度に理解をしていないところがございます。今後検討をさせていただきます。ただ、私ども調査とこの数字のレベルがかなり違つてい

なところがあるかと思ひます。それから、貯蓄動向調査、勤労者世帯は家計調査、こちらの方、今先生のおっしゃられましたような三十六年から六十年までの傾向につきましては、少し厚生省の調査とその波の打ち方が違ふなという感じがいたします。

○近藤忠孝君 それは基礎にするデータが違つてゐるから違ふんですが、ただ傾向としてはやっぱり拡大しているというところは私は一致するし、その点が大事だと思ふんです。

それから、主税局長、国際比較はあなたがそう言つたから私が言つたので、その点は一致するわけですので、余りそういう余計なことを言わない方がよろしいんじゃないかと思ふんです。

そこで、先ほど主税局長の答弁にありました、もう一つの主張である、第一階級の所得に対する第五階級の実収入の倍率についてであります。先ほどのような二・七倍と小さくなつてゐるというんですが、私が計算した結果、昭和四十九年以降の十年間ずっと大体二・七倍ぐらいを維持してゐるのは事実だと思ひます。しかし、ここでも注目すべきことは、一番最近の調査である六十年の調査では、この倍率が二・九倍と逆になつてきてゐる。

そして、勤労者世帯だけでなく全世帯の状況

を見るために、これは貯蓄動向調査の年間収入を使用してみますと、第五分位の第一位に対する倍率を見てみますと、五十五年四・一、五十六年四・二、五十七年四・一、五十八年四・三、五十九年四・六、六十年四・七。これは傾向的にはやっぱり格差が広がつてゐるわけですね。これを十分位階級別に見てみると同様で、五十五年六・二、五十六年六・五、五十七年六・三、五十八年六・七、五十九年七・二、六十年七・三。一貫して格差が拡大してゐるんです。大蔵省のこの数字は古いし、また都合のよい数字だけ引つ張り出して、むしろこれは結論を強引に導いていゝと言わざるを得ないんですが、これはどうですか。

○政府委員(水野勝君) 先ほど申し上げましたように、今回、シャープ税制以来の基本的な見直しというところで出発いたしておりますので、先ほど申し上げましたように、昭和二十六年は五・八倍であつた。これが、昨年の九月の時点では五十九年の二・七倍があつたということでございます。その時点としての最新の数字を使い五・八と二・七を比較したわけでございます。

いづれにしても、シャープ税制当時比べれば倍率格差は半分程度になつておる。また、それに比べてアメリカはほとんど九倍前後で動かないというところはマクロ的には言えるのではないかと申すわけでございます。

○近藤忠孝君 私が事前にお渡しした所得の分布について、今言つた第五分位の場合と第十分位の場合同様、先ほど私が指摘した数字、これは間違ひないでしよう。どうですか。

○政府委員(水野勝君) 第五分位、第一位におきますところの昭和四十年代後半から現在までの時点では、おおむね二・六、七、八、このあたりを推移してきてゐる。これは、先ほど申し上げました、高度成長なり二回のオイルショックを経た後では大体動いてはいない、こういうことではな

いかと思ひます。やはり昭和二十年代後半から三

十年代半ば、あるいは三十年代後半までで大きく動いてゐる。しかし、税制といたしましては、昭和三十一年代後半以降からはどうも余り動いていないというあたりから、昭和二十年代からの数字を見させていただいてゐるわけでございます。

○近藤忠孝君 昭和二十六年といへば今とは全然時代の違ふときですよ。大事なことは、ずっと安定してきて、そして一定の方向が出てゐる、そしてやっぱり最近の数字で見るときだと思ひます。しかも、勤労者世帯だけでなく、私が指摘した全世帯を見るための貯蓄動向調査、私二つの数字言ひましたね、これはやっぱり間違ひないでしよう。五十五年以降は第五分位で見ても第十分位で見ても、もう明らかにこれは格差が広がる傾向がある。むしろそのことが大変大事じゃないか。こういう傾向を大蔵省は客観的に把握して、これをどう見ていくのか、これが大事だと思ふんですが、その点どうですか。古い話はもうよろしいんです。

○政府委員(水野勝君) 昭和二十五年のシャープ税制で、最低税率二〇%から五五%という税率構造ができた。それが昭和三十一年代に現在のような数字になつておる。やはり出発点としては、今回の税制改革としては、シャープ税制からの数字を出発点にとり、また真ん中の四十年あたりをとり、そして現時点をとるという大体この三段階をとらしていただいておるわけでございます。

それから、五分位階級あるいはジニ係数等につきましては、全世帯の数字というのもございますし、給与所得者、勤労者世帯というのもございます。従来は給与所得者を中心としての税制改正、重点をそこに置いてまいりましたので、そういう数字を用いてきておりますが、今後は全体としての所得税のあり方を、先ほど申し上げましたように、定性的なものを肉づけをしてまいるときには、給与所得者、勤労者世帯に限らず幅広く見ていく必要があるかと思ひますので、勤労者世帯の数字、さらには全世帯の数字も今後は検討してまいるのが適当ではないかと思ひます。

○近藤忠孝君 昭和二十六年なんといえばあなたも私もまだ学生だったでしょう。そんな時代のことを言うのじゃなくて、最近の数字でやっぱ見るべきだと思ふんです。

具体的に数字を示したように、客観的に見てみれば、所得格差は拡大しているというものはこれは事実だと思ふんです。それを無視して逆の方向を進めるといふのは、大臣、間違ったことをすることになりはしないか。これが第一点です。

それからもう一つは内需拡大ですが、内需拡大が進まない最大の原因の一つにやはり所得の不平等があると思ふんですね。なぜなら、所得格差の現状のもとでは高所得者層ほど貯蓄率が高い。ですから、一般的な内需対策では、内需の中心である消費需要に余り影響を与えないんではないか。結局貯蓄に回され財テクを活発にする、そこにいつてしまふんではないか。したがって、内需拡大を効果的にやるためには、今私ずっと指摘してきたような数字から見ても、所得再配分を基本にした政策がどうしても必要ではないか。これなしには、幾ら内需拡大を言っても効果は余り期待できないんじゃないかということ、今出かかっている税制改革の方向についてやっぱりもう一度見直してみることがあるんじゃないかというのか。この点についてお答えをいただきたいと思ふます。

○政府委員(水野勝君) 今回の所得税を中心とした税制改正は、シャープ税制以来三十五年間の社会経済情勢、この変化に対応して税制がどうあるべきか。その間に生じたのが、ひずみ、こういうものをどのように合理化していき、給与所得者を中心とした負担感、重圧感を解消するか、ここが中心の視点とされておりますので、現時点まで続けられてきております税制改革作業はそうした観点からのもではないかと思ふわけでございます。

当面の内需拡大その他につきましては、もちろん今回の税制改正も、公平、公正、簡素、選択並びに活力という観点もございますので、若干のと

申しますか、関係はないことではないかと思ふますが、あくまで重点は社会経済情勢の変化に即応した税制のあり方ということを中心点に置いておりますので、直接的には内需拡大という観点と今の時点では結びついてはいないのではないかと今うらに考えておるわけでございます。

○近藤忠孝君 大臣の答弁を聞いて終わります。

○国務大臣(竹下登君) ジニ係数、これは、私も勉強了一遍しましたが、本当は正確には理解しておりません、感覚的には大体わかっておりますが、しかし、いわゆるシャープ税制以来の税制、私は、シャープ税制そのものは案外いいことを言っているなとも思っておりますが、むしろ我々が、私も含め、いろんなゆがみ、ひずみをつくってきたんじゃないか、こんな感じもしないわけでもございせんが、やはり基本的に、その間に生じたゆがみ、ひずみ、今だが、どの層が一番重税感を持っているかというところから、もちろん数字も必要でございますが、感覚的にとらえていただいでそれで議論が進んできた。だから全員が学者であるわけでももちろんないわけですが、だから、基本的に、努力と報酬の一致とか、勤労意欲を阻害する限界とか、事業意欲を阻害する限界とかいうものは、私は自由主義体制下においてはあつてしかるべきものではないかというのが一つでございます。

それから、いつも議論いたしますときには、よく戻し税をやるときに、それじゃ税を払っていない人は何のメリットもないじゃないかというやうなときに、税を払っていない人では消費支出が及ばないという議論もいつも出るわけでございますが、その辺の問題も含めていろいろな議論はこれからまだまだ続くだろうというふうに私は見えておるところでございます。

○栗林卓司君 何をお尋ねするにしましても、現在の円高を抜きにしてちよつと将来の給がかけないものですから、まず円高問題についてお尋ねをしたいと思ふます。

サミットが終りましたから、いかに東京サ

ミットからお墨つきをもらったような感じで円の急上昇が始まったような印象を受けているのでありますが、そもそも、東京サミットの後でなぜこのような円の急上昇が起こったのか、この点について御所見をまず伺いたいと思ふます。

○国務大臣(竹下登君) これは私からお答えすることになります。一つは、サミットというものの性格に対する、本当は私も言いたかったんですが、それだけでも、弁解してみますから言うこともないし、また、批判を受けることによつてこつちが緊張して政策に対応すればいいんですから。本当はサミットというところは私は為替相場そのものが議論される場所ではないという問題意識をまず持つております。

それで、先生御存じのとおり、きょうも澄田さんとこうして並んでおりますが、これは日本の国会だから割にこういふことがあるのであつて、特に政権交代が激しい国は、中央銀行というものの中立性あるいは独立性、これはまさに侵されないというやうな立場にもあるわけでございます。御案内のとおりです。余り日本は中央銀行と大蔵大臣とが仲がいいやうな話をしますと、政治の恣意に左右される開発途上国のようなものかというやうな質問がときにある。したがって、中央銀行というものが、中立性、独立性を持つているものが参加しない場合に、具体的な為替相場というのは私は議論の対象の外になつて、政策調整の大局的話しが行われないうのが、本当はサミットはそうだろうと思ふのであります。

そこで、急上昇しましたことについては、ところがG5というのが間々誤解されて、中央銀行の總裁なしに五人会って何か話をしたらあんなことという非常にドラチックなものがあつたことが、投機筋にはここで何か出てくるんじゃないかという感じが大きいにあつたんじゃないか。きょう、終り値の百六十円九十五銭というのがきまつたけれども、最近見てみますと、私が大蔵大臣になつて、十五億とか二十億ドルでございますね、一日が。ところが今五十億ドルだの六十億

ルが毎日トータルすると動いておる。そうすると、そういういわゆる悪感というものがやはりかなり影響しておるな、こういう感じが一つあります。それから、連休でございます、ほかの国にも若干連休みたいなものが、ちよつと集中しておりますから、一挙に大量なものが出たということも幾らか影響があるんじゃないかなというふうに思つておるわけでありまして。

いづれにせよ、急激過ぎるという基本認識は持つておりますので、それともう一つは、またきょうから出てくるやうですが、米因経済が期待されるほど好調でないといういろいろな指標があのころ出たということ、きょうからまた出るのて心配しておりますけれども、そういうやうなことで、それから基本的に、もう一つは、貿易のインバランス問題がちよつとあのころ数字が出た。そうすると、依然として解消されていないんじゃないかというやうなことに對する悪感。それからもう一つは、よく言われます、これは冗談話みたいな話ですが、二百円まではいよいよ各国の政策協調が効いたんじゃないか、それから先は、ちよつと石油が半分になつていないじゃないか、石油でレートが動いていないんじゃないか、こつちやう人もございせんが、私も定かな分析をしたわけじゃないございせんが、感想として申し述べればそんなやうな要素があつたんじゃないかなと思つております。

少し長くなりました。

○栗林卓司君 サミットと通貨問題を考えますと、その下敷きになつていたのがG5ではなからうかという感じがするんです。

両者踏まえましてちよつと私の感じを申し上げてみたいんですが、あのサミットの経済宣言を拝見しますと、非常に印象にとまりますのは、こつち書いてあるんです。「経済の基礎的諸条件をよりよく反映するやうな為替レートの顕著な変化があつた。」と書いてあるんです。したがって、こつち書いてある意味というのは、最近の為替レートの変化というのは、基礎的諸条件をよりよく反映しているという意味では評価し得る変化である、そ

ういう感触でこの文章が書いてあるんです。ちやうどサミットの前後というのはいドル百七十円前後でしようか、ちよつとそれじやいかにもと言つておつたんですが、しかし、サミットに集まつた欧米の人たちの目から見ると、いやいいところではないか、結構いい線いってあるよ、こういってぐあいにこれは読めるんです。

いい線いっているよといつて読めるその人たちが、G5でどういふコミュニケーションを採択したか読んでみますと、そのコミュニケーションの中で、「為替レートが対外インバランスを調整する上で役割を果たすべきであることに合意した。」これはいささか問題のあるコミュニケーションでして、インバランスを解消するためにいわば道具立てとして為替レートを動かすべきなんだというコンセンサスが本当にあったかどうか知りません。しかしコミュニケーションを拝見しますと、いわば日本の貿易黒字とまきにつながつた格好で、あれが円高に結びつくよ、それが結果として日本の貿易黒字をやがて縮小させる方向に向くのではあるまいか、こういう印象をG5のコミュニケーションは外部に与えるんです。しかも、全般としてG5でどういふことを考えたかといひますと、為替レートというのは、「ファンダメンタルズを一層改善するよう実施され強化されるべきであり」としながら、実はアメリカのドルとの関係を見たところ、いささか問題ありではないか。

そこで、今文章読むんじやなくて私は記憶をたどつて申し上げますけれども、非ドル通貨はむしろ強くなるべきではないのか、そういつた形でG5の合意が成り立つた。これがG5の後一斉にドル安、円高、マルク高、これが広がっていつた私には原因だと思ふんです。当時日本では、あのドル高状態ではにっちもさっちもいかぬわいという気持ちがあったものですか、G5以降の変化はそうけげんな思ひもなしに受けとめてまいりましたし、当時大蔵大臣が、一ドル百九十円ぐらいであればまあいいところであるとおっしゃつても、だれもおかしとは思わなかつた。その後で円高が加速されてきて、加速された姿そのものを実はと

らえて、基礎的な諸条件を反映するような非常に顕著な変化があった、こう言われましますと、今の円高というのはお墨つきであるかのような印象を与えかねなかつたのではないだろうか。

もっと一番注目すべきことは、こういう通貨の変化がありますと、協調介入でしのでいいこうではないか、こういつた話になるんですが、協調介入といふ場合、それを受けるような条件が欧米にあるのだろうか。そこで、もし有用であれば介入をいたしますというのを書いてありますけれども、問題は、もし有用であれば、有益であればと言つていふ言葉の真意なんです。非ドル通貨は強く、そういつた方向はこれは有益な変化である、そのためには介入もあり得る、これがG5と東京サミットの経済宣言を通して基本的に底に流れている私は発想みたいな気がするんです。そこで、日本がこれほど高くならない方がいいから協調介入してくれと言つても、いやそれは話は別だ、それはいたしません。いたしませんといふことをどう書いてあるかといひますと、「ウィリアムズバーク・サミットにおける約束を再認識しつつ、是正努力は、何よりも基礎となる政策要因に焦点をあてるよう勧告する。」まさにここに今次東京サミットの一つのハイライトがあつたと思ふんです。

サーベランスというの実はG5のころからやつておりましたし、別に新しいことじやないんだけれども、それにはつきりと脚光が当たつてきたというのが今度の東京サミットの特徴だと思ふんです。そのときに、円が高くなつた、日本は悲鳴を上げてゐる、何とかしてくれといふときに、じゃここで協調介入に乗り出そうかといひつて、ではそれができるような政治的な条件がアメリカにあるだろうか、あるいはヨーロッパにあるだろうか。特にアメリカといふことを考えますと、そんな協調介入するよな政治的な条件といふのはとてもないし私は思へてならないんです。そうすると、基礎的な諸要因に焦点を当てるよう勧告する、そこでまあさんどうするんだというように

向こうから言ってくるに決まっています。では一体我々として基礎的な政策要因のどこをどう変えようとするのだろうか。またそうしない、このままいきますと、今日銀も一生懸命介入しているんだらうと思ふんですが、為替市場で動いている資金量といふのは日銀の単独介入でどうなるほどちやなけつたではないようでありまうから、やはりG5なりG7なり、それら主要国が、よしこの際は為替レートのレベルはこうするんだといふ意思を見せない限り、とてもこれは私は動いてこないんではあるまいか。しかも、協調介入といふのはなかなかしてくるような政治的な背景はない。

日本ではどうするかということになりますと、これからが突は一つの判断として承りたいのでありまして、大蔵大臣がこの問題についてどういつたことを言つたといふことはいささかもつて発言してはならないことでありますから、私の意見だけ申し上げます。

従前と違つて、円安には反騰しないんではないか。この円高がどこまで一本調子でいくかわかりませんが、かつては、ある日円安に反騰していつたということがありましたけれども、どうも今回は円安には反騰しないんではないか。適正な円ドルレートの水準がどの辺にあるのか、これはだれも知りません。知らないけれども、我々はどうやら今の円高と長く同居することになりそうだ。同居しないで円安にしようと思つて協調介入を求めようと思つと、基礎的な政策諸要因に文句が言われて何かを直さなきゃいかぬ。端的に言へば、日本の貯蓄率なら貯蓄率、それをこう直すんです、あるいは公共事業の額をこれだけふやさんですな、といふことを言わなきゃいかぬし、やらざるを得ないんです。そうしないとなかなかもつて今の円高基調というのの動かないんじやないか。

以上、私の感じですからお答えは要りません。そこでお尋ねしたいのは、問題は、もし仮に一ドル百五十円台でしばらく居座りますと、これは日本経済には相当深刻な打撃を与えることにならう。そうすると、今御提案の財確法と、またその前にある財政の中期展望にしたつて、しよせん全部給にかいたもちでありますして、そうすると我が大蔵省として一体どういふ政策手段をもつてこの苦境を乗り切つていくんだらうか。私がお尋ねしたいのは、仮定を含めての御質問になるんですが、今大臣も言われましたけれども、どうもアメリカの経済は思つたほどよくないらしい。この間までは結構アメリカは元気いっぱいやってゐるんだと言つておりましたが、どうやら中を見るときはまういづつないらしい。これが経済指標とともに明らかになつてあります。そこでアメリカの連銀はどうするか。当然それは公定歩合の引き下げをしてでも景気浮揚策をとらざるを得ない。もし連銀が公定歩合の引き下げをした場合に日本の中央銀行は黙つて見てゐるか。とてもそれはできません。それは協調利下げをどうしてもせざるを得ない。そこで日本銀行は公定歩合をさらに一段下げる。場合によってはさらに一段連銀は公定歩合を下げるかもしれない。日本銀行はまた協調利下げをせざるを得ない。私がお尋ねしたいのは、そのときに預金金利を払ふ余地が残るんだらうか。

私はここで大臣にお尋ねしたいんです。例えば少額利子優遇税制を撤廃するといふことがいろいろ言われているんですが、この議論にしても、日本の貯蓄比率を何とかしろと海外からも非常に目くじら立てて言われている。この問題に手をつけていくと、零細な貯蓄者に対してその金利収入から税金を取るのかといふ話が反対論として出るんですけれども、このままずっといきますと、まともな預貯金利も払えないような低水準にとどつたり預金者は追い込まれてくる。そうするとどの道を選ぶか。今、預貯金について少額利子優遇税制はこれはもう撤廃です、こういうドラスチックな変化を日本政府がやつたといふことをアピールすることによつて、今の円高基調の中にある日本を抜け出すような処置をしていくのか。私はこ

のではない。

それからもう一つなんですが、どうやら相当低金利の時代に我々は住んでいるようでありまして、低金利ということになると、国債の発行についてもう少し考え方を始めなくてはいいんではないだろうか。今日日本では社会資本の投下が急がれております。なかなかこれは民活といつてもできません。だったら、せつかく利子が安くなつたんですから、特例債と四半債をこちやこちやにするわけにはいきませんから節度は必要ですが、公共事業については思い切つてふやしていったらどうなんだろうか。長期的に考えますと、いずれ我々は大増税を覚悟せざるを得ません。ただこれは中期的には困難です。長期的には考えていくとしても、中期的にはとにかく公共事業をふやしていく。片一方では預貯金利子に対する税制も変化をさせなきゃならぬ。外から見て、日本というのは確かにこれははじめにやり始めた、そういう印象を外為市場の人たち、あるいはその市場に参加しているのは世界の多数の市民でもあるわけですから、そういう人たちに周知徹底させることが今一番必要なんではないのか。

これだけの円高でも耐えられないと思ひますが、それは協調介入で抜け出そうと思つてもなかなか抜け出せないということを、東京サミットもG5のコミュニケにしても、読めば読むほどそう書いてあると思ひます。

この間中曾根さんがアメリカに持つていった経構研の構想にしたつて、あれはいい作文ができたというんで置いていくわけにはとてもいいかない。何かある大胆な一歩が私は必要な気がするんです。六十五年赤字公債依存体質からの脱却、これは到底外すわけにはまいりません。とはいふものの、それと四半債は別だ、何かそんなことを考えられないだろうか。しかも、四半債は、金利が上がつたからとどんでん出しているなどとは私は申しません。恐らく長期的には大増税を覚悟して設計をしていかざるを得ないんでしょうけれども、中期的にはとても無理でありまして、しかも中期的

にも、今の一ドル百五十円が仮に続いたとしたら、ちょっと日本経済はへたつてしまふと思ひます。したがつて、この際はよほど腰を据えた大胆な対策が急がれるように思えてならないんです。

以上勝手にこちらで申し上げましたが、御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) まず、ありがたい御所見承りましたが、私も感じておりますのは、今御指摘なさいましたとおり、G5のときの最後のところまで「フアンダメンタルズの現状及び見通しの変化を考慮すると、主要非ドル通貨の対ドル・レートのある程度の一層の秩序ある上昇が望ましい」と信じている。そこで「密接に協力する」。だから、あのときの申し合わせはドル対非ドル通貨、全般的にどの通貨もちょっとおかしいときに共同して行動をとらうというのにはG5の話ではないわけですね。それがあつたのは、ウィリアムズ・バグ・サミットで一般論があるわけですね。したがつて、サミットでは私はウィリアムズ・バグの一般論を確認するのはこれは限界だ、こういうふうな初めから思つておりましたが、おっしゃるとおりの気持ち私は私を抱いております。

そこで、今度はサミットに移つてまいりますと、したがつて、去年のサミット以来いろいろなことが行われたことの中の一つとして、端的に言えば、G5の効果が出たことは評価する、こういうことでございます。それともう一つは、このところ書きにくくもあつたわけでございますけれども、G5は、元来はインフレーションのものがあつたときでいいものでないか、あつた。そうしますと、カナダ、イタリアで見れば、おれたち国威をかけてでもG7にしてみたらわななや困る。しかし、それは議論しているうちに、ある国の貿易統計が何か見えておつたら、別に密輸の分が有りますというふうなのが統計資料に出るようじやこれは問題にならぬ。だから、やっぱりG5というものがあつて、SDR構成国であることは間違いないですから、これもオーソライズされ、両

方がオーソライズされた。

したがつて、これからは政策協調の場で、今おっしゃいましたように私も考えました、言葉の使い方も、いろいろな数値を出します。そうすると目立つのは日本と西ドイツのいわゆる通常の黒でございまして、それだけが攻撃目標になるような感じのサーベランスだつたら好ましくない。

しかし、今までないしでやつたサーベランスというのは、いろいろな数値がオーソライズされたものではないにしても出てくると、我々としても主張しやすいし、相互監視がしやすい。だから私は数値があつてもいいと思つておりましたが、それに、いわば政策主権というものがあつたから、余り拘束されちゃいかぬというふうには今でも思つております。したがつて、そのことを、アグリメントをアンダースタANDINGに直して、そういうような苦勞をいたしました、やっぱり政策協調そのものが一番基礎ではないか。

市場は神様だという考え方というのは、本当に介入はグーティーだという感じもございまして、率直に言つて、そういう中で、ウィリアムズ・バグの宣言を確認することによつて、一応の基調として、5なり7なりがこれからサーベランスというところで集まれば、そこでおのずからいろいろな話ができるのじゃないか、こういう流れで終わつたわけでございます。

今度は、具体的な今おっしゃいましたものもろの点でございまして、ほかの国の金利のことを論議するのは、一般論として申し上げて、例えば、今いわば為替レートにリスクを感じて、流入しておるのが引き揚げられはしないかとか、あるいはこれ以上流入しなくなるんじゃないかというような議論もアメリカのコミュニストの議論としてございまして、そうすると、これらはむしろ金利を上げる志向の議論も行われておるではないか、こういう感じがします。しかし、今のところは、アメリカも原油の価格が下がりましたこと、インフレ率は、日本ほどじゃもちろんございせんけれども、低下しているから、お互いが金

利下げの環境は整つた、そこまでは行つておるわけですね。

金利というのはこれは反転することもございまして、私共も実際五十五年に、大蔵大臣にしているときは公定歩合を国会中に二回も上げさせてもらつてゐるんです。今度は下げさせてもらつた。私が下げたわけじゃありませんが、日銀がそうなつた。だから、完全に低金利時代に行くということは断言はできないんじゃないか。しかし、傾向としてそういう時代というものは私も意識していきなさんか、これはなからうかというふうな考へるわけがあります。

そうすると、今度はいわゆる公債政策の問題にまたなつてまいりますが、この間電報の方に、電報の方がたくさん電話公債を抱えていらつしやる、今あれを借りかえてみんな繰り上げ償還したらいじやないか。ところが市中に出回つて相場がついてゐるものを借りかえるというわけにもいかぬ。国債もそれと同じ性格です。したがつて、今までのを全部低金利のものに借りかえるということはできないにしても、金利というものを念頭に置いて短期国債等の際も弾力的に出せるようにこれはしてもらつた。それで、さらにそれをされば建設国債にまで一歩踏み込むか。完全にそうなる、いい国債と悪い国債の区別を本当にこれは政策決定してしまふかどうか。今は感覚的にあるだけで、残高になつたら同じじゃないか。

このところが、二つの目標であります、一つは六十五年に赤字公債の脱却体質と、もう一つはいわゆる公債依存度を下げるといふ、二つの約束といひますか、目標を掲げておるわけですから、その二番目の公債依存度の分を政策決定して外してしまふんだ、一つだけ旗を立てておいて、そこまで議論することになりますと、これは実際問題として大議論になつていく課題だということには私も問題意識としてわかつてます。

それといふ一つは、建設国債というのは、二つだけ私いつも感じますのは、一つは、いわゆる用地費率がこまで高くなると本当の経済効果がど

こまで出るかということが一つ。それから第二番目は、一遍出しますとそれが、たばこ屋の倍あるわけですから、それらに仮に行き渡ったとしたら、それが縮小されることに對する脅威といひますか、したがって、歳出圧力が物すごく統制していつて二度と再び減額することができなくなるんじゃないかという、これは経験上のことでもございませうが、それだけこつちがきちんとしてやればいいと言へばそれまででございませうけれども、そういうところに疑問を感じております。

それから金利の問題は、もう一つ、先生今御意見の中におっしゃいましたように、実際問題、この間も考えましたけれども、〇・五そのまま連動すれば普通預金はゼロになるわけですから、まあ完全連動しないわけでもございませうけれども、本當に預け賃を出さなきゃいかぬような、手数料を払って貯金するというような環境が単純論理としては存在するわけです。だから、ドイツの場合は今日本と同じように三・五に下がっておりますが、金利の自由化の中で日本よりは市中金利は少し高目のところに置かれておる。日本はまだ完全自由化じゃございせんから、その辺の、なれとでも申しましようか、習慣もならしていかなきやならぬ課題だ。

私もいろいろ考えてみても、どこかで働いてゐる、着物なんかいっぱい持って働いておる人が、冬物が要らなくなつたから、ちよつと三菱倉庫へ預けておいて、冬が過ぎたら春物をまた引き出してきて、ナフタリンでまた冬物になる。だから、自分の資産を預けるときには預け賃を出さんだから、貯金にも預け賃があつてもいいじゃないかなんて言つた人が冗談でこの間おりましたけれども、日本の金融常識の中では、いわゆる手数料を払つて預金するという体制にはない。

しかし、私も思ひつきのような答弁になりましたが、御意見は大変貴重に聞かしていただきましたが、ありがとうございます。

○栗林卓司君 大臣に御質問申し上げますと、非

常にやりづら御答弁でお受けになるものですか、いつも感心しながら伺つております。

確かに公共事業をふやした場合の後始末というのは、私も痛感しています。公債発行比率が三割になつて、超えるか超えないかとえらい議論を、當時あれは福田大蔵大臣のころでしたしやうか、やりまして、私なんか予算委員会でもふやせと言つてやつたんですが、なに、その後になつたら、減らすものだとばかり思つていたら全然減らないんです。それが今に及ぶこの惨たんたる財政事情の一つの原因ですから、なるほどふやせばいいと思うだけじゃ単純にいかない、つくづく日本の政治的な決定の弱さというものを痛感しましたから、おっしゃる意味もよくわかります。

また、仮に公共事業をふやしたとして、それはその地域の業者あるいは日本の業者が全部受注していかんかという、決してそうはならないんです。だから、明石架橋にしたつて、あれは考えてみたら全部英國の業者が受注したんだと、これが普通の姿にならないといけないうで、本當は、公共事業をふやせ、ああそうかだけでは済まない議論なんです。しかし、これも我々は覚悟をして新しい時代に入つていかないととてもだめだと思ふんです。だから、いやこれからはもう貯金したら手数料要るよということになるのかも知れせん。それもこれも国民的な議論を引き起こしていかんか、これはだめだと思ふんです。

したがって、私が申し上げたのは、この際は勇氣を持って一歩、二歩と進んでいかないと、今までの、きのうの続きがあたりになるよというやり方では、とても今の時代は切り抜けていけないと思ふんです。したがつて、これは与党も野党もないんでして、野党だって、何うからには、じゃ一体どうするんだというものぐらしい胸に持つてしておかなきゃいけないので、私が建設国債出していいじゃないかと言つたときには、それは長期には増税と申し上げたのはその意味でありまして、この議論がないんだつたら、こんな無責任な議論はない。

そのときには、おっしゃる通りに、発行比率は厳しくその時点で議論しなきゃいけませんけれども、将来これは増税をもつて担保するんだということになれば、それは政策論としては十分あり得るんですね。だって今国民の方がどつちかと言へばお金を持つてゐるんです。そのときにはしづらくお借りする格好で、それを公共事業として興していくのは、そしてやがて将来は税でいただく、これは十分成り立つ政策ではないんだらうか。またそうすることが、よく言われる日本の社会環境にしても住宅にしても、これは十年、二十年たつたらこんなによくなつたじゃないかと、そのときにやっぱりみんな喜ぶんじゃないか。そうなつてくれば、やがて大増税が来たとしても納得してくるんじゃないか。そこまでの大きな絵を今かく時代だと思ふんです。

特に今度円高で、いろいろ経済宣言並びにG5のコミュニケーションを讀んで痛感したものですから、意見として申し上げます。

○青木茂君 現在の日本経済が置かれた状況は大変な非常事態だ、経済困難と言つていいぐらゐの非常事態だと思ふます。

大体、問題は三つある。一つは国債に抱かれた経済、財政ですね、それと財源なき減税、第三点は円高不況。これはいわば現在の日本経済が置かれたトリレンマです。このトリレンマをいかにして解決していくか。これは、小手先の政策というのか、小手先の技術だけで解決できる問題ではない。ちよつと昭和五年当時の金解禁、あの当時の日本が置かれた状況に非常に酷似してゐると思ひます。一歩誤れば本當に国がつぶれてしまふというやうな状況じゃないかと思つております。あの金解禁のときに、井上華之助大蔵大臣ですか、全日本に叫ぶという極めて悲壯な、悲痛な声明を出されて、本當に国民に危機感を訴えられたという歴史的事情がございませう。まさに今そういう状況の中に日本の政治は迫り込まれておる。私は、ニューリーダーというのは、ポスト中曾根という意味のニューリーダーではなしに、ニュー

ーエーじですね、非常に暗いシナリオしか書けやうもないニューエーじの僕はリーダーだと思ひます。大蔵大臣はそういう意味のニューリーダーの一人であつてしるわけですね。だから私はきょう、中曾根閣下の大蔵大臣ということよりも、ニューエーじのリーダーのお一人としての竹下さんに、この日本経済の置かれたトリレンマというものをどう処方せんを書いていただけたのかというところを、これはもう揚げ足を取るとかそういう問題でなしに、本當に我々これから日本の将来というものを憂へるという立場で思う存分ひとつこで語つていただきたい。もう私の持ち時間全部入れて語つていただいても結構でございませう。そこから問題は出発するんですよ。変な数字の操作だけの問題でこれは済む問題じゃないということですね。

ニューエーじのリーダーのお一人でいらつしやる竹下さんにひとつ御見識をここで伺いたい。私の持ち時間全部差上げますから、どうぞお願いいたします。

○国務大臣(竹下登君) 最初は国債を抱いた財政

だつたと思ふんです。今は、国債がいわゆる金融商品としての価値も出て、まさに国債に抱かれた経済になつて、国債を抱いた財政から国債に抱かれた経済、こういう認識は私もございませう。それから、減税論議が各方面から行われる。ところが、減税論議は財源はというと、不公平税制の是正という表現におおむね集約されて、具体的な実現可能な議論がなかなか浮かんできてない。それから三番目は円高不況、こういうことの間に今あるわけですね。

それで、ニューエーじのリーダーと、こうおっしゃいましたけれども、我が自由民主党も人材山のごとく、雲のごとくあるし、それから総理大臣候補者は、国会議員であればいいわけですから、まさに厳密に言へば七百六十三名の内閣総理大臣有資格者がおる。そこへニューリーダーを数を少なくして特定するというのは、私は本當は余りいいことじゃないと思つております。がしかし、そ

の問題、結局私どもがそのようなことをマスコミ等と言われるのは、ただいたずらに馬鹿を重ねたといえますか、国会議員歴等が長い、こういうことに尽きるんじゃないか。

ただ、違うという失礼でございますが、あの井上華之助先輩がまさに日本に叫ばれたというとき、今日の日本人がいわば民主主義というもののいい意味においてなれてきた、適応してきたということ、それから全体的な知識水準の高さというものは、私は、あのころも読み書き、そろばんはよくできた日本と言われようと、高等学校進学率にしても九四・五％で世界一であって、そういう点から見ると、そういういわば全体の水準というのは大変高くなっている。その全体の水準の高さというものが、あの大変であったと思えます昭和四十六年のドルショックも、そして第一次石油ショックも、第二次石油ショックも、結局、日本人の知恵とでも申しましょうか、理性とでも申しましょうか、そういうところでこれを脱却した。私は、そのときの政策選択が、我々がとった政策選択がよかったからほかの国よりも一番早く脱却し得たのではないかと考えをいつも持つものでございます。

したがって、私の性格もございしますが、青木博士もそうですが、同じぐらいな世代で、意外と戦前を若干知り、戦中を知り、戦後を知り、そして鉄砲玉がわりに兵隊に行つて帰つてきて、あの焼け跡、やみ市、食うに精いっぱいという中から、現状に対する適応性というのは我々のゼネレーションは大変にあるんじゃないか。しかし、それだけに気宇壮大性がない。したがって、国民がここまで水準が高いときに、おれはかと思う、国民の皆さんついてこい、これは私は終わったんじゃないか。むしろゴディネーターとして、最大公約数がどこにあるかということ、時間をかけても問答しながらコンセンサスを求めていくというような意味の議会制民主主義に、変質といえますか、真のあり方に近づきつつあるではないか、私

はこういう感じがしておるわけでございます。

したがって、この三つの点の具体的なお答えをするだけの私準備はございませんが、円高不況というの、メリットがこう出るとかいふいろいろな問題もございましょうけれども、これが今度雇用の場において、企業は待たなしてございまして、あるいは部分品とかいろいろなもの、諸外国に求めていくかもしれない、そういう場合の雇用問題がどうなっていくか、それが三次産業でどのような吸収をされていくか、そういうことを考えれば、当然のこととして、いわゆるワークシェアリングの問題、労働時間の短縮も含めて出てくるではなからうか。したがって、円高問題については、もちろんいろいろメリットも出てまいりますが、しかし、それが、今の契約がなくなる、だから構造改革して転換しようというだけでなく、日本が相当な競争力を持つておる企業の中から雇用の問題等が招来してくるというように、なとも考えのうちにに入れておいて対応しなきゃならぬ課題だらうというふうに思っております。

それから、財源なき減税ということになりますと、この間、大蔵省に新人が二十五人入りました、それで歓迎会で寸劇をやりました。そうしたら、最初は、百姓体操というので、田んぼを耕す体操をして、田植えをする体操をして、台風が来た体操をして、それから今度は稲刈りをする体操をして、そして実りの秋になって、肩車組んで、まあおみこしを担いでいる体操をするという簡単な劇でありました。そうしたらそこへ代官さんがあらわれてまいりまして、その代官さんが、百姓、御苦労だったのう、ところで、臨時異例のことだが、こしは米をもう一俵ずつ出してもらえぬだらうかとその代官さんがおっしゃる。臨時異例の措置である。そうしたら、その平身低頭しておる百姓が、代官さま、あなたは減税をするとおっしゃったではございませんか。今減税は政府税制調査会で審議してもらっているからしばらく待て。そうしたら百姓が、それでもあなたは増税なき財政再建とおっしゃっているではないですか。最後

に、私がおりましたから、しかし代官様はふるさとのことを考えてくださるからまあ勘弁してあげましようというのでその劇は終わりました。

頭のいい劇を仕組んだものだと思っておりますが、そのときに、増税なき財政再建や政府税調に目下諸問中であるということのくだりを聞いたときに、ああ本当におれ毎日そればかり言っているんだなという、本当にある種のうつろなるものを感じて、と同時に、若い諸君がああいう寸劇がすぐでもできるといふところに、ああおれたちは死んでいってもまだ日本人は大丈夫だ、こういう大変な持ちをエンカレッジされました。

まさに、長い話をしましたけれども、財源なき減税問題というふうなものは、それこそ税調でしつぱりとこの秋までに結論を出してもらわなきゃならぬ課題だと思っております。

それから一番目へ返りまして、国債に抱かれた経済ということも、確かに現実そういうのでございしますから、本当に、四十年に初めて二千億出したときに、それがどれだけインフレにつながるかという物すごい議論でした。そして今度は九兆七千億ぐらになつてしまつた。そして五十年に赤字公債に踏み切つたときなんかは本当に国賊みたいな環境の中で踏み切つた。だんだんそれになれてしまつて、五十九年には赤字公債も借りかえを許すとかと変質してしまつた。財政法の原点というものは私は今でも間違っていない。その狭い政策選択の幅の中でこれから苦心してコンセンサスを見出していかねばならないというのが今の現状ではなからうか。

したがって、本当に長い話ばかりしまして、何ら結論めいたことを申し上げなかつたわけでございしますけれども、結局、これだけ国民の知識水準が高くなつた今日、世界一ですから、やっぱりそのコンセンサスが那邊にあるかということ、求めながら、国民と一緒にいふか、あるいはせいぜい半歩前を歩んでいくというのがこれからのあるべき姿であるのかなと、こんな感じを持っております。

頼りないお話をいたしました。

○青木茂君 私がいいたのは、新しい時代、本当に暗いシナリオしか書けない新しい時代、それに対して、おれについていこうという、国民が本当にこの人は頼りになるという迫力ですね、迫力が私は欲しかった。あるところではございましてけれども、あるところでは大臣一流のユーモアによって何となく問題がやわらかくなつてしまつた。今はやわらかい問題ではないということ。それをあれしまして、時間いっぱいしゃべつていただけなかつたから私続けます。

国債政策に対してお伺いを申し上げますけれども、今まで何回か出たお話でございしますけれども、六十五年度赤字国債依存体質をゼロにする、脱却するということは、政治的な意味を残つておるかもしれないけれども、どう考えてみたつて無理なんです。これは長期的な視点で目標を設定し直した方がむしろ僕は国民に対して親切なんじゃないか。かんぬき論はわかります、それは、わかりますけれども、さびついたかんぬきよりも新しいかんぬきを私は新たにつくつてはめた方がいいんじゃないかと思ひます。ですから、この点については大臣はどういうふうにお考えでございしますか。

○国務大臣(竹下登君) かんぬき論というのは、確かにそれがあつたから本当はやっぱりみみっちい予算編成ができたと思うのであります。実際、投資的経費で五％、そして一般的なもので一〇％、これで俗稱シーリングを敷いて、その中で各省ごとに優先順位を決めてきてください、こんな手法でございします。したがって、増税をしないからというところでやりましようというので、かんぬき論があつてこまで来て、幾ばくかのぜい肉は切り去られたかもしれません。がしかし、もちろん完全なものとは思つておりませんが、ただ、二つのことを申し上げておる。一つは六十五年に脱却します、一つは公債依存度を下げたいきます、こう言っているわけですから、仮に二番目のを外したとしますと、それは現行制度、施策をその

ままでなくして変えていけば、私は、そのところが国債政策をこれからどう見ていくかでございますが、赤字国債依存のことだけは脱却できるかもしれないと、実際問題として思います。

これは本場に例の話でございますけれども、例えばの話でございますけれども、各種特定財源を全部一般財源にして、それだけは建設国債にして一般財源化するとか、あるいはいろいろな手法がそれはあるかもしれません。あるいは、きょうあたりも議論しております、いわゆる減債制度の基本を維持しつつも、当面減債制度を妥協していくやり方をすればまた財源があるかもしれません。しかし、それは一番目だけがそれでやれて、二番の公債依存度の方はそれで対応できぬのかな。そうしますと、これは不可能だとは私は言えないのではなからうか。

ただ、そもそもの五十九年に掲げておったわけでございますから、それで、五十五年にまず一兆円の減額ありきというので一兆円減しました。幸い五十五年はそれで突っ張れたわけでございますけれども、それは五十四年の当初が三九%までいきましたから、四割も公債依存しちゃう大変だという気持ちがあったからでございますけれども、まず一兆円の減額ありきというのでやりましたが、結局あれは、五十六、五十七というのは世界同時不況の中で三兆も六兆も歳入欠陥が出たのでございしますから、それは私はやむを得なかったと思つて、政策そのものが誤りであったとは私は思いたくございません。これはたまたま私大蔵大臣でなかったわけでございますけれども、鈴木内閣でございしましたが、同時不況で大変な対応をされたなと思つております。

そこで、今度は六十五年、まだ時間があります。が、いわゆる円高不況という、あのときの世界同時不況以上の日本の国にとっては大きな衝撃かもしれません。そうしたものがあつたとしても、今その路線を要するというのは私はやっぱりちゅうちょせざるを得ない。そして、円高だけでなく、一挙に噴き出す財政歳出増加圧力、余り

抑え過ぎたから一挙に噴き出してきた場合に、それに対応できるだけの体力が個人にあるかどうか、こういうようなことも考えると非常に慎重たおける心境でございます。

○青木茂君 大臣のおっしゃいますことわかります。それは確かにわかりますけれども、もう六十五年は無理だということは、それは無理でないという学者は一人もいないんじゃないかというような状況に既になつてしまつておる。自然増収はこれは望めませんよ。そうでなくても歳入欠陥の方がむしろ問題になつていっているから、自然増収はもうちょっと望める状況じゃない。それから歳出カットといつても、これは各論反対の大合唱ですよ。これは日本の政治の一つの構造です。歳出カットは各論反対の大合唱で、これも大きな成果が期待されるのは私は思えない。それでその次は、残るのは、増税というのには負担増ですね。負担増というの、やりたくない意思はあつても果たしてできるのかということになります。私も私は現実問題としては難しいと思ひます。そうすると、国債を減らす三つの要因であるところの自然増収もだめだ、歳出カットもなかなか難しい、負担増もこれはまた難しいといつたら、どうしても袋小路へ入つてしまつていると私は思ふんです。

これは財政法との関係がございしますから非常に乱暴な提案になる、それは私はもう百も承知でひとつ御提案を申し上げるんですけれども、例えば六十五を七十にする。七十にして、七十年代目標で赤字国債の依存体質をゼロに持つていく。そしてその七十年代までは建設国債の返済を凍結してみたらどうですか。そのかわり建設国債の償還開始は、赤字国債の依存体質がゼロになつた七十一年から改めてスタートをする。これは現在の財政法ではもちろんあれですけれども、そこあたりまで思い切つた踏み込みをやらないと、本場に僕は、国債、円高、もうどうしようもないところまで日本経済は追い込まれて、追い込まれてしまつ

てからは何をやっても、下手すると僕は革命が起きるんじゃないかと心配をしておるわけなんです。

そこら辺の蛮勇というものを、ニューエーリダーのお一人であつたらうところの、私に青木博士と言われたから、お返しすれば竹下博士です。な、にひとつ御決意をいただくというか、御見解を承るというか、お願いをしたいと思います。○国務大臣(竹下登君) 革命という問題になりますと、それは私はそういういろいろなことを考えてみましても、井上準之助さんの時代には、こじきがおつて、こじきは例外なくやせておつた。今は浮浪者の方は時々いらつしやいますけれども、例外なくお太りになつておる。いわば本場に飢え死にする環境がないというのがあるいは激変にも耐えてきたことの一つであるのかな、革命が起らなかった一つでもあるのかな、こういうことを常日ごろ思つております。

もちろん財政法を改正しなきゃいかぬわけですが、仕分けして言うならば、赤字公債の依存体質からの脱却、そして一方、建設国債というの期限を切つた永久国債にしろというわけですよ、借りがえりかえで。持つておる人にまで、イギリスでかつてやつたように返しませんというわけにはいかぬ。その返す財源を借りかえの中で消化していくというの考えの一つであるのかな。よく私も議論するわけでございますけれども、そうすると既存の減債制度というものが、この点は完全な改革をやらなきゃいかぬ。そこまでするだけの現在の準備はございません。だから、いつも言うように、これもまた代官さんが言うような話になりますけれども、電電株の売却益もあるではないかという安易なところへやっぱり物の目が行きがちだという反省をも加えて、御鞭撻として受けとめさせていただきます。

○青木茂君 減債制度は形式的には残つておりますけれども、僕は実質的には崩壊していると思つわけなんです。とにかく現実というものを真つ正

面から受けとめまして、ここで全くもつて新しい発想の転換をやつた方が知識水準の高い国民は私は納得すると思ひます。おっしゃる通りに、確かに日本の国民の知識水準は高い。それからまた九割の人が中流だと思つております。それはもう世界どの国よりもすぐれた日本の特性だし、お世辞言うわけじゃないかもしれませんが、戦後何十年かのそれは自民党さんの政治の成果であつたという事実は否定はいたしません。否定はいたしませんけれども、知識水準が高いだけに、六十五年赤字国債依存体質ゼロにするというものを非常に冷ややかな目で見ます。それでだんだん信用しなくなつてしまふんですよ。知識水準の高い人はどう無理があるというよりはもう見抜きますからね。

先ほど申し上げましたように、六十五年度が可能と考えている恐らく経済学者は一人もいないであらうというふうに申し上げましたように、とにかくだれが考えても無理というものを余り大丈夫だ大丈夫だと言つてしまつと、僕は本場に国民の政治不信というの、政治家は夢を語つてくれないじゃないかという考え方が国民の中に蔓延する。それが最高限に高じてくれば、私は非常に大きな民主主義とやや違ふような形の変革というのが起きる余地が出てくるんだと、非常にそこを心配をしておるわけなんです。だから知識水準の高い国民に納得してもらえただけの新しい施策、まさにニューエーリダーの僕はそれは任務じゃないかと思つております。

これはどうも議論になりませんから、三分余しでございますけれども、これで終わります。○委員長(山本實雄君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。午後五時三十九分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、税制改革、減税に関する諸願(第一四九九号)

一、大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第一五〇〇号)

一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願(第一五〇一号)(第一五〇二号)

一、大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願(第一五〇五号)

一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願(第一五〇六号)(第一五〇七号)(第一五〇八号)

一、税制改革・減税に関する請願(第一六〇九号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一六五二号)

一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願(第一六五三号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第一六五四号)(第一六五五号)

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願(第一六八〇号)

第一四九九号 昭和六十一年四月十一日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 神奈川県秦野市沢沢七二〇ノ一 高田雄二、外六百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一五〇〇号 昭和六十一年四月十一日受理

大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 神戸市中央区楠町二ノ四ノ一六 藤井俊夫、外三百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一五〇一号 昭和六十一年四月十一日受理

冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 北海道勇払郡早来町大町一三四

服部進 外二百九十八名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一五〇二号 昭和六十一年四月十一日受理

冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 北海道小樽市奥沢四ノ一八ノ三 平田モト、外千五百名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一五〇五号 昭和六十一年四月十一日受理

大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 兵庫県小野市美多町九二ノ四 遠山芳樹、外千二百二名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一五〇六号 昭和六十一年四月十一日受理

冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 札幌市南区真駒内上町五ノ四ノ五 松尾淳一、外千十四名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一五五四号 昭和六十一年四月十二日受理

冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 札幌市北区新琴似五条一三丁目 高下一治、外二百九十九名

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一六〇九号 昭和六十一年四月十四日受理

税制改革・減税に関する請願

請願者 茨城県新治郡新治村本郷三四ノ三 前島正志、外六百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第一六五二号 昭和六十一年四月十五日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 東京都北区豊島三ノ七ノ一〇 内田順子、外三千四百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一六五三号 昭和六十一年四月十五日受理

冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 北海道函館市杉並町二ノ一五 青塚陽子、外七百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一六六四号 昭和六十一年四月十六日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 東京都三鷹市深大寺三、八四九 森哲雄、外三千三百三十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 宮城県仙台市幸町四ノ六ノ二 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、身体障害者が自分の足として使用する自動車

が消費するガソリンの揮発油税・地方道路税と自動車重量税を免除すること。

二、ディーゼル式身体障害者用自動車に課税する物品税の非課税となる範囲を拡大すること。

理由

(一)揮発油税・地方道路税の課税対象となるガソリンを使用する自動車は、電車・ガス等の公共交通機関を使用する者より、身体不自由等の障害者

が使用する自動車は、公共交通機関の使命を代行するものであるから、この自動車の運用維持に必要なガソリン等購入費用は、補助されるべきものであつても課税すべきでない。(二)二年ほど前から多くの自動車メーカーがディーゼルエンジン式乗用車を開発、商品化し、安価な軽油を使用するため使用者から喜ばれている。肢体不自由障害者等もこのディーゼル式自動車を障害者用に改造して使用したいと希望しているが、車いすを自動車に横付け関係上、車の大きさは小型車以上、エンジンの大きさはガソリンならば千六百CC程度は必要である。もしガソリンエンジンにディーゼルエンジンに置き換えるとすれば、出力馬力は排気量が同じならばディーゼルエンジンはガソリンエンジンの三分の二程度にしかならないため、千六百CCのガソリンエンジンをディーゼルエンジンに置き換えれば千四百CCが必要となる。したがって、ディーゼルエンジンが二千CCを超えたとしてもぜい沢とはいえない。道路運送車両法ではディーゼルエンジンには排気量の規制はなく、二千CCを超えても小型車の登録となつてゐる。ディーゼルエンジン三千CC未満はガソリンエンジン二千CC未満と同等の取扱いと物品税を免

除すべきである。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民本位の税制改革等に関する請願（第一六九七号）

一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願（第一七〇七号）

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願（第一七五三号）（第一八一六号）（第一八一七号）

一、大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願（第一八三六号）

一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願（第一八三七号）

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願（第一八四四号）（第一八四五号）

一、国民本位の税制改革等に関する請願（第一九二一号）

一、冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願（第一九二二号）

一、重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願（第一九三九号）（第一九四〇号）（第一九四一号）（第一九四二号）（第二〇二〇号）（第二〇二一号）（第二〇二二号）（第二〇六三三号）

一、所得税の減税実施に関する請願（第二〇七七号）

一、大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願（第二二六六号）

第一六九七号 昭和六十一年四月十八日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 京都市東山区北木之元町 中川ヒナ子 外三千二百名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一七〇七号 昭和六十一年四月十八日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 北海道帯広市東六条南一九ノ三 青山君江 外千七百九十九名

紹介議員 和田 教美君
この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一七五三号 昭和六十一年四月十九日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二ノ一 全国脊髄損傷者連合会福岡県支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一八一六号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅野目正吾

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一八一七号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二 四 三王延昭

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一八三六号 昭和六十一年四月二十一日受理
大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 神戸市北区鈴蘭台北町二ノ一ノ一 朝倉邦子 外五百二十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

第一八三七号 昭和六十一年四月二十一日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 札幌市西区西野八条六丁目 佐藤美奈子 外二千八百八十九名

紹介議員 堀出 啓典君
この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第一八四四号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ二 祖田正治

紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一八四五号 昭和六十一年四月二十一日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮下教雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一九二二号 昭和六十一年四月二十二日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 大阪市港区市岡三ノ二五 杉浦くるみ 外二千三百三十七名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第一九三三号 昭和六十一年四月二十二日受理
冬期間の燃料手当の非課税扱いに関する請願

請願者 北海道旭川市永山二条二丁目 石黒立夫 外千七百五十七名

紹介議員 服部 信吾君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第二九三九号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 福井県鯖江市島羽町三ノ一ノ一八 ノ一一 井上武美

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一九四〇号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 ノ二 全国脊髄損傷者連合会広島県支部内 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一九四一号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二 竹前巖

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第一九四二号 昭和六十一年四月二十二日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一ノ四 福田清

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第二二〇〇号 昭和六十一年四月二十三日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

請願者 宮崎県延岡市野地町六ノ五、三二

○全国脊髄損傷者連合会宮崎県支部内 矢野光孝

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第二〇二二号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 福島県郡山市葉根三ノ一八ノ五

紹介議員 柳沼正

紹介議員 添田増太郎君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第二〇二二号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第二〇六三三号 昭和六十一年四月二十三日受理

重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 名古屋市中南区堤起町二ノ三五ノ二

栗田久実

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第二〇七七号 昭和六十一年四月二十三日受理

所得税の減税実施に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

内 島貫義衛

紹介議員 八百板 正君

大幅な所得税の減税は全国的な要望であり、個人消費の拡大をもとにした内需の振興のためにも不可欠である。国税庁が行った昭和五十九年分民

間給与の実態調査においては、所得税負担率は過去最高であった昭和五十八年とほとんど変わっていないと報告しており、また、総務庁の昭和五十九年全国消費実態調査の家計収支結果速報においても、実質消費支出は五年前と変わらないと報告している。いまや形ばかりの減税では、国民の重税感に解消しない。ついでに、不公平税制を是正するとともに、早急に大幅な所得税の減税を実施されたい。

第二二六六号 昭和六十一年四月二十四日受理

大型間接税の導入を取りやめ大幅減税等に関する請願

請願者 滋賀県高島郡朽木村麻生七八六

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第六三六号と同じである。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

ものとする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十一年度の一般会計の歳入の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和六十一年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和六十一年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五号ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五号ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減償に努めるものとする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第三条 昭和六十一年度において、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

第四条 政府は、昭和六十一年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れに

ついでに、同年度の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十号ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から千三百億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一般会計から当該勘定に千三百億円に達するまでの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

附則

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、災害に係る所得税等の軽減に関する請願(第二二二五号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二二二五号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二二二五号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二二二五号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二二二五号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二二二五号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二二二五号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二二二五号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第二二二五号)

紹介議員 小山 一平君

昭和六十一年七月二十六日に多数の死傷者をだした長野市地附山地すべりにより、同市湯谷団地、松寿荘及びその周辺の住民は、家屋の損壊や宅地、家財等の埋没など甚大な被害を受けた。このため被災者は長期にわたる避難生活をしいられ、家屋の新築や土地、生活必需品等の購入を余儀なくされたが、現行所得税法は、災害を受けた生活に必要な家財等の損害額については雑損控除を認めているものの、新たな代替家財等の購入費についてはなら軽減措置がないなど、被災者にとつては大きな負担となつてゐる。よつて、被災者の苦しい実情を理解し、被災者の生活に必要な家財等の購入費等について、所得税をはじめ関係諸税の軽減措置を講ずるよう強く要請する。

第二二五二号 昭和六十一年四月二十五日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 広島県尾道市山波町一、九一五ノ一 浅田武 外千四百三十五名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二七一号 昭和六十一年四月二十五日受理
重度身体障害者の地方道路税、揮発油税免除等に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第一六八〇号と同じである。

第二二八六号 昭和六十一年四月二十五日受理
災害に係る所得税等の軽減に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野 県議院内 母袋忠右衛門
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

昭和六十一年五月二十八日印刷

第二三四〇号 昭和六十一年四月二十六日受理
税制改革・減税に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町和田六五〇 窪田篤秀 外三千九百九十九名
紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第六二二号と同じである。

第二三五四号 昭和六十一年四月二十八日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 静岡県浜松市篠原町二一、四五五 風間やのゑ 外三千二百六十一名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二三五五号 昭和六十一年四月二十八日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区阿倍野筋五ノ二三 野間口四男 外千二百五十八名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二三五六号 昭和六十一年四月二十八日受理
災害に係る所得税等の軽減に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野 県議院内 森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二四一九号 昭和六十一年四月三十日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 栃木県佐野市浅沼町七四ノ三 山崎勇 外百五十五名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二四三六号 昭和六十一年五月一日受理
国民本位の税制改革等に関する請願

昭和六十一年五月二十九日発行

請願者 群馬県桐生市仲町三ノ七ノ四 齋藤伸一 外四百九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二二一〇号と同じである。

第四号中正誤

第三段行 誤

三 一 五 広範 後半 正

第六号中正誤

第三段行 誤

三 一 三 不正や 政治が 正

三 三 一 整備 整理

三 三 八 選択性 選択制

三 一 三 ブランケット ブラケット

四 一 三 ですから、ですが、

四 一 八 確保に 確保等に

四 二 九 皮靴 革靴

大蔵委員打合会議事速記録第一号中正誤

第三段行 誤

二 三 六 例えは 例えは 正

三 四 九 の広く が広く

三 四 〇 支店 支店

三 二 九 六十 六〇

三 二 六 終わり 終わり

三 二 二 終わり 終わり

二 一 七 控除 構造

二 二 九 受けつけ 受け付け

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C